平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	3月　2日	金	開会・提案理由説明	
2	3月　3日	(土)	休会	
3	3月　4日	(日)		
4	3月　5日	月	本会議なし	
5	3月　6日	火	発言通告締切（正午まで）	
6	3月　7日	水	本会議なし	
7	3月　8日	木	質疑・一般質問	
8	3月　9日	金		
9	3月　10日	(土)	休会	
１０	3月　11日	(日)		
１１	3月　12日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
１２	3月　13日	火	本会議なし	
１３	3月　14日	水		文教厚生
１４	3月　15日	木		経済観光
１５	3月　16日	金		建設環境・文教厚生
１６	3月　17日	(土)	休会	
１７	3月　18日	(日)		
１８	3月　19日	月	本会議なし	総務企画
１９	3月　20日	火		議会運営
２０	3月　21日	(水)	休会（春分の日）	
２１	3月　22日	木	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会

目　次

第１号（３月２日）

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 5
４．説明のため出席した者 …… 6
５．事務局職員出席者 …… 7
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8
７．日程第２　会期の決定 …… 8
８．日程第３　議席の一部変更 …… 8
９．日程第４　常任委員会委員の選任 …… 10
10．日程第５　議会運営委員会委員の選任 …… 11
11．日程第６　市長のあいさつ…… 12
12．日程第７　議案第１号～議案第65号 …… 16
13．提案理由の説明 …… 18
（１）議案第１号（西田総務部長） …… 19
（２）議案第２号（西田総務部長） …… 19
（３）議案第３号（西田総務部長） …… 19
（４）議案第４号（森市民福祉部長） …… 20
（５）議案第５号（角野市民福祉部次長） …… 21
（６）議案第６号（有尾経済部次長） …… 22
（７）議案第７号（星子病院事務部長） …… 23
（８）議案第８号（西田総務部長） …… 23
（９）議案第９号（西田総務部長） …… 24
(10) 議案第10号（西田総務部長） …… 24
(11) 議案第11号（西田総務部長） …… 25
(12) 議案第12号（西田総務部長） …… 25
(13) 議案第13号（西田総務部長） …… 26
(14) 議案第14号（西田総務部長） …… 26
(15) 議案第15号（森市民福祉部長） …… 27
(16) 議案第16号（藏原経済部長） …… 28

(17) 議案第17号（森市民福祉部長） …… 29
(18) 議案第18号（森市民福祉部長） …… 29
(19) 議案第19号（森市民福祉部長） …… 29
(20) 議案第20号（森市民福祉部長） …… 29
(21) 議案第21号（藏原経済部長） …… 30
(22) 議案第22号（西田総務部長） …… 30
(23) 議案第23号（西田総務部長） …… 31
(24) 議案第24号（森市民福祉部長） …… 35
(25) 議案第25号（森市民福祉部長） …… 37
(26) 議案第26号（熊野環境部長） …… 38
(27) 議案第27号（角野市民福祉部次長） …… 39
(28) 議案第28号（角野市民福祉部次長） …… 42
(29) 議案第29号（池田水道局長） …… 42
(30) 議案第30号（有尾経済部次長） …… 43
(31) 議案第31号（有尾経済部次長） …… 44
(32) 議案第32号（有尾経済部次長） …… 44
(33) 議案第33号（有尾経済部次長） …… 44
(34) 議案第34号（池田水道局長） …… 45
(35) 議案第35号（星子病院事務部長） …… 46
(36) 議案第36号（熊野環境部長） …… 47
(37) 議案第37号（西田総務部長） …… 48
(38) 議案第38号（西田総務部長） …… 49
(39) 議案第39号（藏原経済部長） …… 49
(40) 議案第40号（藏原経済部長） …… 49
(41) 議案第41号（藏原経済部長） …… 49
(42) 議案第42号（藏原経済部長） …… 49
(43) 議案第43号（藏原経済部長） …… 49
(44) 議案第44号（藏原経済部長） …… 49
(45) 議案第45号（藏原経済部長） …… 49
(46) 議案第46号（熊野環境部長） …… 51
(47) 議案第47号（池田建設部長） …… 51
(48) 議案第48号（杉焼助役） …… 51
(49) 議案第49号（杉焼助役） …… 51
(50) 議案第50号（杉焼助役） …… 51

(51) 議案第51号（杉燒助役） …… 52
(52) 議案第52号（杉燒助役） …… 52
(53) 議案第53号（杉燒助役） …… 52
(54) 議案第54号（杉燒助役） …… 52
(55) 議案第55号（杉燒助役） …… 52
(56) 議案第56号（杉燒助役） …… 52
(57) 議案第57号（杉燒助役） …… 52
(58) 議案第58号（杉燒助役） …… 52
(59) 議案第59号（杉燒助役） …… 53
(60) 議案第60号（杉燒助役） …… 53
(61) 議案第61号（杉燒助役） …… 53
(62) 議案第62号（杉燒助役） …… 53
(63) 議案第63号（杉燒助役） …… 53
(64) 議案第64号（杉燒助役） …… 53
(65) 議案第65号（杉燒助役） …… 53
14. 散 会 …… 54

第２号（３月８日）

１．議事日程 …… 57
２．本日の会議に付した事件 …… 57
３．出席議員 …… 58
４．説明のため出席した者 …… 58
５．事務局職員出席者 …… 59
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 60
（１）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 60
〇西田総務部長答弁 …… 63
〇藏原経済部長答弁 …… 63
（２）森　久雄議員２回目一般質問 …… 64
〇西田総務部長答弁 …… 65
（３）森　久雄議員第３回目一般質問 …… 66
〇中嶋市長答弁 …… 66
（４）原　徹議員第１回目一般質問 …… 67
〇池田建設部長答弁 …… 69
〇星子病院事務部長答弁 …… 70

○森市民福祉部長答弁 …… 71
（５）原　徹議員第２回目一般質問 …… 72
○池田建設部長答弁 …… 75
○星子病院事務部長答弁 …… 75
○中嶋市長答弁 …… 76
（６）原　徹議員第３回目一般質問 …… 77
○池田建設部長答弁 …… 79
○星子病院事務部長答弁 …… 80
○中嶋市長答弁 …… 80
（７）島田節男議員第１回目質疑 …… 81
○藏原経済部長答弁 …… 82
○池田建設部長答弁 …… 83
（８）島田節男議員第１回目一般質問 …… 84
○中嶋市長長答弁 …… 85
○福田企画振興部長答弁 …… 86
（９）島田節男議員第２回目一般質問 …… 87
○中嶋市長答弁 …… 88
○福田企画振興部長答弁 …… 89
(10) 島田節男議員第３回目一般質問 …… 90
○西田総務部長答弁 …… 90
７．散　会 …… 90

第３号（３月９日）

１．議事日程 …… 95
２．本日の会議に付した事件 …… 96
３．出席議員 …… 96
４．説明のため出席した者 …… 97
５．事務局職員出席者 …… 98
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 99
（１）丸山寛治議員第１回目一般質問 …… 99
○中嶋市長答弁 …… 99
（２）丸山寛治議員第２回目一般質問 …… 101
○中嶋市長答弁 …… 102
（３）丸山寛治議員第３回目一般質問 …… 103

（４）池田誠一議員第１回目一般質問 …… 104
〇星子病院事務部長答弁 …… 107
〇八木田教育部長答弁 …… 108
〇西田総務部長答弁 …… 110
（５）池田誠一議員第２回目一般質問 …… 111
〇星子病院事務部長答弁 …… 112
〇田中教育長答弁 …… 112
（６）北原昭三議員第１回目質疑・一般質問 …… 114
〇藏原経済部長答弁 …… 117
〇熊野環境部長答弁 …… 117
〇森市民福祉部長答弁 …… 118
〇中嶋市長答弁 …… 118
（７）北原昭三議員第２回目質疑・一般質問 …… 119
〇藏原経済部長答弁 …… 121
〇熊野環境部長答弁 …… 121
（８）北原昭三議員第３回目質疑・一般質問 …… 122
〇熊野環境部長答弁 …… 123
７．散　会 …… 123

第４号（３月12日）

１．議事日程 …… 127
２．本日の会議に付した事件 …… 128
３．出席議員 …… 128
４．説明のため出席した者 …… 129
５．事務局職員出席者 …… 130
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 131
（１）吉本政幸議員第１回目質疑・一般質問 …… 131
〇西田総務部長答弁 …… 132
（２）吉本政幸議員第２回目質疑・一般質問 …… 133
〇西田総務部長答弁 …… 134
（３）吉本政幸議員第３回目質疑・一般質問… …… 134
〇西田総務部長答弁 …… 135
（４）太田黒鐵郎議員第１回目質疑 …… 136
〇福田企画振興部長答弁 …… 136

（５）太田黒鐵郎議員第２回目質疑 …… 137
〇福田企画振興部長答弁 …… 139
〇西田総務部長答弁 …… 140
〇藏原経済部長答弁 …… 141
（６）太田黒鐵郎議員第３回目質疑 …… 142
〇中嶋市長答弁 …… 144
〇藏原経済部長答弁 …… 144
（７）太田黒鐵郎議員第１回目一般質問 …… 145
〇西田総務長答弁 …… 146
（８）太田黒鐵郎議員第２回目一般質問 …… 147
（９）川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 147
〇田中教育長答弁 …… 149
〇八木田教育部長答弁 …… 151
(10) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 153
〇田中教育長答弁 …… 154
(11) 川野　功議員第１問目一般質問（３回目） …… 156
〇田中教育長答弁 …… 156
(12) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 158
〇池田水道局長答弁 …… 158
(13) 川野　功議員第２問目一般質問（２回目） …… 159
〇熊野環境部長答弁 …… 159
(14) 川野　功議員第３問目一般質問（１回目） …… 160
〇八木田教育部長答弁 …… 161
(15) 川野　功議員第３問目一般質問（２回目） …… 162
〇八木田教育部長答弁 …… 162
７．日程第２　委員会付託 …… 163
８．散　会 …… 164

第５号（３月22日）

１．議事日程 …… 167
２．本日の会議に付した事件 …… 169
３．出席議員 …… 172
４．説明のため出席した者 …… 173
５．事務局職員出席者 …… 174

６．日程第１　議案第１号～議案第65号
陳情第13号・陳情第15号・陳情第16号・陳情第18号 …… 175
７．各常任委員長の報告 …… 177
（１）文教厚生常任委員長報告 …… 177
（２）経済観光常任委員長報告 …… 180
（３）建設環境常任委員長報告 …… 181
（４）総務企画常任委員長報告 …… 182
８．質　疑 …… 183
９．討　論 …… 183
（１）原　　徹議員討論 …… 183
10．採　決 …… 186
11．日程第２　議員提出議案第１号 …… 189
12．提案理由の説明 …… 189
（１）議員提出議案第１号（太田黒鐵郎議員） …… 190
13．質　疑 …… 190
14．討　論 …… 190
15．採　決 …… 190
16．日程第３　所管事務調査の委員会付託 …… 190
17．日程追加　日程第４　議案第66号
議員提出議案第２号、議員提出議案第３号
意見書案第１号…… 191
18．提案理由の説明 …… 191
（１）議案第66号（杉焼助役） …… 192
（２）議員提出議案第２号（太田黒鐵郎議員） …… 192
（３）議員提出議案第３号（太田黒鐵郎議員） …… 192
（４）意見書案第１号（職員朗読） …… 193
19．質　疑 …… 194
20．討　論 …… 195
21．採　決 …… 195
22．閉　会 …… 195

３月２日（金曜日）

平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成19年３月２日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議席の一部変更

第４　常任委員会委員の選任

第５　議会運営委員会委員の選任

第６　市長のあいさつ

第７　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第７号））

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）

議案第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成18年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第７号　平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第８号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第９号　山鹿市副市長の定数を定める条例

議案第10号　市長等の退職手当の支給に関する条例及び山鹿市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号　行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第12号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第14号　公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例

議案第15号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第26号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第29号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第30号　平成19年度六郷財産区特別会計予算
議案第31号　平成19年度城北財産区特別会計予算
議案第32号　平成19年度稲田財産区特別会計予算
議案第33号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第34号　平成19年度山鹿市水道事業会計予算
議案第35号　平成19年度山鹿市病院事業会計予算
議案第36号　平成19年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第37号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第38号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について（黒蛭地区コミュニティーセンター）
議案第40号　公の施設の指定管理者の指定について（蒲生コミュニティーセンター）
議案第41号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間研修センター）
議案第42号　公の施設の指定管理者の指定について（椎持研修センター）
議案第43号　公の施設の指定管理者の指定について（幸ヶ丘研修センター）
議案第44号　公の施設の指定管理者の指定について（農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（幸の国有機センター）
議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について（薄尾斎場）

議案第47号　市道路線の認定について
議案第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第49号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第50号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第51号　公平委員会委員の選任について
議案第52号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第53号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第54号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第55号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第56号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第57号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第58号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第59号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第60号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第61号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第62号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第63号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第64号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第65号　稲田財産区管理委員の選任について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

1番	平井光臣君
2番	北原昭三君
3番	芹川正美君
4番	藤原　豊君
5番	立山秀木君
6番	立山　隆君
7番	原　徹君
8番	平井邦廣君
9番	吉本政幸君
10番	池田誠一君

11番　堀　茂幸君
12番　永田紘二君
13番　森川昭彦君
14番　川野　功君
15番　古荘克郎君
16番　島田節男君
17番　森　芳顕君
18番　家入憲隆君
19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
経済部長	藏原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君

鹿本総合支所長	芹川孝弘君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	有尾隆俊君
教育部長	八木田達博君
総務課長	幸村英星君
職員課長	黒田賢二君
行政改革推進課長	小川啓司君
福祉課長	富田辰郎君
市民課長	加藤光一郎君
農林振興課長	富安　豪君
都市計画課長	宮本栄次郎君
監査事務局長兼選管事務局長	有働　博君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。ただいまから平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。お手元に議案の正誤表が提出されておりますのでご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、古田信助議員、丸山康昭議員を指名いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月22日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第３　議席の一部変更

○議長（高野誠二君）

日程第３、議席の一部変更を議題といたします。

今回新たにご当選になりました平井光臣議員の議席の指定に関連し、議席の一部を変更いたしたいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

１番	平井　光臣議員	２番	北原　昭三議員
３番	芹川　正美議員	４番	藤原　　豊議員
５番	立山　秀木議員	６番	立山　　隆議員
７番	原　　徹議員	８番	平井　邦廣議員

９番	吉本　政幸議員	10番	池田　誠一議員
11番	堀　茂幸議員	12番	永田　紘二議員
13番	森川　昭彦議員		

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に、それぞれお着き願います。

議席の一部変更のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時04分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、平井光臣議員をご紹介いたします。

平井議員からあいさつの申し出があっておりますので、これを許します。

平井光臣議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。このたびの山鹿市議会議員鹿北選挙区補欠選挙において、市民の皆様方のご支持をいただき、山鹿市議会議員として重責を担うことになりました平井光臣でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

皆様方ご案内のとおり、私自身まさに、浅学菲才な身の上でございますが、議員各位、中嶋市長をはじめ執行部の皆様方のご指導、ご協力を仰ぎ、新たな意欲と志のもと、円滑な議会運営と市政発展のため全力を尽くす覚悟でございます。どうか今後とも、なお一層のご支援、ご指導を賜りますように、心からお願いを申し上げます。甚だ簡単粗辞ございますけれども、就任のあいさつといたします。お世話になります。

［拍手］

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第４　常任委員会委員の選任

○議長（高野誠二君）

日程第４、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、お諮りいたします。

これより、職員をして常任委員会及び所属委員の指名を朗読いたさせます。

［職員朗読］

総務企画常任委員会委員、丸山康昭議員、寺崎勇児議員、森　久雄議員、藤原弘議員、高野誠二議員、家入憲隆議員、川野　功議員、平井光臣議員。

文教厚生常任委員会委員、丸山寛治議員、太田黒鐵郎議員、横手啓介議員、島田節男議員、永田紘二議員、原　徹議員、立山秀木議員、北原昭三議員。

経済観光常任委員会委員、古田信助議員、高口功二郎議員、森　芳顕議員、古荘克郎議員、堀　茂幸議員、池田誠一議員、藤原　豊議員。

建設環境常任委員会委員、山口晋正議員、西牟田　長議員、森川昭彦議員、吉本政幸議員、平井邦廣議員、立山隆議員、芹川正美議員。

○議長（高野誠二君）

ただいま朗読いたしましたとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による各常任委員会を招集いたします。休憩中、ただちに各常任委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は総務企画委員控室を総務企画常任委員会、文教厚生委員控室を文教厚生常任委員会、経済観光委員控室を経済観光常任委員会、建設環境委員控室を建設環境常任委員会といたします。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時08分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時15分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

総務企画常任委員会委員長、寺崎勇児議員、副委員長、川野　功議員。

文教厚生常任委員会委員長、永田紘二議員、副委員長、島田節男議員。

経済観光常任委員会委員長、堀　茂幸議員、副委員長、森　芳顕議員。

建設環境常任委員会委員長、森川昭彦議員、副委員長、平井邦廣議員。

以上のとおりであります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第５　議会運営委員会委員の選任

○議長（高野誠二君）

日程第５、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員は、委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、お諮りいたします。

これより、職員をして所属委員の指名を朗読いたさせます。

［職員朗読］

議会運営委員会委員、寺崎勇児議員、太田黒鐵郎議員、森　芳顕議員、川野　功議員、森川昭彦議員、永田紘二議員、堀　茂幸議員、平井邦廣議員。

○議長（高野誠二君）

ただいま朗読いたしましたとおり、指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による議会運営委員会を招集いたします。休憩中、ただちに議会運営委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は議員控室といたします。議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時18分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時22分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われましたので、

ご報告いたします。

議会運営委員会委員長、太田黒鐵郎議員、副委員長、川野　功議員。

以上のとおりであります。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第６　市長のあいさつ

○議長（高野誠二君）

日程第６、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成19年３月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多忙の中、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

まずは先ほどごあいさついただきました。先の市議会議員補欠選挙においてめでたくご当選された平井光臣議員に、心からお祝いを申し上げます。山鹿市発展のため、ご指導、ご支援、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会の開会に当たり、新年度の市政運営の基本方針並びに平成19年度予算案の主要施策についてご説明し、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

［市政運営の基本方針］

私はかねてからこの社会をつくる大きな要素として、「時・地・人」があると考えています。今、次の10年、20年の時代の荒波に耐え得る新たな礎を築く「時」であると思います。経済のグローバル化が進む中で、その大きな流れが私たちの暮らす山鹿の「地」へも近づきつつあります。そして、このふるさと山鹿のすばらしい資源や大きな可能性を生かすのは「人」であります。６万市民の皆様一人一人の知恵と力を生かして結集するとき、山鹿市の大きな前進が生まれてくるものと確信いたします。大切にしたい基本的なこととして、自分たちの地域は自分たちでつくるという自主・自立の精神、市民、地域、企業等があらゆる分野において、それぞれの持つ特性、力を出し合い、目的を達成する連携と協働があります。私の市政運営の信条であります「６万市民の皆様を真正面に据えた山鹿市政」、「６万市民の皆様との協働による全国に誇れる山鹿市の創造」を柱として、まちづくりの指針であります総合計画に沿い「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」の実現に向けて確実な歩みを進めてまいります。

日本経済が民間需要中心の緩やかな回復を続ける中で、少子高齢化、人口減少社

会を迎えた今日、国・地方にあっては極めて短期間でさまざまな改革を成し遂げることが求められています。

このような中にあって、地方財政は公債費が高い水準で推移することや社会保障関係費の自然増等も見込まれ、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。引き続き地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムを確立するため、徹底した行財政改革を推進するとともに、歳出の見直しによる抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であります。

山鹿市の平成19年度の予算編成におきましては、「創造と成長」の実現を図る方針のもと、あらゆる分野において成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みを強力に推進してまいります。平成19年度は「新たな時代に対する挑戦の４年」の初年度であります。市民の皆様一人一人が日々の生活に対して、生きがい、充実感、明日への希望を感じることができるよう、次の５分野へ施策を集中し、行政サービスの向上に努めるとともに、「将来世代に責任を持った財政運営」を行ってまいります。

［主要施策］

一つ目は、「次世代の育成、人間力の強化（人材強化、明日を担う、地域を担う人づくり）」であります。

山鹿市の将来都市像を実現させるためには、豊かな人間性と実践力を持った人材の育成を図ることが必要です。「限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材」を教育目標に、市民との協働で策定した教育基本計画に基づき、各種施策を進めてまいります。私たちが生まれ育った地域や郷土に対する愛着、愛情を養う施策を展開するとともに、豊かな心、健やかな体、確かな学力をバランスよく培う教育を推進するため、学校再編に向けた取り組みを進めていきます。

また、障害を持つ子どもや不登校生の支援を引き続き行ってまいります。さらに、熟練の腕を生かした技術の継承、大学等との技術協力を進めていきます。文化振興では、伝統芸能保存対策としての後継者育成や文化財の保護活用を図っていきます。鞠智城につきましては、市内各種団体及び熊本県、関係市町と連携を図り、国営公園化に向けての啓発等に努めてまいります。

青少年健全育成として、「早寝・あいさつ・朝ごはん」運動を全市に展開し、学校・地域・家庭との連携により運動の定着を図ります。生涯学習では、市民一人一人の学習意欲を喚起し、地域活動への広がりを目指します。

人権教育では、人輝く人権文化の創造を目指して、その充実に努めます。また、総合型スポーツクラブ、生涯スポーツを通して市民の健康づくりに取り組みます。

さらに、女性の活躍は地域の新たな活力の源であります。意欲と能力あふれる女

性があらゆる場でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう積極的に支援してまいります。

二つ目は、「グローバル戦略の強化（成長力・競争力強化、地域活性化戦略の展開）」であります。

本市の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。そのため、意欲と能力のある担い手に対しての施策を強化します。

また、都市と農村との交流推進など、農村地域の活性化に取り組むとともに、地域の特産品や観光資源などを有効活用し、新たな商品開発や伝統技法の継承に努めてまいります。

平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策として、引き続き農業担い手に対する支援を行います。さらに農村地域の良好な環境保全を図るため、地域が一体となって進める農地・水・環境保全の取り組みを支援してまいります。

中心市街地の活性化策として、住みやすく、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進していく上で、新たな指針となる中心市街地活性化基本計画を策定します。

企業誘致については、産業界の動向を的確にとらえ、企業立地のための戦略を積極的に展開するため、工業団地の整備を具体化し、誘致活動を行ってまいります。

観光振興では、豊富な観光資源を生かした歴史浪漫息づく田園観光都市づくりを目指します。19年度は農林業、商工業、観光業が連携し、各産業の商品を売り込む山鹿マーケットの開催や四季を通じて旬の情報を紹介する季刊誌発行を福岡エリアを中心に展開いたします。

また、大学との連携による観光戦略を展開することで、観光客の増加を目指します。

なお、このような多くの施策に的確に対応していくため、19年度から経済部を農林部と商工観光部に分けて、地域産業の活性化を図ってまいります。

三つ目は、「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度の確立（保健、医療、福祉の充実）」であります。

平成18年度中に策定する山鹿市総合保健福祉計画に基づき、市民のだれもが住み慣れた家庭や地域で安全で安心して豊かな暮らしができる環境づくりを推進します。

特に、次世代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境の整備、子育て家庭の負担の軽減、地域による子育て家庭の見守り力の強化に努めます。

医療や介護については、より健康で、元気に生活を楽しめるよう、予防重視の施策を展開します。特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）などの生活習慣病対策として特定健康審査等実施計画を策定します。

市立病院については、地域における公的病院としての役割を明確にした上で、急性期医療をはじめ診療体制の充実を目指し、改築事業に着手します。

四つ目は、「市民の安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現」であります。安全で快適な暮らしを支える基盤づくりを進めるためには、市民生活や産業活動を支える社会資本の整備が必要です。

交通の利便性向上を図るため、均衡あるまちづくりや住環境の向上に不可欠な幹線道路網等の整備を進めていきます。また、新しい生活交通の確保を図るため、循環バス等による試験運行を通じて、地域交通体系の方策を検討していきます。

さらに、少子高齢社会の進展や地域間競争、一層多様化する市民ニーズへの対応などを視野に入れ、魅力あるまちづくりを進める上で不可欠な本市のまちづくりの基本理念や都市機能の整備を図っていくため、都市計画マスタープランの策定を行います。

環境づくりについては、恵まれた環境を次の世代へよりよい形で引き継ぐとともに、市民の健康で文化的な都市生活を創造するため、市民との協働による環境保全施策を展開します。

このため、環境保全の基本方針となる環境基本計画の策定にあわせて、市内各地域の環境特性やニーズに応じた体系的・計画的な環境保全施策を推進します。

また、安全で良質な水道水の供給を行うために、上水道・簡易水道施設の計画的な整備・更新を進めていきます。さらに、生活環境の向上、河川などの公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理計画の見直しを行うとともに、計画的な整備に努めてまいります。

五つ目は、「行政改革、財政改革、意識改革の確実な実施」であります。

行政改革大綱を基調とし、その具体的施策であります実施計画及び集中改革プランの確実な実行と効率・効果的な行政システムの確立を図ってまいります。

公共施設の経済的、効率的な管理運営や利活用促進を図る観点から、公共施設再編整備計画に基づき、学校・保育所等をはじめ公共施設の再編整備を進めていきます。

また、少子高齢化の急速な進展及び社会経済情勢の変化に伴い、地域が抱える課題も多種多様化しています。そのため、地域の実情に応じたきめ細かい対応が行政に望まれるとともに、行政施策の地域への十分な浸透が重要となっています。様々な地域課題を地域と行政が連携して解決を図り、地域発展の一助とするため、市職員がチームを組み、地域と行政のパイプ役・地域の身近な相談窓口として、地域に根ざした活動を行う、山鹿市地域サポーター制度を創設します。

職員の意識改革については、長期的かつ総合的な視点から分権に対応し得る職員

の育成とそれを実現できる職場づくりを推進するとともに、人事交流を推進しながら、専門的かつ高度な知識経験を有する職員の育成を行います。

このような基本方針のもとに編成いたしました平成19年度の一般会計の予算規模は251億円であります。これに10特別会計と３企業会計を合わせますと、純計で503億4437万6000円であります。

以上、市政運営の基本方針に基づき、施策の概要についてご説明いたしましたが、真の地方分権時代を迎える中で、私ども行政に携わるものとして、これからが、まさに山鹿市の真価が問われる時であると、強く認識しております。

今、この時、それぞれの現場で頑張っておられる市民の声に真摯に耳を傾け、対話を通して、その期待にこたえるべく、864名の職員一人一人が気概と情熱を持って、事に当たる覚悟であります。山鹿市の英知を集め、自らの可能性を信じ、市民の皆様とともに「山鹿市の未来」を切り開いていく所存であります。

本日から21日間にわたり、ご審議いただきます議案は、条例15件、予算20件、人事18件、その他12件の合計65件でございます。これらの諸議案につきましては、職員をして説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご採決を賜りますよう、お願い申し上げます。お世話になります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

日程第７　議案第１号～議案第６５号

○議長（高野誠二君）

日程第７、議案第１号から議案第65号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第７号））

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）

議案第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成18年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第７号　平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第８号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第９号　山鹿市副市長の定数を定める条例

議案第10号　市長等の退職手当の支給に関する条例及び山鹿市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号　行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第12号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第14号　公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例
議案第15号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第26号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第29号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第30号　平成19年度六郷財産区特別会計予算
議案第31号　平成19年度城北財産区特別会計予算
議案第32号　平成19年度稲田財産区特別会計予算
議案第33号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第34号　平成19年度山鹿市水道事業会計予算
議案第35号　平成19年度山鹿市病院事業会計予算
議案第36号　平成19年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第37号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第38号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について（黒蛭地区コミュニティー

センター）
議案第40号　公の施設の指定管理者の指定について（蒲生コミュニティーセンター）
議案第41号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間研修センター）
議案第42号　公の施設の指定管理者の指定について（椎持研修センター）
議案第43号　公の施設の指定管理者の指定について（幸ヶ丘研修センター）
議案第44号　公の施設の指定管理者の指定について（農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（幸の国有機センター）
議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について（薄尾斎場）
議案第47号　市道路線の認定について
議案第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第49号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第50号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第51号　公平委員会委員の選任について
議案第52号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第53号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第54号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第55号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第56号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第57号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第58号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第59号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第60号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第61号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第62号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第63号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第64号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第65号　稲田財産区管理委員の選任について

○

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。議案第１号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、議員の辞職に伴いまして、公職選挙法並びに山鹿市議会議員選挙の選挙区等に関する条例に基づきまして、補欠選挙を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）を専決第14号として平成18年12月19日に専決処分をしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

３ページをお願いします。第１条が歳入歳出予算の補正でありまして、総額に390万円を追加し、総額を272億2940万7000円とするものでございます。

10ページをお願いします。３歳出、（款）総務費、（目）市議会議員補欠選挙費の補正額390万円は投開票事務など補欠選挙の執行にかかる経費であります。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第２号　専決処分を求めることについてご説明申し上げます。

本案は地方自治法第179条第１項の規定により平成19年１月26日付をもって専決処分をしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。山鹿市も構成団体の一団体であります熊本県市町村総合事務組合に、去る２月１日に設立されました熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに加入したことに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の増加、組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の一部変更を行う必要が生じたものであります。

なお、規約の変更の手続につきましては、地方自治法に基づく関係地方公共団体の協議が必要であり、またこの協議につきましては、同法に基づく議会の議決を経る必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたところであります。よろしくお願いいたします。

以下、一部変更に関する規約についてご説明を申し上げます。

別表第１は組合組織する地方公共団体名を列記しておりますが、この表に熊本県後期高齢者医療広域連合を新たに加えるものです。

別表第２は同組合の共同処理する事務につきまして、各々の事務ごとに加入する団体を列記しているものでございます。本表におきましても、別表第１と同様団体名を加えるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成19年２月１日から施行いたします。

なお、総合事務組合のすべての構成団体において、同文によります議決または専決処分がなされております。

続きまして、議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）につきましてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

まず第１条　歳入歳出予算の補正は、総額から2210万6000円を減額し、総額を272億730万1000円とするものです。

５ページをお願いします。第２表　繰越明許費です。（款）民生費、（項）社会福祉費の国民健康保険事業特別会計繰出金ほか３事業につきましては、年度内の事業完成が見込めないため、地方自治法第213条第１項の規定に基づき繰越明許費の設定を行うものでございます。

６ページをお願いします。第３表　地方債補正です。地方債の変更につきましては、国、県支出金の内示、事業費の確定及び地方債の同意見込により起債の限度額をそれぞれ変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

21ページをお願いいたします。３　歳出、（款）総務費（目）人事管理費の補正額550万3000円は特別職及び一般職の退職手当であります。

22ページをお願いします。（目）財産管理費の補正額200万円は鹿本保養センターにかかります賃貸借契約の満了に伴う契約保証金でございます。

次の（目）基金費の中にあります財政調整基金積立金の補正額3193万円につきましては、預金利子の確定によるもの、財産の売り払いによるもの、及び指定管理者からの納付金等によるもので、それぞれを積み立てるものでございます。

続きまして22ページの下段の方にあります（款）民生費、（目）社会福祉総務費の中の国民健康保険事業特別会計繰出金1419万円は、後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修であります。

また23ページ、（目）高齢者福祉総務費にあります高齢者医療確保事務1025万円及び介護保険事業特別会計繰出金119万5000円につきましても、後期高齢者医療制度の創設等に伴うものでございます。

以上、歳出予算の主な内容について、ご説明を申し上げましたが、補正予算に関する説明書としまして、32ページ以降に給与費明細書並びに地方債に関する調書を掲載しております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

おはようございます。

議案第４号平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につ

いてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正でございます。

まず第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に4289万5000円を追加し、総額を71億526万3000円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。第２表　繰越明許費です。（款）総務費、（項）総務管理費の後期高齢者医療制度創設準備事業につきましては、年度内の完成が見込めないため、地方自治法第213条第１項の規定に基づき繰越明許費を設定するものでございます。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出により説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。（款）総務費（目）一般管理費の補正額1719万円は平成20年度の制度改正に伴います国保保険者システム改修経費でございます。

（款）保険給付費、（目）一般被保険者療養給付費は財源の組み替えでございます。（款）諸支出金、（目）一般会計繰出金の補正額2570万5000円は、平成17年度基盤安定負担金の精算によります返納金を一般会計へ繰り出すものです。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を７ページに掲載しております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

おはようございます。

議案第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ224万7000円を追加し、47億7695万6000円と定めるものでございます。第２条は、地方自治法第213条第１項の規定による繰越明許費を定めるものでございます。

３ページをお願いいたします。第２表　繰越明許費でございます。（款）総務費、（項）総務管理費の医療制度改革創設準備事業は、当該年度内の完成が見込めないため、地方自治法第213条第１項の規定に基づき繰越明許費を設定するものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

８ページをお願いいたします。２　歳入、（款）保険料、（項）介護保険料、（目）第１号被保険者保険料の補正額マイナス2084万9000円は、平成17年度の決算剰余金を平成18年度財政状況を勘案し、2084万9000円を繰越いたしておりましたが、平成18年度決算見込により保険料に財源組み替えをするものでございます。財源といたしまして繰越金でございます。

10ページをお願いいたします。３　歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額224万7000円につきましては、医療保険制度改革に伴う介護保険システム改修に係る経費でございます。財源といたしまして、国庫支出金105万2000円、一般財源119万5000円でございます。

なお、当該年度内に事業の完了が見込めないため、地方自治法第213条第１項の規定に基づき、全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

以上、補正予算の内容について概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出補正予算事項別明細書を７ページに掲載しております。ご参照の上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。終わります。

○議長（高野誠二君）

有尾経済部次長。

［経済部次長　有尾隆俊君　登壇］

○経済部次長（有尾隆俊君）

おはようございます。

議案第６号　平成18年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

１ページをお開き願います。今回の補正予算は、第１条で、歳入歳出予算の総額に243万7000円を追加し、総額を344万2000円とし、第２条の繰越明許費を定めるものであります。

３ページをお願いします。第２表　繰越明許費として、（款）総務費、（項）総務管理費、水源林整備事業243万7000円であります。

８ページから、歳入歳出補正予算事項別明細書を掲載しております。９ページの歳出により説明いたします。（款）総務費、（目）財産管理費、補正額243万7000円、財源につきましては、本事業が国・県からの補助金交付ではなく、独立行政法人緑資源機構の事業であることから、諸収入の雑入で受けておりまして、財源はその他でございます。委託料として243万7000円を計上しております。

事業内容を説明いたします。稲田財産区所有山林につきましては、緑資源機構等の分収造林契約により管理運営をしているところですが、近年の台風により主要山林に風倒木が広範に発生いたしました。この倒木の撤去と新たな植樹等の補助事業

実施に向け、関係機関に対し、継続的に申請をしてきたところですが、今回国において平成18年度水源林整備事業補正予算が可決され、それを受けて緑資源機構から２月になり、予算成立の通知がございました。事業面積2.87ヘクタールで、財産区の負担はございません。

なお、本事業については、年度内完了が困難であることから、繰越明許費をお願いいたしております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

おはようございます。議案第７号　平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、病院会計での早期退職に係る退職給与金を地方公営企業法施行令第26条第２項及び第３項の規定に基づき補正するものでございます。

１ページをお開き願います。第１条は総則でございます。第２条は、資本的収入及び支出でございます。このうち支出について補正をお願いするものでございます。（第１款）資本的支出の既決予定額に389万6000円を追加し、総額を５億711万6000円とするものでございます。

以上、概略ご説明申し上げましたが、予算の説明として４ページに実施計画を掲載しております。ご参照の上ご審議賜りますようにお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第８号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。平成18年６月７日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行を受けまして、改正動機を共通にする六つの条例を一つの改正条例にまとめた関係条例の整理に関する条例として、ご提案するものであります。

改正内容についてご説明いたします。第１条の山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部改正。第２条の山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。第３条の山鹿市長等の給与の特例に関する条例の一部改正は、自治法の改正法律によります

地方公共団体がみずからの判断で適切な組織管理体制を構築できるよう、収入役を廃止し、副市長に一元化が図られたことに伴う改正であります。この趣旨に基づきまして、各条例中の助役という名称を副市長へ、加えて特別職である収入役という名称を削除するものでございます。

次に、第４条の山鹿市監査委員条例の一部改正についてでございます。これは監査委員の定数について、これまでの条例に基づく定数の選択制を廃止し、法律上の定数を２人とした上で、監査機能の充実を図る観点から、定数を増加する場合は、条例で定めることができるとされました。この趣旨に基づきまして、条例中の法律を引用している根拠規定の削除及び定数規定の削除を行うものであります。

また、第５条の山鹿市税条例の一部改正、第６条の山鹿市福祉事務所条例の一部改正につきましては、地方自治法上の吏員とその他の職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員とする改正に伴い、条例中の吏員を職員へと改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成19年４月１日から施行するものです。

ただし、第４条の規定につきましては、公布の日から施行するというものであります。

続きまして、議案第９号　山鹿市副市長の定数を定める条例について、ご説明申し上げます。

本案も自治法改正に伴いまして、同法第161条第２項の規定に基づき、条例を制定する必要があり、提案するものであります。自治法の改正で助役が副市長となり、またその定数も条例で定めることとされ、平成19年４月１日から施行されることに伴うものであります。本市におきましては、この規定に基づき、副市長の定数を１人とするものです。

附則としまして、この条例は平成19年４月１日から施行いたします。

続きまして、議案第10号　市長等の退職手当の支給に関する条例及び山鹿市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案も地方自治法改正及び退職手当等の見直しに伴いまして、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

主な内容は、助役を副市長に、また収入役が廃止されましたので、その条文を改めるものであります。

次に、退職手当の在職期間の計算方法の見直しでありますが、期間計算を厳密に行うため、当選または選任の日から退職または死亡の日までとし、１月未満の端数が生じたときには、これを切り捨てることとするものであります。

附則としまして、この条例は平成19年４月１日から施行いたします。

次に、議案第11号　行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。本案は平成19年度の組織改正に伴いまして、関係する条例を改正する必要があり、提案するものであります。合併後進めております行政改革の組織機構の見直しの中で、明確で機能的な組織体制の確立として、本庁と総合支所のあり方も見直し、わかりやすく利用しやすい本庁方式への段階的な移行を図るための一つであります。

まず、18年度から一部取り組んでおります山鹿総合支所の本庁との統合を行い、19年度からこれを廃止するものであります。

次に、組織改正としまして、企画振興部を総務部と統合するとともに、非常に多様化しております農林部門の強化を図るとともに、企業誘致、商工部門を充実するため、経済部を廃止し、農林部及び商工観光部を設けるものであります。

これらの改正に伴いまして、山鹿市支所設置条例及び山鹿市部設置条例を改正するとともに、それぞれの条例中に引用されております条文の整備を行います。

第１条は、山鹿支所設置条例の改正ですが、第２条　支所の名称、位置及び所管区域を定める規定でございまして、その中から山鹿総合支所に関する項を削除するものでございます。

第２条は、山鹿市部設置条例の改正であります。同条例第１条は部の設置でございまして、企画振興部を削り、経済部を農林部及び商工観光部とするものです。同条例第２条は、それぞれの部の事務分掌を定めております。総務部の項に企画振興部の所掌事務を加え、企画振興部の項を削り、経済部の項を農林部及び商工観光部の所掌事務に改めるものであります。

第３条から第６条までは、それぞれ山鹿市総合計画審議会条例、山鹿市地域審議会条例、山鹿市農業振興地域整備促進協議会設置条例、山鹿市有機液肥供給施設条例の改正であります。それぞれの条例に引用されております庶務に関する担当部署に関する条文を削除するものであります。

附則としまして、この条例は平成19年４月１日から施行いたします。

続きまして、議案第12号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は人事院勧告に基づき、国家公務員の制度改正に伴い、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

第６条の２は管理職手当の支給率の上限を定めるものです。国家公務員に準じ、職員の属する級における最高号級の給料月額の100分の25を限度とするよう改めます。

また第７条は、扶養手当に関する規定でありまして、現在２人目までが6000円で、３人目以降は5000円となっておりますが、少子対策等に配慮し、３人目以降に係る手当も、手当を1000円引き上げて、２人目までと同額の6000円とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成19年４月１日から施行いたします。

続きまして、議案第13号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は国家公務員の退職手当法の改正に準じ、条例を改正する必要があり、提案するものであります。国家公務員の退職手当法につきましては、給与構造改革の状況を踏まえ、在職期間中の貢献度をより的確に反映し、人材流動化や在職期間の長期化により対応できるような制度になるよう、構造面の見直しが行われております。

まず、その退職手当につきまして、従来退職したものの退職の日における給料月額に退職理由別の勤続年数支給率を乗じて得た額を退職手当といたしておりました。これにつきましては、一つ目に勤続年数が過度に重視されている。二つ目に、役職別の在職期間の差異が繁栄されない等が勤務年数に中立的な形で一定期間における職務の経歴を勘案できるようにし、在職期間中の貢献度をよりきめ細かに勘案できるよう制度改正が行われました。

二つ目に退職手当の基本の見直しでありますが、退職手当の基本となります支給率につきまして、支給率のカーブを見直して、中期勤続者の支給率を引き上げ、長期勤続者の支給率を少し減少させると、段差の少ない緩やかな構造となるような見直しを行ったものであります。また、これにあわせまして退職理由の区分別の見直しも行っております。

三つ目に、その他の見直しとしまして、育児休業期間のうち、子が満１歳に達する月までの期間については、従来２分の１の期間を勤続期間から除いておりましたが、今後はその３分の１を除くことに改正するものでございます。

また経過措置としまして、条例の施行日前日の３月31日に退職したと仮定した場合の退職手当の額と改正後の新条例の退職手当の額とを比較し、施行日前の額の方が多いときには、額を保証するとともに、平成21年３月31日までは旧条例による額により新条例等退職手当が増加する場合には、一定額を控除し、段階的に増額するように措置されております。条文がたくさん並んでおりますので、改正の主要な点についてご説明をいたしました。

次に、議案第14号　公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例についてご説明申し上げます。本案は公益法人等への職員の派遣について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があり、提案するものでございます。

以下、条文ごとにご説明申し上げます。

第２条第１項は対象となる公益法人でございます。また第２項は臨時職員等派遣できない職員の規定です。第３項は派遣先の団体と合意すべき事項であります。第３条は職員を途中復帰させる場合の規定。第４条から第８条までは派遣職員の給与及び復帰した後の職員の給与、復帰後の職員の処遇、復帰後退職する場合の退職手当の適用、企業職員の場合について定めるものであります。また、第９条は復帰した職員の状況を市長に報告する規定であります。第10条から第19条までは特定法人への派遣職員の規定であります。

以下、在職派遣と同様、該当する法人の規定、適用除外職員、採用する場合、またその例外、給与、退職手当の取り扱い、その他の処遇、市長への報告等について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成19年４月１日から施行いたします。

以上、説明終わります。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午前11時10分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前11時22分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。提案理由の説明を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第15号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付課税額における負担割合等の見直しに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

改正の理由としまして、合併協議会における協定項目として合併時から平成18年度までは不均一課税を行い、平成19年度から統一することと決定されておりましたので、統一税率で改正をお願いするものです。

それでは、議案の内容をご説明申し上げます。第３条第１項は所得割額を定めたものです。税率を100分の9.3に改めるものでございます。また旧市町ごとに定めていました税率を削除するものです。

以下、第４条から第８条及び第14条も改正に伴いまして、同様に削除するものでございます。

第４条は資産割額を定めたものです。税率を100分の40に改めるものでございます。第５条は被保険者均等割を定めたもので、被保険者一人について２万3000円に改めるものです。第６条は世帯別平等割りを定めたもので、１世帯について３万4000円に改めるものでございます。第７条は介護納付金課税に係る所得割額を定めたもので、税率を100分の2.5に改めるものです。第８条は、介護納付金課税に係る均等割額を定めたもので、介護納付金課税被保険者一人について１万3700円に改めるものです。第14条は国民健康保険税の減額を定めたものでございます。第14条第１項第１号は７割軽減、第14条第１項第２号は５割軽減、第14条第１項第３号は２割軽減の規定でございまして、医療分の均等割額、平等割額及び介護分の均等割額の７割、５割、２割の額を改正後の額の７割、５割、２割に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。適用区分は、改正後の条例の規定は、平成19年度分の国保税について適用し、平成18年度分までの国保税については従前の例によるものです。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

おはようございます。議案第16号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、熊本県との権限移譲の協議により、これまで熊本県が行っておりました愛がん用有害鳥獣及び愛がん用鳥獣の捕獲許可等に関する事務を、平成19年４月１日から本市が処理することになります。この事務処理に当たり、鳥獣飼養登録又は登録票再交付に係る手数料を徴収する必要があり、改正するものでございます。

第２条関係の別表中、12　その他の手数料を、12　鳥獣飼養登録又は登録票再交付手数料とし、13　その他の手数料に改めるものでございます。

なお、鳥獣飼養登録又は登録票再交付手数料は１件当たり3500円とするものです。

附則といたしまして、この条例は平成19年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第17号、山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例に

ついて、ご説明申し上げます。

本案は第10条において利用者は別表第２に掲げる施設を利用するときは、同表に定めたところにより算出した額を前納しなければならないとなっておりますが、新たに２項として市長が特別な理由があると認めるときは、使用料を後納させることができるを加え、利用料にかかる納入方法について、前納方式から後納もできるように改正するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第18号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本案は、山鹿市立菊鹿中央保育園の位置に誤りがあったため条例を改正するものであり、別表の位置の欄中「下内田1658番地」を「下内田1652番地」とするものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第19号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、結核予防法が平成19年３月31日をもって廃止されることに伴い、あわせて条文の整備をするため、条例を改正するものです。第２条第５号は被扶養者の定義が二通りあって、わかりづらく、定義付ける必要がないことから削除するものです。同条第６号は児童福祉法第６条に規定する保護者の定義に合わせるものであり、被扶養者としている者を監護している者に改め、同号を同条第５号とするものです。第３条は第１項中、社会保険各法による被扶養者とするを社会保険各法による被保険者、又は被扶養者であって生活保護法による保護を受けていない乳幼児とするに改め、第２項を削除するものです。

第３条第１項は助成対象者を明確にするために、改正するものであり、第２項は公費負担があっても、一部負担金が発生する場合は、助成対象者とすることができるとの規定でございますが、第２条第４号の一部負担金の定義に法令等の規定により公費負担がある場合は、その額を控除した額との規定があり、必要ないことから削除するものです。

第４条は見出しを助成対象額に改め、条文もわかりやすくするものです。ただし書きは第３条の改正と同じく、一部負担金の定義により必要ないことから削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第20号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は石老人集会所及び藤井老人集会所の廃止に伴いまして、条例の改正をお願

いするものでございます。本条例の第２条の表の中で、山鹿市石老人集会所の項及び山鹿市藤井老人集会所の項につきまして、地元管理を前提に地域と協議を行ってまいりましたが、公民館などの代替施設が整備されたこと及び建物の老朽化もあり、集会施設を解体除去することで合意いたしましたので、削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

議案第21号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、農村総合整備事業等において整備された市が所管する農村公園について、公の施設としての位置付けを明確化し、もって管理の適正化に資するため、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

まず、題名を山鹿市鹿本農村公園条例から山鹿市農村公園条例に改めるものでございます。第１条　設置は、農村地域住民の憩いの場及びコミュニティー活動の拠点として生活環境の整備を図り、もって地域住民の心身の健康づくりに寄与するため、農村公園を設置するに改めるものでございます。

第２条条文中、鹿本農村公園を農村公園に改め、同条の表を記載のとおり24施設に改めるものでございます。以下、関係条文中、条文の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず第１条の山鹿市消防団条例の一部改正につきましては、消防組織法の一部改正に伴い、引用する条項に移動が生じたため、改正するものであります。

第２条の山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、第１条と同様の理由によるものとあわせまして、団員の定員及び任

用資格の見直しを行うものであります。

定員につきましては、現在2654人ですが、実数は平成18年10月１日現在、2380人となっておりまして、かなり乖離をいたしております。

今回提案いたします定員数は、実数や団員の加入状況、今後の少子化等の推移も踏まえ、2400人とするものです。任用資格につきましては、団員の勤務の都合や配偶者の勤務の関係、そういうもので市外に居住するという状況がございます。任用資格を本市の区域内に勤務する者にまで拡大し、団員の確保を図ろうとするものであります。

附則としまして、消防組織の一部改正に伴う改正規定につきましては、公布の日から。定員及び任用に係る改正規定につきましては、平成19年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算でございます。予算の概要をご説明申し上げます前に、19年度の地方財政計画の概要及び山鹿市の予算編成方針について概略ご説明いたします。

日本経済の動向を見ますと、消費に弱さが見られますものの、企業部門の好調さが雇用、所得環境の改善を通じて、家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くものと見込まれております。その影響を受け、地方税収入や地方交付税の原資となります国税収入が大幅に増加するものと見込まれております。しかしながら、地方財政計画を見ますと、国・地方を通じて公債費が高い水準で推移することや、社会保障関係費の自然増、交付税特別会計借入金に係る大規模な償還が開始されることなどによりまして、大幅な財源不足が生じると見込まれております。このような現状を踏まえまして、19年度の予算編成にあたりましては、第１次総合計画を基調に、かつ行財政改革大綱を遵守の上、活力ある山鹿をつくるため、本市の有する資源を生かし、今最も求められ、また取り組まなければならない施策を主体に編成をいたしております。

特に、最重要施策であります五つの分野、次世代育成、人間力の強化。二つ目にグローバル戦略の強化。三つ目に将来世代に負担を先送りしない社会保障制度の確立。四つ目に市民の安全安心で、柔軟かつ多様な社会の実現。五つ目に行財政改革の確実な実施、これらの事業の選択と周知を進め、かつ将来世代に責任を持った財政運営に努めることを基本とし、編成にあたっております。

19年度は、合併後それぞれ築き上げてまいりました将来の礎をもとに、新たな時代に対する挑戦の４年の初年度としております。以上の考え方のもと、編成しました19年度一般会計の予算規模は251億円、前年度比マイナス3.7％でございます。

一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は歳入歳出予算総額を251億円と定めるものです。第２条、第３条は債務負担行為並びに地方債について定めるものです。第４条は一時借入金の最高額を25億円と定めております。第５条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

12ページをお願いします。第２表　債務負担行為です。１の山鹿市薄尾斎場ほか４件の指定管理者に基づく公の施設の管理運営業務及び中小企業店舗設備近代化資金利子補給並びに都市計画マスタープラン策定業務について、債務の期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

13ページをお願いします。第３表　地方債です。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか８事業に係るものを掲載いたしております。限度額の総額は22億30万円であります。

続きまして、歳出予算の内容についてご説明申し上げます。なお、経常的な事務事業に関しましては、説明を割愛させていただきます。主要施策及び政策的経費の主なものについてのみご説明いたします。少々飛び飛びになりますけれども、お許し願いたいと思います。

73ページをお願いいたします。（款）総務費、（目）企画費の管理経費の中には、鞠智城の国営公園化に向けての推進費、また鹿北地域の公共施設の再編整備に係る経費を計上いたしております。

75ページですが、（目）地域振興費の中にあります生活交通調査事業は本市にふさわしい地域内交通の確保策を調査するものであります。19年度は予約制乗合タクシー並びに市街地循環バスの試験運行を行うこととしております。

次に、88ページでございます。（目）高齢者福祉総務費、その中で一番下段にありますが、高齢者福祉施設再編整備事業は入所者ニーズの変化及び施設の効率的運用を目指し、三つの養護老人ホームの再編整備を図るものでございます。

89ページをお願いします。（目）児童福祉総務費の中にあります次世代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくり、地域及び家庭における子育て力の向上と少子化対策に総合的、多角的に取り組む各施策を計上いたしております。

93ページをお願いします。（款）衛生費、（目）健康づくり推進費の中には、予防施策重視の観点から定期的な健康診査、適切な食生活の実践指導、また生活習慣病等の発症予防に努めるとともに、健康づくりへの意識の高揚など市民の健康づくりを推進していく上での各事業を計上いたしております。

98ページをお願いいたします。（款）農林水産業費、（目）農業総務費の中にあります農業ビジョン策定事業は、農業の構造改革と攻めの農政への取り組みを強化

する上で向こう10年間のビジョン策定を行うものです。

続きまして、99ページ、（目）農業振興費の中には、今日の農業情勢の現状にかんがみ、高品質低コスト農業の推進はもとより、地域間競争力の強化、生産性の向上、地産地消、安全で安心な農産物の供給等元気な農業づくりに係る各事業を計上いたしております。

また、独創的な技術を持っている人材の確保、育成、新規事業への挑戦など、頑張る農家を積極的に応援してまいります。

（目）農業振興費の上段にあります野菜、果樹、花き振興事業は、農産物の栽培実証、販路拡大、新品種導入などに積極的に取り組み、足腰の強い農業経営を目指すものでございます。地域特産物についての生産、加工、流通、販売までの複合的経営の推進、産地ブランド化など積極的な取り組みを支援してまいります。

101ページをお願いします。（目）農業振興費の一番下にありますグリーンツーリズムモデル事業は、地域の自然、文化、景観等を生かして、都市と農村の共生、交流などにより、地域の活性化を図るものであります。

また102ページにあります特産品栽培技術検証事業は、大学等との連携により特産品の栽培から加工技術までの調査研究を行うこととしております。

次に103ページ、（目）農地費の中には、農業生産基盤の整備、生産性と収益性の向上を図ることはもとより、農村地域の環境保全、農業が本来持つ自然環境機能の維持、増進に取り組むための各事業を計上いたしております。

105ページをお願いします。（目）農地費、農地・水・環境保全向上対策事業は、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地、農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの共同活動を支援するものでございます。

106ページ、（目）林業振興費の中には、森林の持つ公益的機能を維持しながら、優良な地元産材の安定供給を図り、林業従事者の経営安定につなげるための各事業を計上いたしております。

108ページをお願いします。（款）商工費、（目）商工振興費の中にあります商業振興対策事業は、各種活性化支援策を講じ、にぎわいのある商店街づくりを目指すものでございます。

109ページをお願いいたします。企業誘致対策事業につきましては、企業動向の情報収集に努め、企業立地促進を図ります。また19年度は適地選定調査の結果を踏まえ、新たな工業団地の整備を具体化してまいります。また中ほどにあります中心市街地活性化対策事業の中には、まちづくりと一体となった市街地の活性化、高齢者や子どもたちを含む多くの人にとって暮らしやすい、にぎわいあふれるまちづくりを進める上での指針となります中心市街地活性化基本計画の策定に係る経費を計

上いたしております。

続きまして、（目）観光費の中にあります誘客宣伝事業は、豊富な観光資源を生かしたＰＲ活動等に要する経費を計上いたしております。19年度は福岡市内においてホテルの料理長やマスコミ関係者等を招聘し、地元農産物や特産品を売り込むための山鹿マーケットを開催いたします。

次の受入態勢充実事業におきましては、大学との連携によるポスター制作、福岡・山鹿直行高速バス運行キャンペーンを展開してまいります。

114ページをお願いします。（款）土木費、（目）道路橋梁新設改良費の中には人に優しい安全な道づくりを基本とし、生活基盤道路、幹線道路等の整備に要する経費を計上いたしております。臨時地方道整備事業ほか主要路線に係る改良等を行い、歩行者の安全確保を第一に交通の円滑化、利便性の向上に努めてまいります。

また、合併支援道路整備事業におきましては、吹上稲田線ほか、２路線の整備並びに調査を行います。

115ページをお願いします。（目）河川改良費、河川改良事業は浸水被害から市民の生命、財産を守り、良好な河川環境を形成するため、三楠川の詳細設計を行います。

続きまして116ページ、（目）都市計画総務費の中にあります都市計画マスタープラン策定事業は、まちづくりの基本理念、都市の将来像の指針とすべく計画策定を行います。

121ページをお願いします。（款）教育費、（目）教育委員会費の中ほどにあります子ども輝きプランは児童、生徒の個性に応じた一人一人を大切にする教育、人権や生命の尊さ、他人を思いやる教育を推進するものであります。

続きまして、122ページにあります教育基本計画推進事業につきましては、「早寝・あいさつ・朝ごはん」をスローガンに社会の中でも子どもたちを健やかに育て、心豊かにたくましく生きる人づくりを目指すものでございます。

126ページをお願いします。（目）学校建設費、義務教育施設整備事業は老朽化が著しい鹿本中学校のプールを改築するものでございます。

131ページをお願いします。（目）文化財保護費の中にあります隈部館跡保存活用事業は、中世城跡の隈部館の調査及び保存活用計画を策定し、国指定の史跡を目指すものでございます。

続きまして、132ページ（目）保健体育総務費の一番下にあります青少年アスリート育成事業は、地元企業の協力を得て市内の全小学校を対象としてハンドボールの普及促進を図るとともに、子どもたちの体力向上を目指すものでございます。

以上、歳出予算につきまして、概略ご説明申し上げましたが、ただいま説明申し

上げました事業の詳細、財源等につきまして、別冊で作成しております予算に関する説明書をご参照願いたいと思います。

また、予算に関する説明書としまして、137ページ以降に給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書等を掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第24号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を74億9619万8000円と定めるものでございます。第２条は、地方自治法第235条の３第２項の規定に基づき、一時借入金の最高額を６億円と定めるものです。

それから第３条は、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定に基づき、歳出予算の流用について定めるものです。

次に歳入予算の主なものにつきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入によりご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。２歳入（款）国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者等分を合わせまして、19億8735万2000円を計上いたしております。

13ページをお願いします。（款）国庫支出金、（項）国庫負担金は説明欄のとおりでありまして、16億3150万4000円を計上しております。

14ページをお願いします。同じく（款）国庫支出金、（目）財政調整交付金は市町村国保の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金と特殊事情等の発生に伴い交付されます特別調整交付金があります。６億4545万8000円を計上しております。（款）療養給付費等交付金、（目）療養給付費等交付金は退職被保険者等の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、退職被保険者等の増加により９億9716万9000円を計上しております。

15ページをお願いします。（款）県支出金、（目）財政調整交付金は３億4371万9000円を計上しております。（款）共同事業交付金、（項）共同事業交付金は保険財政共同安定化事業交付金が平成19年10月から始まりましたので、その分増加しております。９億5254万1000円を計上しております。

16ページをお願いします。（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は総務省の繰入

基準に基づく一般会計からの繰入金です。５億6893万6000円を計上しております。一般会計からの繰入金の内訳は右側説明欄のとおりで、（款）繰入金、（目）財政調整基金繰入金は基金条例第５条の規定に基づくものであり、２億9000万円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて申し上げます。

18ページでございます。３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費から20ページの（目）運営協議会費につきましては、職員11名分の賦課徴収費、運営協議会費等の通常業務に係る経費を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。20ページの中段から21ページにかけまして、（款）保険給付費、（項）療養諸費は一般被保険者及び退職被保険者等の入院、外来等に係る療養給付費並びに治療用の補装具等の療養費及び審査支払手数料ということで41億4998万円を計上しております。増加要因としまして、70歳以上の高齢受給者及び退職被保険者等の増加によるものです。

次に（款）保険給付費、（項）高額療養費は、被保険者が医療機関に支払った費用で、一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超過分を払い戻すもので、４億1667万2000円を計上しております。

22ページをお願いします。（款）保険給付費、（目）出産育児一時金は、被保険者が出産したときに、１人当たり35万円を支給するもので、3780万円を計上しております。

23ページをお願いします。（款）保険給付費、（目）葬祭費は、被保険者が死亡したとき２万円を支給するもので、968万円を計上しております。

次に（款）老人保健拠出金、（項）老人保健拠出金は、老人保健法の規定に基づき、保険者が医療費及び事務費に対して納付義務を行う拠出金で公費負担割合及び老人保健対象年齢の引き上げに伴い、前年度より減少しており、11億9788万3000円を計上しております。

24ページをお願いします。（款）介護納付金、（目）介護納付金は介護保険における第２号被保険者40歳から64歳までですが、介護保険料を介護給付費納付金として支払基金へ納付するもので、３億9778万2000円を計上しております。

次に（款）共同事業拠出金、（項）共同事業拠出金は高額な医療費に対する保険者の財政運営の安定を図るため、国保連合会に拠出するものです。保険財政共同安定化事業拠出金が平成19年10月から始まり、その分が増加しております。９億9018万3000円を計上しております。

25ページをお願いします。（款）保健事業費、（目）保健衛生普及費は人間ドッグ、はり、きゅう等の助成並びに保健事業推進に係る経費で8844万6000円を計上し

ております。

27ページをお願いします。（款）諸支出金、（目）直営診療施設勘定繰出金は、市立病院で実施する健康管理事業に係る繰出金で525万4000円を計上しております。

以上、歳入歳出予算について概略説明申し上げましたが、総括としまして、10ページから11ページかけまして、歳入歳出予算事項別明細書総括表を、また28ページから35ページにかけまして給与費明細書を掲載いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を74億2288万8000円と定めるものです。

次に歳入予算の主なものにつきまして、歳入歳出予算事項別明細書の歳入によりご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。２　歳入、（款）支払基金交付金は各保険者の拠出金により、医療諸費及び審査支払手数料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金で38億4256万5000円を計上しております。

次に、（款）国庫支出金、（目）医療費国庫負担金は支払基金交付金と同様に医療諸費に係る国庫負担金であり、23億7548万2000円を計上しております。

９ページをお願いします。（款）国庫支出金、（目）事務費国庫補助金は老人医療費適正化推進事業に係る国庫補助金であり、251万3000円を計上しております。

（款）県支出金、（目）医療費県負担金は、国庫負担金と同様に医療諸費に係る県負担金であり、５億9387万円を計上しております。

次に（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は医療諸費及び事務費に係る一般会計からの繰入金で、６億246万8000円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて申し上げます。

11ページをお願いいたします。３　歳出、（款）総務費、（目）一般管理費は説明欄にありますように、一般管理事務費等に係る経費で1080万9000円を計上しております。

12ページ、（款）医療諸費、（目）医療給付費は、入院、外来、歯科等に係る現物給付費で、73億円を計上しております。（目）医療費支給費は高額医療費や治療用の補装具等に現金給付費で8778万円を計上しております。

以上、歳入歳出予算につきまして概略ご説明申し上げましたけれども、総括としまして、７ページに歳入歳出予算事項別明細書総括表を掲載しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時02分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

議案第26号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を14億7884万5000円と定めるものであります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明いたします。第２条及び第３条は債務負担行為並びに地方債について定めるものであります。第４条は一時借入金の最高額を７億円と定めるものであります。第５条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

４ページをお願いいたします。第２表　債務負担行為であります。水洗便所等改造資金利子補給について、期間、債務の限度額を記載のとおり定めるものであります。

第３表　地方債であります。農業集落排水事業について、限度額を３億3300万円と定めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に歳入予算の主なものについてご説明いたします。10ページをお願いいたします。（款）分担金及び負担金、（目）農業集落排水事業費分担金1537万円は、農業集落排水事業の実施に伴います受益者分担金であります。（款）使用料及び手数料（目）農業集落排水施設使用料１億1800万5000円であります。

11ページをお願いいたします。（款）国庫支出金、（目）農業集落排水事業費国庫補助金１億9962万6000円は三玉・八幡処理区、椿井処理区、合里・山内処理区、菊鹿東部１期及び２期処理区、以上５処理区の事業に係るものであります。

（款）県支出金、（目）農業集落排水事業費県補助金5707万円は前年度の補助対象事業費に対して6.5％の県補助金が交付されるものであります。

なお、この補助金につきましては、農業集落排水事業基金条例に基づき地方債の元利償還に対して交付されるものであります。

12ページをお願いいたします。（款）繰入金、（目）一般会計繰入金６億6550万円であります。（款）繰入金、（目）農業集落排水事業基金繰入金9000万円であります。

13ページをお願いいたします。（款）市債、（目）農業集落排水事業債３億3300万円は、三玉・八幡ほか４処理区の管路工事及び処理場建設に係るものであります。

次に歳出予算の主なものについてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。（款）農業集落排水事業費、（目）処理場管理費１億2415万3000円は三玉東部浄水センターほか16カ所の維持管理に係る経費であります。（目）管路管理費2403万1000円は、管路及び中継ポンプ192カ所の維持管理に係るものであります。

15ページをお願いいたします。（目）施設建設費５億9567万4000円は、三玉・八幡ほか４処理区の管路工事及び処理場に係る建設事業費等であります。

16ページをお願いいたします。（款）公債費、（目）元金４億6511万8000円は長期債の元金の償還金であります。（目）利子１億7903万5000円は長期債の利子及び一時借入金の利子であります。

以上、予算の概要についてご説明いたしましたが、予算の説明書といたしまして、17ページから26ページにかけまして給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書を掲載いたしております。よろしくお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

議案第27号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度当初予算は、対前年度予算と比較をいたしまして、伸び率はマイナス1.3％でございます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億6755万円と定めるものでございます。第２条は一時借入金について、借入の最高額を２億円と定めるものでございます。第３条は地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算額に過不足額が生じた場合、流用できる事項を定めたものであります。

８ページをお願いいたします。歳入予算につきまして、ご説明を申し上げます。

１の保険料７億1299万5000円につきましては、第１号被保険者の特別徴収、普通

徴収に係る介護保険料でございます。

９ページをお願いいたします。３の国庫支出金は介護給付費負担金７億5910万1000円と調整交付金３億5161万1000円及び地域支援事業交付金3825万6000円でございます。合計いたしまして11億4896万8000円でございます。

10ページをお願いいたします。４の支払基金交付金は、第２号被保険者に係る介護保険料相当額13億6059万円と地域支援事業支援交付金1509万3000円でございます。合計いたしまして、13億7568万3000円です。５の県支出金は介護給付費に係る県の負担金６億6732万円と11ページの上段、地域支援事業交付金1636万5000円でございます。合計いたしまして６億8368万5000円でございます。

11ページの下段、６の繰入金７億198万9000円は一般会計繰入金でございます。内訳は説明欄のとおりでございます。

12ページをお願いいたします。７諸収入は要介護状態等審査判定業務受託事業収入、それから雑入で要介護認定等情報提供に係るコピー代、並びに地域包括センターが実施します居宅支援サービス計画作成費でございます。合計いたしまして4413万円でございます。

歳出予算についてご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。（款）総務費、（目）一般管理費の5446万5000円のうち、説明欄でお示しをいたしております職員給4786万6000円は職員６名分の給与費及び管理経費でございます。同じく（目）賦課徴収費497万4000円は介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。同じく（目）認定調査等費4991万4000円は介護認定のための訪問調査及び主治医意見書に係る経費でございます。

14ページをお願いいたします。（款）総務費、（目）計画策定委員会費128万1000円は計画の進行管理及び評価並びに事業所指定を図る策定委員会等に係る経費でございます。

次に（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費38億7053万6000円は要介護１から要介護５と認定された被保険者に係る介護サービス給付費でございます。同じく（目）介護予防サービス給付費２億351万8000円は要支援１と要支援２と認定された被保険者に係る介護予防給付費でございます。

15ページをお願いいたします。（款）保険給付費、（目）審査支払手数料601万4000円は国民健康保険団体連合会に支払う介護給付費等の審査支払業務に係る経費でございます。同じく（目）高額介護サービス費7637万8000円は被保険者が支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス費でございます。同じく（目）市町村特別給付費1313万6000円は要介護３以上の認定を受けておられる在宅の被保険者で市町村特別給付といたしましておむつ代を月額１万円を限度と

して支給するものでございます。

16ページをお願いいたします。（款）保険給付費、（目）特定入所者介護サービス費１億9041万8000円は施設利用に係る利用料及び、食費が原則自己負担となっておるところでありますけれども、低所得者対策といたしまして、補足的給付をするものでございます。同じく（款）財政安定化基金拠出金、（目）財政安定化基金拠出金466万1000円は介護保険財政の安定化のために熊本県に設置される基金への負担金でございます。

次に（款）地域支援事業費、（目）介護予防特定高齢者施策事業費2906万3000円は要介護、要支援といったことで認定された方ではございませんが、何らかの支援をしないと要介護、要支援となり得る高齢者に対します事業に係る経費でございます。同じく（目）介護予防一般高齢者施策事業費1963万2000円は元気な高齢者に対します事業に係る経費でございます。

17ページをお願いいたします。（款）地域支援事業費、（目）包括的支援事業費5107万9000円は説明欄でお示しをいたしております職員給、職員４名分と、それから要支援１と要支援２と認定された被保険者と特定高齢者等に対しまして継続性、一過性を図り、要介護状態の改善、さらには介護予防を目的とした地域包括支援センターを中心に包括的に支援を実施するための経費でございます。同じく（目）任意事業費521万円は、家族介護教室、成年後見制度事業に係る経費でございます。同じく（目）居宅介護支援事業費4062万円は、要支援１と要支援２と認定された被保険者に対します地域包括センターで居宅介護サービス計画を作成する経費でございます。

18ページをお願いいたします。（款）諸支出金、（目）第１号被保険者保険料還付金200万円は、保険料の過誤納に対します還付金を計上いたしております。同じく（目）他会計繰出金3113万5000円は山鹿市・植木町介護認定審査事業に係ります山鹿市の負担分でございます。

次に（款）公債費、（目）利子75万円は一時借入金の利子を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。（款）公債費、（目）財政安定化基金償還金276万6000円は熊本県財政安定化基金貸付金に係る償還金でございます。

以上、概略ご説明を申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出予算の事項別明細書総括表を７ページに、また20ページから27ページに給与費明細書を掲載いたしております。また予算に関する説明といたしまして別冊予算に関する説明書の176ページに掲載をいたしておりますので、ご参照の上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして議案第28号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成19年度当初予算は対前年度予算と比較をいたしますと、伸び率は11.95％でございます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4525万2000円と定めるものでございます。

歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。６ページをお願いいたします。

１　分担金及び負担金1411万7000円は、植木町からの負担金でございます。

２　繰入金3113万5000円は山鹿市の負担分でございます。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。７ページの総務費につきましては、山鹿市と植木町で共同設置しております介護認定審査会の通常業務に係る経費でございます。主なものといたしまして、（款）総務費、（目）一般管理費の説明欄でお示しをいたしております職員給635万円は、職員１名分の給与費でございます。（節）報酬の2508万8000円は認定審査会に係る審査委員等の報酬でございます。役務費の212万円は電話代及び郵便代等でございます。使用料及び賃借料の542万9000円は介護認定審査会システムリース料と認定審査会会場の使用料等でございます。

以上、概略ご説明を申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出予算の事項別明細書総括表を５ページに、また8ページから15ページまでに給与費明細書、16ページに債務負担行為額の支出予定額の調書を掲載いたしております。また予算に関する説明といたしまして、別冊予算に関する説明書の177ページに掲載をいたしておりますので、ご参照の上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

議案第29号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億4931万6000円と定めるものであります。内容につきましては、後ほど歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。第２条は地方債について定めるものであります。第３条は一時借入金の最高額を３億3300万円と定めるものであります。

４ページをお願いいたします。第２表　地方債であります。簡易水道事業につい

ての限度額を２億2040万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に歳入予算の主なものについてご説明いたします。９ページをお願いいたします。（款）分担金及び負担金、（目）簡易水道事業費負担金63万円は給水装置の新設及び増径工事に係る加入金であります。（款）使用料及び手数料、（目）簡易水道使用料4283万9000円は水道料金収入であります。

10ページをお願いいたします。（款）国庫支出金、（目）簡易水道事業費国庫補助金１億1332万円は鹿北町岩野地区及び鹿本町高橋・津袋地区の簡易水道施設整備事業に係るものであります。（款）繰入金、（目）一般会計繰入金7209万7000円は一般会計からの繰入金であります。（款）市債、（目）簡易水道債２億2040万円は、鹿北町及び鹿本町の簡易水道施設整備事業に係るものであります。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。（款）簡易水道事業費、（目）施設管理費2524万2000円は、鹿北町及び菊鹿町の簡易水道施設の維持管理に係る経費であります。（目）施設建設費３億5300万円は、鹿北町岩野地区及び鹿本町高橋・津袋地区の簡易水道施設整備事業に係る経費であります。

12ページをお願いいたします。（款）公債費、（目）元金4977万5000円は長期債元金の償還金であります。（目）利子2079万9000円は長期債及び一時借入金の利子であります。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしましたが、予算の説明書といたしまして、13ページ以降に給与費明細書及び地方債に関する調書を掲載しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有尾経済部次長。

［経済部次長　有尾隆俊君　登壇］

○経済部次長（有尾隆俊君）

議案第30号　平成19年度六郷財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75万5000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、７ページをお願いします。（款）総務費、（目）財産管理費の48万5000円は、造林作業や作業道管理など財産の維持管理に要する経費でございます。（目）基金費７万円は財政調整基金積立金であります。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出予算事項別明

細書を５ページに掲載しております。また給与費明細書を８ページに掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号　平成19年度城北財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1072万6000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、8ページをお願いします。（目）財産管理費の891万6000円は、造林作業や作業道管理など財産の維持管理に要する経費でございます。（目）基金費81万円は財政調整基金積立金であります。

総括といたしまして歳入歳出予算事項別明細書を５ページに掲載しております。また給与費明細書を9ページに掲載しております。

続きまして、議案第32号　平成19年度稲田財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61万8000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、７ページをお願いします。（目）財産管理費の51万8000円は、造林作業や作業道管理など財産の維持管理に要する経費でございます。

総括といたしまして歳入歳出予算事項別明細書を５ページに掲載しております。また給与費明細書を８ページに掲載しております。

続きまして、議案第33号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120万5000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、７ページをお願いします。（目）財産管理費の99万5000円は、造林作業や作業道管理など財産の維持管理に要する経費でございます。（目）基金費11万円は財政調整基金積立金であります。

総括といたしまして、歳入歳出予算事項別明細書を５ページに掲載しております。また給与費明細書を８ページに掲載しております。それぞれご参照の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

議案第34号、平成19年度山鹿市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は総則であります。第２条は業務の予定量であります。給水戸数１万1460戸、年間総配水量320万4000立方メートル、１日平均配水量8778立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業は、配水管整備事業に6963万1000円、水道施設管理棟建設に３億5070万円、方保田第二水源整備に2572万5000円を予定いたしております。

第３条は収益的収入及び支出の予定額であります。まず、収入によりご説明いたします。（第１款）水道事業収益は４億6855万8000円を見込んでおります。内訳は主に水道料金収入にかかわる営業収益４億58万1000円、他会計からの退職負担金及び簡易水道特別会計からの業務委託負担金等にかかわります営業外収益6792万4000円、過年度損益修正益等にかかわります特別利益５万3000円を見込んでおります。

次に支出でありますが、（第１款）水道事業費は４億5835万8000円を予定しております。内訳は、給与費、動力費及び減価償却費等にかかわる営業費用４億136万6000円、企業債利息及び消費税等にかかわります営業外費用5569万1000円、過年度損益修正損等にかかわります特別損失130万1000円を予定しております。

２ページをお願いいたします。第４条は資本的収入及び支出の予定額であります。

まず収入によりご説明いたします。（第１款）資本的収入を３億5727万4000円見込んでおります。内訳は消火栓設置にかかわります一般会計からの工事負担金380万円、給水装置の新設及び増径工事における加入金386万4000円、水道施設管理棟建設及び配水管整備等にかかわります企業債発行額３億4960万円、固定資産売却代金１万円を見込んでおります。

次に支出でありますが、（第１款）資本的支出は５億8214万4000円を予定しておあります。内訳は水道施設管理棟建設及び配水管整備等に係わる建設改良費4億5855万3000円、企業債の元金償還にかかわります企業債償還金7214万1000円、水道ビジョン及び管網図等の作成にかかわります開発費5145万円を予定しております。

第５条は、債務負担行為について定めるもので、限度額を7770万円とするものであります。債務負担行為をすることができる事項及び期間は記載のとおりです。

３ページをお願いいたします。第６条は企業債について定めるもので、限度額を３億4960万円とするものであります。起債の目的、方法、利率及び償還の方法は記載のとおりです。

第７条は、予定支出の各項の経費の流用について定めるものであります。第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるもので、職員給与費を１億5911万3000円、交際費を５万円とするものであります。

第９条は、たな卸資産の購入限度額を787万3000円と定めるものであります。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしましたが、予算の説明書といたしま

して、７ページ以降に予算実施計画、資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲載いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

議案第35号　平成19年度山鹿市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１条は総則でございます。第２条は、業務の予定量でございます。１　病床数は一般病床197床、感染症病床４床、計の201床でございます。２　年間延べ患者数は入院６万1488人、外来９万1450人を見込んでおります。３　１日平均患者数は、入院168人、外来310人を見込んでおります。４　主な建設改良事業は、施設整備事業に係る工事費として６億5203万9000円を。それから、医療器機整備に6100万円を予定しております。

２ページに続きますが、第３条は収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、（第１款）病院事業収益は28億2324万8000円を見込んでおります。内訳として、入院及び外来等の医業収益26億8027万8000円でございます。他会計補助金及び負担金などの医業外収益１億4247万円、過年度損益修正益などの特別利益50万円でございます。

次に支出でございます。（第１款）病院事業費用は28億946万7000円を予定しております。内訳として、給与費、材料費及び管理経費などの医業費用26億6588万3000円、企業債利息、繰延勘定償却及び消費税の医業外費用１億3858万4000円、過年度損益修正損などの特別損失500万円でございます。

３ページをお開き願います。第４条は資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございます。（第１款）資本的収入は７億6393万8000円を見込んでおります。内訳として施設整備事業及び医療器機整備に係る企業債７億1200万円、企業債の元金償還に係る他会計負担金4931万3000円、医療器機整備に係る国保会計からの繰入金262万5000円でございます。

次に支出でございます。（第１款）資本的支出は９億3909万8000円を予定しております。内訳として、施設整備事業に係る本体工事及び医療器機整備に係る建設改良費の７億1303万9000円、企業債の元金償還に係る企業債償還金２億６万4000円。それから退職給与金に係る繰延資産2599万5000円でございます。

次に４ページをお願いいたします。第５条は、継続費でございます。市立病院の施設整備事業を３カ年間の継続事業とし、その総額及び年割額を定めるものでござ

います。総額は40億9117万5000円、各年度ごとの年割額は記載のとおりでございます。第６条は企業債でございます。起債の目的は施設整備事業及び医療器機整備であり、限度額を７億1200万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に５ページをお開き願います。第７条は、一時借入金の借入限度額に関する規定で、借入限度額を１億円と定めるものでございます。第８条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるもので、金額を流用できる場合は、医業費用・医業外費用を100万円とするものでございます。

第９条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものでありまして、職員給与費14億7057万6000円、交際費60万円とするものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額について定めるもので、限度額を５億9162万6000円とするものでございます。

以上、概略ご説明申しましたが、予算の説明書として11ページ以降に実施計画、資金計画、給与明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載いたしております。ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

議案第36号　平成19年度山鹿市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

１ページをお願いいたします。第１条は、総則であります。第２条は、業務の予定量であります。排水件数9527件、年間総排水量691万8540立方メートルで、１日平均排水量を１万8950立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、山鹿処理区、鹿本処理区の管渠整備及び下水道処理場整備事業に10億4520万8000円を予定いたしております。第３条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

まず収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益は９億2538万1000円を見込んでおります。内訳は主に料金収入及び他会計負担金等に係る営業収益９億15万4000円、他会計補助金等に係る営業外収益2472万6000円、過年度損益修正益等にかかわります特別利益50万1000円を見込んでおります。

次に支出でありますが、（第１款）下水道事業費用は８億8400万8000円を予定いたしております。内訳は、給与、動力費及び減価償却にかかわります営業費用６億2267万3000円、企業債利息及び消費税等にかかわります営業外費用２億5833万4000

円、過年度損益修正損等にかかわります特別損失200万1000円を予定いたしております。

２ページをお願いいたします。第４条は資本的収入及び支出の予定額であります。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入10億5878万4000円を見込んでおります。内訳は管渠及び処理場建設にかかわります企業債を５億5350万円、同じく補助金４億9228万3000円、工事負担金1300万円、固定資産売却代金1000円を見込んでおります。

次に支出でありますが、（第１款）資本的支出は14億9480万5000円を予定しております。内訳は水質改善浸水対策面整備に伴う管渠工事13.7キロメートルに係る建設改良費10億4520万8000円、企業債の元金償還に係る企業債償還金４億4959万7000円を予定いたしております。

第５条は債務負担行為であります。水洗便所等改造資金利子補給について、期間、債務の限度額を記載のとおり定めるものであります。

３ページをお願いいたします。第６条は企業債であります。公共下水道事業の企業債限度額を５億5350万円と定めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第７条は一時借入金であります。一時借入金の限度額を12億円と定めるものであります。第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものであります。職員給与費を6522万4000円と定めるものであります。

第９条は、他会計からの補助金であります。下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を４億4965万円と定めるものであります。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしましたが、予算の説明書といたしまして、7ページ以降に予算実施計画、資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載いたしております。よろしくお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第37号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合において、同組合の構成団体であります宇城広域消防衛生施設組合、下益城火葬場組合、宇土富合清掃センター組合、宇城広域火葬場組合、宇城広域清掃施設組合が解散したことによりまして、当該組合を構成する地方

公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更を行う必要が生じたものです。また地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、規約を変更いたします。なお、規約の変更手続につきましては、地方自治法に基づく関係地方団体の協議が必要であり、またこの協議については、同法に基づく議会の議決を経る必要がありますので、総合事務組合のすべての構成団体におきまして、同文による議決をいただく予定であります。

以下、規約の変更について、ご説明申し上げます。第９条は地方自治法の一部改正に伴いまして、見出し、及び本文中の吏員その他の職員を職員に改め、あわせて条文整備を行うとともに、第９条として会計管理者の規定を加えるものでございます。別表第１及び別表第２は、同組合を組織する地方公共団体の列記並びに共同処理する事務ごとに列記する地方公共団体名から、今回の解散により脱退する地方公共団体名を削るものでございます。この規約は平成19年４月１日から施行するものです。

次に、議案第38号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

議案第８号と同じく地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止を行うため、同組合の規約の一部変更を行うものです。規約の変更手続につきましては、植木町との協議が必要であり、この協議については、議会の議決を経る必要があります。

なお、同組合に加入する植木町におきましても、同文により議決が行われるものであります。

以下、一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正する法律の趣旨に基づき、第８条は会計事務をつかさどる職務とする収入役を一般職の会計管理者へ変更し、第９条は吏員を職員に変更するものです。それぞれの条の前後を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成19年４月１日から施行するものです。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

議案第39号から議案第45号までの公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、平成19年４月１日から指定管理者に管理を行わせる七つの施設につきまして、非公募方式でありますが、選定委員会においてそれぞれ

ヒアリングを行い、指定管理候補者として選定いたしましたので、同法の規定により議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

まず、議案第39号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、山鹿市黒蛭地区コミュニティーセンターでございます。指定管理者に指定しようとする団体は、山鹿市菊鹿町木野263番地２、黒蛭自治会。指定の期間は平成19年４月１日から平成24年３月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第40号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、山鹿市蒲生コミュニティーセンター。指定管理者に指定しようとする団体は、山鹿市蒲生1657番地１、蒲生自治会。指定の期間は平成19年４月１日から平成24年３月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第41号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、岳間研修センター。指定管理者に指定しようとする団体は、山鹿市鹿北町多久1344番地２、田中区。指定の期間は平成19年４月１日から平成24年３月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第42号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、椎持研修センター。指定管理者に指定しようとする団体は、山鹿市鹿北町椎持1659番地、市木区。指定の期間は平成19年４月１日から平成24年３月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第43号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、幸ヶ丘研修センター。指定管理者に指定しようとする団体は、山鹿市鹿北町芋生3882番地13、幸ヶ丘区。指定の期間は平成19年４月１日から平成24年３月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第44号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、山鹿市農村集落多目的共同利用施設下分田センター。指定管理者に指定しようとする団体は、山鹿市鹿本町下分田1015番地、下分田区。指定の期間は平成19年４月１日から平成24年３月31日までとするものでございます。

続きまして、議案第45号でございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、山鹿市幸の国有機センター。指定管理者に指定しようとする団体は、山鹿市城3599番地、幸の国有機センター管理生産組合。指定の期間は平成19年４月１日から平成22年３月31日までとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

議案第46号について、ご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、山鹿市薄尾斎場。指定管理者に指定しようとする団体は、富山県富山市奥田新町12番３号、株式会社五輪。指定の期間は平成19年４月１日から平成22年３月31日までございます。本施設の指定管理者は、公募方式により選定委員会においてヒアリングを行い、審査の結果、選定いたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

議案第47号について、ご説明申し上げます。

道路法第８条第２項の規定に基づき、市道路線の認定を行うため、議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

市道路線調書により、ご説明いたします。

路線番号1036号、路線名平の上線、起点山鹿市方保田、終点山鹿市方保田でございます。本路線は市道福原長坂線から市道方保田開田線へと通じている通勤、通学等に利用されている生活道路でございます。

今回市道認定を求めるに至った経緯につきましては、地元区長より要望書の提出を受けまして、道路状況等を調査した結果、公共的見地から市道として認定し、適正な維持管理を行う必要があると判断したものでございます。

なお、路線の位置、延長及び幅員につきましては、次ページに示しておりますのでご参照お願いし、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

杉焼助役。

［助役　杉焼義文君　登壇］

○助役（杉焼義文君）

議案第48号から議案第65号は選任議案でございます。通して説明をいたします。

議案第48号、第49号、第50号は関連する議案でありますので、まとめてご説明申し上げます。

議案第48号、第49号及び議案第50号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第

３項の規定により議会の意見を求める。

議案第48号におきましては、住所　山鹿市鹿校通２丁目10番55-30号、氏名　近藤安隆、昭和16年12月21日生まれでございます。

提案理由といたしまして、本市には現在12名の方にご就任をいただいておりますが、同委員の任期満了が平成19年６月30日であり、再度推薦しようとするものでございます。

次に、議案第49号では、住所　山鹿市古閑1181番地１、氏名　野満孝子、昭和17年１月16日生まれでございます。

提案理由といたしまして、同委員の任期満了が平成19年６月30日であり、再度推薦しようとするものでございます。

次に、議案第50号では、住所　山鹿市鹿本町分田263番地、氏名　田中佐和子、昭和19年９月25日生まれでございます。

提案理由といたしまして、現福永文子委員の任期満了が平成19年６月30日であり、その後任として推薦しようとするものであります。

それぞれに、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げ説明とします。

続きまして、議案第51号について説明を申し上げます。

議案第51号　公平委員会委員の選任について。

次の者を山鹿市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。住所　山鹿市津留2691番地１、氏名　生野正隆、昭和８年２月９日生まれでございます。

提案理由といたしまして、定数３名の中で、同委員の任期満了が平成19年３月31日であり、再度選任しようとするものであります。次のページに略歴を記載いたしております。ご参照の上、同意賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び議案第58号　六郷財産区管理委員の選任について、説明を申し上げます。

次の者を六郷財産区管理委員に選任したいので、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第52号におきましては、住所　山鹿市菊鹿町上永野2188番地３、氏名　高木研、昭和10年１月17日生まれでございます。

提案理由といたしましては、同委員の任期満了に伴い、再度選任しようとするものでございます。

議案第53号では、住所　山鹿市菊鹿町下内田1616番地、氏名　小澄信夫、昭和22年３月16日生まれでございます。

提案理由といたしましては、同委員の任期満了に伴い、再度選任しようとするものでございます。

議案第54号におきましては、住所　山鹿市菊鹿町長2102番地、氏名　古閑三春、昭和８年２月22日生まれでございます。

提案理由といたしましては、松井弘生委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第55号におきましては、住所　山鹿市菊鹿町下内田195番地、氏名　長野治男、昭和10年３月19日生まれでございます。

提案理由といたしましては、冨田勝弘委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第56号では、住所　山鹿市菊鹿町下永野1250番地、氏名　栗原　望、昭和11年５月14日生まれでございます。

提案理由といたしましては、井上不器男委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第57号では、住所　山鹿市菊鹿町下内田2724番地、氏名　前田一治、昭和15年７月30日生まれでございます。

提案理由といたしましては、小澄三夫委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第58号では、住所　山鹿市菊鹿町五郎丸217番地、氏名　横田丈夫、昭和16年１月17日生まれでございます。

提案理由といたしましては、中満宣道委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

現各委員の任期満了は平成19年３月31日となっております。

以上、よろしく同意賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号及び議案第65号　稲田財産区管理委員の選任について、説明をいたします。

次の者を稲田財産区管理委員に選任したいので、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第59号におきましては、住所　山鹿市鹿本町庄1096番地、氏名　古閑誠幸、昭和５年11月19日生まれでございます。

提案理由といたしましては、芹川正美委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第60号では、住所　山鹿市鹿本町高橋360番地、氏名　伊藤新誠、昭和13年１月２日生まれでございます。

提案理由といたしましては、緒方伸一委員の任期満了に伴い、４選任しようとするものでございます。

議案第61号では、住所　山鹿市鹿本町下高橋130番地、氏名　岡本英二、昭和13年５月14日生まれでございます。

提案理由といたしましては、野津公男委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第62号では、住所　山鹿市鹿本町津袋899番地、氏名　工藤一征、昭和14年１月23日生まれでございます。

提案理由といたしましては、平昭則委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第63号では、住所　山鹿市鹿本町石渕１番地、氏名　片山順士、昭和14年９月11日生まれでございます。

提案理由といたしましては、東憲篤委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第64号では、住所　山鹿市鹿本町庄1104番地、氏名　佐藤明宣、昭和15年６月11日生まれでございます。

提案理由といたしましては、有尾希生委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第65号におきましては、住所　山鹿市鹿本町小嶋378番地、氏名　小川憲一、昭和21年12月10日生まれでございます。

提案理由といたしましては、中川勲委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

現各委員の任期満了は、平成19年３月31日となっております。

以上、よろしく同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時32分　散会

～～～

３月８日（木曜日）

平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成19年３月８日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．森　久雄

一般質問

（１）ＮＨＫの天気予報について

（２）山鹿の手漉き和紙復活について

２．原　徹

一般質問

（１）国道325号の四車線化問題と幹線道路の整備について

①国道325号の四車線化構想に対する山鹿市の見解と県への対応

②山鹿～蒲生線、～御宇田線の幹線道路補修工事の見通し

（２）市民から信頼される市立病院の運営について

①患者数の推移と医療事故防止策

②医師、看護師の患者への対応指導

（３）同和行政（補助金交付）について

①平成19年度解放同盟への補助金交付案について

②解放同盟への補助金交付に対する市長の見解

３．島田　節男

質　　疑

（１）議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算

①　Ｐ110（目）観光費　福岡・山鹿直行高速バス運行キャンペーン

②　Ｐ116（目）都市計画総務費　都市計画マスタープラン策定事業

一般質問

（１）山鹿市地域サポーター制度について

（２）地域づくり事業について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

1番	平井光臣君
2番	北原昭三君
3番	芹川正美君
4番	藤原　豊君
5番	立山秀木君
6番	立山　隆君
7番	原　徹君
8番	平井邦廣君
9番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
経済部長	藏原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
鹿央総合支所長	深川賢一君
市民福祉部次長	角野恵子君
教育部長	八木田達博君
総務課長	幸村英星君
職員課長	黒田賢二君
企画振興課長	寺崎泰和君
人権啓発課長	上野敬助君
商工振興課長	永田義文君
観光振興課長	三森兄臣君
都市計画課長	宮本栄次郎君
農業委員会事務局長	立山清敏君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。森　久雄議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

おはようございます。22番議員の森　久雄でございます。一般質問を２点行います。

昨今の気象状況は、ここ２、３日前は初めて車のエアコンを入れるような暑さだったかなと思いましたら、急にまた冬に逆戻りをしたようで、まことに不順なものがございますが、そのことを前置きして言うつもりじゃないんですが、一般質問の一番目、ＮＨＫの天気予報についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

国営放送のＮＨＫテレビでは、県内の天気予報を詳細にお知らせしております。予報画面を見てみますと、まず県内を四つの地方、熊本、阿蘇、人吉、天草にわけてお知らせをされて、その次に細かく地域別に予報を出します。アナウンサーの口調をよく覚えておりますので、ちょとまねしてみますと、「では次に、詳細に地域別に見てみましょう。」と言われます。その中で、長崎県の島原まで最後には出てまいります。しかしながら、県北地域では菊池、玉名というのが続けて出ますけども、その後に山鹿が出ることはありません。ＮＨＫが山鹿地域をどの地域に入れているのかわかりませんので、熊本地方の予報が山鹿地域の予報と思って見ておるところでございます。

しかし、地域的には県内で最も北部に位置しておりまして、おのずと異なる気象状況が予想されると思います。であれば、山鹿地域も必然的に予報画面を出すべきではないかと思います。他の地域を出しているのですから、山鹿を出せない理由もないはずだと思います。

毎日の天気に左右される職業についておられる方々が、山鹿にもたくさんおられる。予報を見逃さないようにしておられる方もおられると思います。ＮＨＫは予報を出す地域名、あるいは地域をどのようにして決めているのでしょうか。この件は、本市が何らかの予算措置をすれば解決するというものではなくて、かかってＮＨＫ

の意思によるものでありまして、私的には靴の上から足をかくような思いでございます。行政から申し入れをしていただいて、何とか山鹿の予報が画面に出るようにならないものでしょうか。

また情報として、現在出ない理由をご存じでしたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

次に、２番目です。山鹿の手漉き和紙復活についてお尋ねをしていきたいと思います。山鹿地方の和紙生産の歴史は約400年前に加藤清正が朝鮮から連れ帰った、伴ってきたといいますか、紙漉き職人慶春を鹿北町芋生の川原谷に住まわせてから始まったものであると思います。

細川藩政の時代には芋生村、岩野村、四丁村、柏ノ木村は、山鹿手永支配下にありましたので、山鹿地方の紙と言わせていただきます。

今回の質問をするに当たりましては、川原谷にあります慶春さんのお墓にお参りをしてきました。墓前にぬかずきまして、「山鹿に手漉き和紙の復活を願い、行政当局にそのことの実現のための取り組みをなされるよう、質問をいたします。何とぞ、泉下よりお見守りください」と申し上げてきました。

さて今日、和紙の需要は洋紙に押され、全国的に激減していることは事実でありますが、伝統的に生産を続けている地方はネットで調べてみますと、実に力強く、和紙のよさを武器にしてさまざまな商品化を図り、頑張っておられるところでございます。山鹿の和紙は江戸期には大阪の堂島蔵屋敷に紙を納める肥後山鹿蔵が置かれるほどの生産量を誇っていました。藩内一大産地であったがゆえ、山鹿には和紙を使った伝統工芸品である山鹿灯籠及び来民うちわが残ってまいりましたし、かつて大いに生産を誇った山鹿傘も職人の復活がなされております。

しかし、和紙そのものの生産はなされておらず、山鹿灯籠用の紙について申せば、これまでの100年間は山鹿以外の職人さん、いわゆる外注に頼ってまいりました。このことにつきましては、新補山鹿市史を参考にさせていただいております。和紙の文化が伝統工芸品となって、今日も脈々と息づく町にそれらが１枚も生産されていないのも奇異なものであります。

そこで今回、ぜひとも行政の肝いりで手漉き和紙の復活を、合併なりました新山鹿市で実現できないかということで質問をいたします。復活を願う理由の一つには、山鹿灯籠に用いる和紙の製法技術を、本市においてしっかり伝承できるようにしておくことが重要ではないかという思いからでございます。

今日灯籠用の紙は、八女の紙漉き職人松尾様ご夫妻に生産依頼をされて入手されています。言いかえれば、松尾様ご夫妻なくしては山鹿灯籠製作はかなわぬということでございます。深く感謝をするばかりであります。

しかしながら、灯籠紙の入手がこれから先も確実に保証されているかといえば、誰しも確かな返事を返すことは困難ではないかと思います。理由を挙げれば、八女の手漉き和紙業者は現在31戸で、灯籠紙生産は松尾様のみであります。松尾様ご夫妻も高齢化、体力の衰えからは逃れられません。30戸の業者さんが、この先100年も200年も技術の継承を図り、確実に請け負っていかれることがわかっていれば何の心配も要りません。しかし普通の和紙に比べ、特別に手間がかかり、決して割のよい仕事でないのは事実であります。果たして請けていただけるか甚だ心配でございます。それで思いますことは、本市における手漉き和紙職人の育成を真剣に考えなければいけないのではないかということであります。具体的にどうやるのかと問われれば、できれば松尾様のところで、技術習得のため２名程度の育成をお願いできないものかと思うものでございます。技術習得後は、灯籠紙のみならず広く手漉き和紙の商品化を図り、本市特産品に育てていければと思うのです。育成に必要な経費につきましては、ぜひ予算化をしていただき、バックアップをお願いしたいと思います。

しかし、クリアすべき問題は多々ございます。まず受け入れを承諾をしていただけるのかどうか、また紙漉き職人になりたいという人を探せるのか。また、現れるのか。紙漉き工房を自前で設けていただくのか、施設を貸与して漉いてもらうのか。また安定的な収入を得るまでの日々の暮らしをどう保証するのかなどなどでございます。まだほかにもあると思います。でも、まさに行政の肝いりで取り組めば先は見えるのではないかと思っております。

次に申し上げますが、和紙の原料コウゾ栽培はこの地域では慶春さんから始まり、今でも菊鹿と鹿北の一部で栽培が営まれています。このコウゾを荒廃が進み雑草や雑木の繁茂する農地に植えていただき、農地保全を図る一助にすることも一案ではないかと思いますし、また大量出荷を望むような作付にはならなくとも、収入を得る手段にもつながるのではないかと思います。

それは紙漉き復活後の本市での需要のほかに販路を探し、原材料販売へとつなげることにより可能なことになるのではと思います。コウゾ栽培の新たな取り組みに対しても相応のバックアップをしていただければと思うところでございます。

以上、手漉き和紙の復活につきまして、私なりの思いや提案を申し上げました。安易に過ぎると叱責を受けるかもしれませんし、もっともっとたくさん考慮しなければならない点があるとのご指摘もあろうと思います。しかし、本日の質問を行うまでに考えました量や範囲としてはこの程度でございます。ぜひ思いを受け止めていただきまして、行政当局におかれましてのお受け止めがいかがであったかということをお伺いして、１回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。天気予報の担当ではございませんが、防災担当の方でお答えをさせていただきます。近年、天気予報がよく当たるといいますか、精度が非常に高くなってまいりましたけれども、技術の進歩はもちろんでしょうけれども、1972年の日中国交正常化が大きな要因であるとも言われておるようであります。ＮＨＫの予報の地域についてのお尋ねでありますが、気象庁におかれましては熊本県内を１次細分区域としまして、熊本地方、阿蘇地方、球磨地方、天草・芦北地方の４地方があるようでございます。その後に、菊池市、玉名市、八代市、甲佐町、水俣市、長崎県島原市と続いて発表があるようです。

また、熊本県を警報・注意報の発令単位として気象庁がさらに細分化しました２次細分区域が荒尾・玉名、鹿本・菊池、熊本市、上益城、宇城・八代の５地域、それに天草・芦北地方に天草芦北の２地域、それから阿蘇地方、球磨地方については、１次、２次、同様で合計９地域ありまして、より詳細で身近な情報を提供するために行われているようでございます。

鹿本・菊池地域につきましては、地域気象観測所、アメダスでございますが、鹿北と菊池に設置されておりますが、ＮＨＫ熊本放送局の天気予報が現在の形で放送されるようになった平成14年４月時点では鹿北町と菊池市の予報となりますので、菊池市の予報を鹿本・菊池地域の代表予報とされたと伺っております。

なお鹿北につきましては、山地も近いことから降水量が多いなど特異な要素があるため、より地域の中心部に近く平野部である菊池市を鹿本・菊池地域の天気として平均的であるとの観点から採用されたものと推測されます。現在のところ天気予報の放送システムを再構築する予定はないということでございました。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

おはようございます。一般質問の２点目、山鹿の手漉き和紙の復活についてお答えいたします。

山鹿は和紙を材料とした特徴ある工芸品が今もつくられており、中でも山鹿灯籠や来民うちわは伝統的工芸品として熊本県の指定を受けております。また山鹿地域は、明治・大正時代には、山鹿傘の生産が西日本一を誇ったと言われ、さらに鹿北

地区では、今から400年ほど前に高麗から渡った慶春により、県北では初めての和紙づくりが始められたといった歴史があると伺っております。このように、この地域の和紙にまつわる話はつきません。議員ご指摘のとおり、原料から山鹿灯籠のような芸術的な工芸品まで話題が揃う地域は全国的にも非常に珍しく特徴的であると言えます。現在、本市におきましては、和紙そのものの生産は行われておりませんが、和紙の原料であるコウゾは、今も鹿北の柏ノ木と菊鹿の松尾地区において栽培されており、今年の２月初旬には生産者の方とお会いし、現状をお聞きしたところでございます。全国手漉き和紙連合会のホームページによりますと、全国には73の和紙の産地がございます。その和紙生産地において、現在経済産業大臣指定伝統的工芸品に指定されている和紙が九つございまして、指定を受けている和紙工芸産業にあっては、自立困難となって危機的な地域もあると伺っております。一方で商品開発、需要開拓等により、産地として活性化を達成し、新たな形で和紙工芸の伝統と文化を守り続けようとしている地域もあるとお聞きしております。本市において、和紙をキーワードとした手漉き和紙の復活のためには、地域資源との組み合わせを生かした地域活性化事業につなげ、和紙需要の拡大や消費者ニーズにあった和紙生産開発が求められます。今後は和紙伝統工芸産業を継承していくために、国内の和紙工芸産地の現状や先進地の取り組みを調査し、技能技術者の育成と合わせて、和紙生産継続確保や和紙原料の確保が不可欠であることから、求められる紙質が長期的かつ安定的に調達・仕入が可能なのか、またそれぞれの従事者が安定的に収入があり、生活できる事業性、自立性等を遊休・荒廃農地の利活用という点も含め、多面的に精査・研究に着手してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

２回目の質問を行います。西田部長の方からご答弁いただきました。いろいろとＮＨＫにも折衝していただいたというふうにも思いますが、相手が相手ですのでなかなか難しいと思いますが、山鹿市民の皆さんの気持ちとしては、やっぱり、出てほしいというのがとても強くございますので、そのことを機会あれば今後も、ＮＨ

Ｋの方にもおつなぎをしていただきたいことをお願いして、この件については終わります。

手漉き和紙の復活について２回目の質問ですが、ご提案の方ありがとうございましたという、そんなものじゃ気持ち的にはないんです。強く願っているわけです。ですから、思いつきという提言ではなく、あるいは提案ではなくてですね、私のみならず復活を願う市民の声も背景にして質問をしたつもりでございますので、その点は受け止めていただきたいと思います。また多面的にですね、精査・研究をしてまいるという答弁でありました。トータル的に答弁のトーンとしましては、手漉き和紙の復活を目指す意思があるというふうに受け止めました。

その意思の裏付けをですね、確認をしたいということで２回目の質問いたしますが、精査・研究の時間はどのくらい費やそうというようなお考え、あるいはスタッフ的にはどういうふうなスタッフを準備するのかとか、それから具体的な取り組み開始、研究が終わればですね、具体的に取り組みに入ると思いますけども、それにつきましては、いつごろという腹づもりといいますか、そういうものをお持ちになっているのか。そういうのを伺いたいと思います。そのことがぜひとも確認をしておきたい事項でございますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

経済部の方でそういう考えを持っておるということを、今部長の方から答弁を申し上げたところですが、この取り組みについて、スタッフであったり、組織であったりということのお尋ねのようですが、既に２月に市長の方からも指示をいただいておりますが、研究グループを４月から立ち上げて、若手職員による勉強をやっていただこうと考えております。考えることが非常に多うございまして、先ほどお尋ねの中にありましたいっぱい項目がございます。その中に、少々ベテランのチーフを置きまして、若手５、６人で政策研究グループといいますか、そういうものを立ち上げて勉強してもらおうと思っております。これは経済部の方でしっかりそういうことも考えを持っておりますので、それをサポートする一つのグループにもなるのかなと。それと、別途意味がございまして、それを火種に若手の中で、自主研究グループあたりが発生してくれれば、なおいいのではないかというふうに考えております。そういうことで、取り組みは４月からと考えておりますが、時間的にどの程度要するのかは全くわかりません。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

西田部長、答弁ありがとうございました。組織的な部分があったのでご答弁いただいたと思いますが、４月からということでございますが、緒につくということで、今からすべてを始めようということになるのではないかと思います。ぜひとも成功させていただきたいということを強く思います。

３回目に立ちましたのは、経済部や総務部、いろいろ連携をされて取り組むことになろうかと思いますが、市長にですね、ぜひお尋ねをしておきたいと思います。手漉き和紙復活に着手するということになりますが、そのことについて、市長へも当然、事前にいろいろと部下からのご相談が上がってきていたというふうに思います。深くご理解を賜っているのではないかと思いますが、今時点における市長の思いや行動というものがどういうものであるか、そしてまたその市長の思いというものがですね、事業達成の成否に大きく影響するものであるというふうに思います。ですから、市長におかれましては、市民の理解を得られるために日常的なご発言や内なる職員のモチベーションを高めるための手段としましては、もろもろ予算要求なども来るかと思いますが、この予算についての温かいご理解とか、担当する職員へのですね、日常的な励ましなども不可欠であろうかと思います。山鹿の伝統工芸品である灯籠や来民うちわ、そして山鹿傘、そしてまたそれに附帯的に生まれるであろう和紙による商品の発掘のためにも、手漉き和紙の復活はなくてはならないものと思いますので、ぜひそのことに対して、市長の思いやご決意などがございましたら、お尋ねをして３回目の質問を終わりたいと思います。

市長、よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。ただいまの森議員の山鹿市手漉き和紙の復活についてのお尋ねにお答えいたします。今定例会冒頭に申し上げました平成19年度市長説明要旨、主要施策の２つ目に地域活性化戦略の展開の項で掲げております、新た

な商品の開発や伝統技法の継承に努めるということを掲げております。ただいま、ご質問ございました手漉き和紙の復活は山鹿市の歴史・伝統・文化につながる事柄であろうというふうに考えております。既に、先ほど総務部長が申し上げましたように、研究グループの立ち上げ、検討の準備をするように指示をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

通告順により、原　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　徹　君　登壇］

○７番（原　徹君）

議席番号が７番になりました。日本共産党の原　徹です。

質問に入る前にお礼を申し上げます。

一つは小規模工事登録制度の件であります。西田総務部長の方から、この小規模工事登録制度については、前向きに検討するという答弁をいただいておりましたが、早々とスタートさせていただきました。ある建築業者の方は、私たちのような小さな業者にも、このような機会を与えていただいて、非常にありがたいと感謝されておりましたし、またある業者の方は、ありがたいと言いながらも、契約金額が30万円以下だが、これが60万円、100万円ぐらいになると、もっと魅力的な制度になる。こういうふうに期待を込めて語っておられました。担当課によりますと、30名ぐらいの業者が登録されたそうですが、今後この制度が市の経済発展に寄与いたしますように、さらなるご尽力を要請しておきたいと思います。

二つ目は、障害者自立支援法に基づく障害者の利用料の負担が大幅に軽減されるということであります。国は、特別対策として1200億円を予算計上しております。これで利用料が払えずに施設を利用できなかった障害者の方たちも、再び施設を利用できるようになります。これは障害者をはじめ、全国的な運動の高まりと市長はじめ担当課の方の強い県、国への働きかけが政府を動かしたものと心から敬意を表したいと思います。なお今後も、障害者を苦しめる元凶でございます応益負担の撤回を求めて働きかけていただくことを要請するものです。

質問に入ります。今、市民の間で問題となっています不安や疑問、あるいは要求、こういうものを３点にまとめて一括方式で質問いたします。

まず１問目は、国道325号の四車線化計画についてであります。国道325号の水辺プラザから来民商店街入口、坂東交差点前までですね、約1.8キロメートルにわたって四車線化計画が進められています。四車線化すれば渋滞が解消されていいのではないかと、こういうのが一般的に考えがちですが、この計画は鹿本町下高橋区国

道沿いの自営業者にとっては、死活問題となっています。もしこれが実施されれば、現在の場所から移転しなければなりません。移転場所は、自分たちで探さなければなりません。探せということであります。関係住民から次のような声が聞かれました。３点ほど紹介してみます。

まず１点目、借金して店を構えて10年がたつ。やっとお客が固定したのに、移転したらせっかくのお客が来てくれないのではないか。また、移転の必要がなくても、道路幅が10数メートルも拡幅される。中央分離帯ができるために、店に寄りづらくなり、客足が遠のくではなないか。

２点目、なぜ渋滞もしないこの区間を四車線化にするのか理解ができない。渋滞するのは鹿本総合支所前から来民郵便局前、そして国体道路に入る交差点までが渋滞するわけであって、四車線化するなら、まずこの区間を先にすべきではないか。

３点目は、下高橋区を四車線化したら信号機もふえて、かえって渋滞を招く、また渋滞といっても国道３号の植木町付近に比べたら渋滞とは言えない。膨大な税金を使ってまで、四車線化する必要はない。こういう声であります。

そこで、２点質問いたします。１点目、この四車線化計画は山鹿市を横断し、市民の生活に大きな影響を及ぼします。山鹿市はこの計画に対して、どのような見解を持っておられるのかをお尋ねします。２点目です。国や県に対して市は、この計画にどのように対応していかれるのですか。

２問目は市民から信頼される市立病院の運営についてお尋ねします。合併して２年の間に山鹿市立病院におきまして、医療事故による和解や賠償判決が続き、さらに一医師の麻薬使用による逮捕事件という不祥事まで発生しました。この三つの事件は、マスコミでも大きく報じられ、市民はショックを受け、不安を抱いています。本郷病院長誕生と病院改築計画で、職員も大いに意欲を燃やし、市立病院に対する市民の評価が高まっていた時期に、これらの事件は本当に残念であります。当然とはいえ、市民の間にさまざまな風評が流れています。ここで、事実かどうかを確認し、事実であれば修正し、見直し、事実でなければ、この悪評を払拭して本年から開始されます改築工事に意気高く取り組まなければならないと思います。その風評の１でありますが、三つの事件で市立病院は信頼を失い、患者数が激減、月曜日というのに患者が少なくてがらがらしていた、こういう噂がありますが、それは事実なのでしょうか。患者数の推移はどうなっているのかをご説明ください。

同時に、医療事故についてお尋ねします。３月１日付けの熊日新聞は2006年の１年間に大学病院と旧国立病院で発生した医療事故は1300件で、前年比16％増、これは日本医療機能評価機構というところがまとめたものですが、このように報じております。大学病院と旧国立病院だけでの医療事故が1300件というわけですから、

もし民間を入れると相当数の医療事故が発生しているということが推察できるわけです。人間は誰でも間違える。しかし、間違えを反省材料にして分析していけば、間違いを防ぐことができると言われ、医療事故は避けられないけれど、防ぐことができる、こういうふうに理解するわけであります。

質問いたします。１点目、医療事故の主な原因として、どんなものが上げられますか。２点目、市立病院では医療事故に対してどのような予防策を取っておられるのでしょうか。

３問目です。同和行政、解放同盟への補助金問題について質問します。

合併３年目を迎えました。この間、８回の定例議会が開かれましたが、私はその中で４回にわたって市の同和行政について質問し、要請もしてきました。私が同和行政をこれほどまでに取り上げる理由は何回も申し上げておりますが、一つは情勢が大きく変わった今、一刻も早く熊本市のように同和問題を終結させたいということです。そして、二つ目は予算、つまり市民の税金の使い方に誤りがないかをチェックするという議員の任務を遂行することであります。旧山鹿市の議員を務めた方が、最近私に次のような話をしてくれました。議員だったとき、原議員が何故同和問題を何度も何度も取り上げるのか不思議に思っていた。議員を辞めたので、時間に余裕ができ、原議員が問題にしていた解放同盟への補助金の決算書や領収証を情報開示してみて驚いた。なぜこんなに、湯水のように補助金が使われるのか。なぜこんな内容のものに補助しなければならないのかと怒りさえ覚えてくる。市民の税金が湯水のように使われていく。原議員の質問の意味がやっと理解できた。今後、監査請求をして返還させようとも考えている。このように言われております。平成17年度合併当初、一社会運動団体であります解放同盟への補助金は1245万9020円でしたが、18年度は約124万円減額され、1121万4000円となりました。今回提案の19年度一般会計予算では補助金はさらに減額されて、987万2000円と計上されております。これは私の主張からすると、初歩的な見直しでありますが、長年継続された悪しき慣例を打破して、減額されたことは評価したいと思います。そこで、質問いたします。19年度の補助金交付案987万2000円は、昨年度より約134万円減額してあります。何がどのように減額されてこのような金額になったのか、詳細にご説明をお願いしたいと思います。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

おはようございます。一般質問の１点目国道325号の四車線化構想に対する山鹿

市の見解と、県への対応についてお答えいたします。

国道325号につきましては、県北地域の骨格軸を形成します広域的な道路として産業の振興や地域交流の促進などの面から非常に重要な路線であると認識しております。しかし近年、沿線に立地しました観光物産施設や阿蘇方面への入り込み客の増加もありまして、交通量が増大し、一部では渋滞区間ができるなど地域の生活環境に与える影響が強くなっているように思います。そのため、現在所管する熊本県におきまして、水辺プラザ台橋から県道日田鹿本線、坂東交差点までの延長約1.8キロメートルの四車線化事業が進められております。本市としましても、交通渋滞の緩和はもとより、地域産業の活性化に大きく貢献するものと期待をしております。

次に、熊本県への対応としましては、第１次山鹿市総合計画における道路行政の基本目標の中で、国道325号の主要な交差点の早期改良や車両の大型化に対応した道路整備による交通の円滑化を強く要望することとしております。なお、この四車線化計画に対する地元住民の意向や利用者の声も大変重要な点でございますので、県にもしっかり伝えた上で、本市としましても県に協力し、一緒に取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

おはようございます。原議員の質問の２点目、市民から信頼される市立病院の運営についてお答えいたします。

その節は、大変議会並びに市民の皆様にもご心配をおかけいたしましたことを、改めておわび申し上げます。まず患者様の減少についての風評でございます。裁判等による影響を患者様にモニタリングはいたしておりませんが、積極的な影響はなかったものと思っております。本年１月末で延べ８万2210人、昨年同月で８万8016人、約6.6％の減少傾向がございます。この減少傾向の要因を考えてみますと、これは全国的な傾向がございます。医療費制度の改革、診療報酬の改定、それから最も減要因の一つと考えておりますのが、自己負担割合の改正などが伴います。

特に高齢者を中心に、外来の通院を控えられるというような状況が、改正が行われますと一時的に生じまして、減少になる傾向がございます。さらに、地域医療のあり方と申しますか、近年、急性期医療を担う中核病院と地域の病院診療所の役割を明確にし、地域医療の充実、向上を図る取り組みが全国的に今行われております。いわゆる市立病院と地域の法人、個人の病院や診療所と共同による医療ネットワークを構築し、地域完結型を目指すというものでございます。

したがいまして、重症の脳疾患、心臓疾患、肺炎、それから骨折による緊急手術、またはがん治療、高度な検査、救急医療に専念する急性期医療を市立病院が担う、また回復期のリハビリ、それから慢性期の患者様については、ご相談の上、地域の病院、診療所の先生方へ積極的に紹介を行っておるところでございます。このような治療システムの取り組みにより、外来、通院の患者様の減少傾向が見られるというところでございます。議員ご指摘の風評につながったもう一つの要因は、昨年４月から３名の医師が転勤による不補充、さらには眼科の一時休診、それから年末に、内科医師の開院退職ということにより、主治医の変更が生じております。また、先ほど申しましたように、地域医療連携による紹介システムについて、患者様へ説明の不足があったのではないかと思っております。気配りが不足いたしましたことにより混乱が生じ、風評につながったと考えております。まことに申し訳ございませんでした。

次に、医療事故の要因と防止策についてでございますが、医療事故は医療過程の中において、当然払うべき注意義務を怠ったというのが発生の原因であります。ご指摘の日本医療機能評価機構の中にございます医療事故防止センターの事故統計を見ますと、その要因として一番に確認、観察を怠ったと。次に判断を誤ったと。また医療スタッフ間の連携ができていなかったというのが主な要因として上がっております。思い込みやチェック機能の不備であります。また、医療スタッフの心身の状態も事故につながる要因と考えられておるようでございます。当院では事故防止、安全かつ適切な医療の提供を行うために、毎月１回、医療安全対策委員会を開催しております。この委員会は診療１部、２部の医師、看護師、それからコメディカルと申します、レントゲン技師とか検査技師、その他もろもろの医療関係に携わるスタッフのことです。それから事務部を代表しまして、17名で構成しております。事故までには至らなかった、いわゆるヒヤリ・ハットと申しますが、そういった事例を随時検討し、院内に公開しますとともに、予期せぬインシデントに速やかに対処するよう、日頃から行動チェックを繰り返し行っております。また外部講師による演習課題、実務研修を定期的に実施し、予防対策を講じているところでございます。何とぞご理解いただきますようにお願い申し上げまして、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

おはようございます。原議員の一般質問３点目、解放同盟の補助金について具体的にお尋ねということでございますが、この補助金につきまして、昨年度は補助金

の10％削減を行いました。本年度はさらに支部活動費の内訳について全体的な見直しを行い、歳出におきまして、日当、九州以外は１万円を7000円に、九州内の7000円を5000円に。熊本県内の5000円を3000円に見直しております。

それから車の使用につきましては、鹿本郡内の1000円を500円に。山鹿市内1000円をゼロ円にということで見直し、また宿泊費につきましては、山鹿市の旅費規程によります単価、甲と乙地がありますが、甲地は10900円に、乙地は9800円に改め、また航空機使用につきましても、東京大阪等のパック利用ができるところにつきましては、５万円以内の算定で予算の見直しをしております。いずれにいたしましても補助金の使途につきましては、今後も精査、指導してまいりたいと思っております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

２回目の質問であります。私は下高橋区住民の方と一緒に、県庁の土木課に出向いて、四車線化計画について説明を聞きました。その中で、県土木課は実態を十分に把握していないのではないかという感想を持ちました。下高橋区沿いの国道が国道３号の植木町のように渋滞していると認識されているようであります。下高橋区は渋滞気味になるのは、朝夕のわずかな時間であり、後は車はスムーズに流れているわけです。なぜ四車線化なのかという疑問がわくのは当然であります。また水辺プラザから坂東交差点前までを四車線化した後、旧山鹿市内や旧菊池市内をどのようにするのかと、こういう質問に対して計画は全くないということであります。一番渋滞化する区間の計画は全く立ってない、白紙である。これでは、住民は納得しないわけであります。私はこの区間の渋滞化を解消するためには、山鹿市の幹線道路が大きな役割を果たすのではないかと考えます。

さきほど、建設部長も言われましたけども、山鹿御宇田線、山鹿蒲生線、正式には吹上稲田線と言うのでしょうか。これを利用すれば、鹿本町の一部と菊鹿町の住民は国道325号を利用しなくても、幹線道路を利用して、直接山鹿を往復できるわけです。現在、御宇田線の一部が拡幅工事中、吹上稲田線は道路幅が狭くて、傷みも大変ひどい状態であります。この二つの幹線道路が完成すれば、利用者が増え、

国道325号の渋滞化解消に大きな役割を与えるものと推察できるわけです。

そこで、質問いたします。この二つの幹線道路の拡幅、補修工事、この計画はどのようになっているでしょうか。いつまでに完成するのか。あるいはもっと工事を早めることができないのかお尋ねします。

２問目の市立病院の運営についてであります。風評１については、ご答弁がありました。今度は２です。これまで患者に対する医師や看護師の対応がとてもよくなったという評判を私は耳にしました。しかし最近、それとは逆の声も耳にするわけです。医師や看護師によって患者への応対に大きな差が生じているのではないかと思います。40億円もかけて改築しようとする病院がこのような悪評を振りまかれるのは好ましくないと、市民も心配しているわけです。ただ、私たちは医療事故にしても、患者への対応にしても医師や看護師１個人の責任として見がちであります。しかしながら、現在の日本の医療制度が極めて厳しい状況に陥っているということをしっかりと把握しなければならないと考えます。今、日本では医師不足が重大な社会問題となっています。産科のいない地域が全国で急増し、地元で子どもが産めない、妊婦健診に通うのも片道１時間以上などの声が聞かれます。この10年間で小児科のある病院が２割も減少し、地方病院では勤務医の不足、退職で診療休止と地域医療の拠点が崩れ、住む地域によっては医療が受けられないという命の格差が拡大しているわけです。政府はこの４半世紀、医師がふえれば、医療費が膨張すると宣伝し、医学部定員の削減で医師の養成を抑制してきました。その結果、日本の臨床医数は人口10万人当たり200人、ドイツが340人、イタリアが420人、こうなっております。これに比べては極めて少ないわけであります。これはＯＥＣＤ、経済協力開発機構というところが出しています。30カ国加盟していますが、日本は27位と非常に立ち遅れているということであります。深刻な医師不足が引き起こされております。早急に異常な医師数抑制路線を改め、医療現場の実態を踏まえての計画的な増員が求められておるわけです。医師の絶対的な不足は勤務医に過酷な労働環境をもたらし、過密労働に耐えかねた医師の退職がさらに医師不足を招くという悪循環が拡大しております。厚生労働省の調査でも常勤医の平均勤務時間は週63.3時間、小児救急の拠点病院では時間外労働が月平均70時間から200時間で、過労死認定基準を超えておるそうであります。勤務医の過密労働は疲労を蓄積させ、医療事故の危険性を飛躍的に増大させております。学会の調査によりますと、多忙で思考力が散漫になり医療事故を起こしそうになったという外科医は４割、長時間手術のかけ持ちでミスが心配という麻酔科医は６割にも上っています。医師数の抜本的な増員とともに、看護師、スタッフの増員など勤務医の過重負担を軽減する支援策が緊急に求められているわけです。

しかし勤務医は、このような過酷な勤務実態にあるということを、私たちも十分理解していかなければなりません。しかしながら、過酷だからといって、患者に対して粗野な対応は許されないわけであります。先般、山鹿市立病院が財団法人医療機能評価機構から病院機能評価という認定証を取得したとの報告がありました。市立病院の努力が認められたということであります。そこで、２点質問します。

１点目は、市立病院は医療機能評価機構からどんな問題点が指摘され、どのように改善され、認定証を取得したのでしょうか。

２点目、医師や看護師の患者への対応についての研修がどのように行われているのでしょうか。

３問目です。解放同盟の補助金について質問します。合併当初、同和行政に関する私の質問に市長は、生活環境は改善されたが、今もなお部落差別は現存し、差別事象も後を絶たないのが現状、推進体制を充実させて積極的に行う、このように答弁されております。そして、解放同盟の補助金見直しを認められませんでした。ところが、市長の答弁とは裏腹に、この２年間で次のような見直しがなされているわけであります。一つ目は補助金ではありませんけど、2002年３月末をもって、同和対策特別措置法が失効したということで、地域向け住宅、つまり同和住宅を一般市営住宅に移行され、入居申請時の解放同盟支部長の推薦状を廃止されました。

二つ目に、東京での狭山裁判闘争、部落解放基本法制定要求集会の参加の補助金は認めないとして補助金を返還させました。

三つ目に、６人の支部長の年間活動費、１人９万円の削除をはじめ、補助金10％124万円を減額されました。

四つ目に、さらに先ほど説明がありましたように、諸会合の行動費、日当や旅費などを見直し、この２年間で総額258万7020円を減額しているわけであります。これらの見直しは、同和問題を解決させるためには、旧同和地区の特別扱いをやめること。私はこのように主張しておりますが、私のこの主張を認められたと判断していいのでしょうか。補助金は山鹿市補助金交付規則に基づき、最終的には市長が判断します。市長に伺います。２年前にはなお部落差別は現存し、差別事象も後を絶たない。この補助金は必要として解放同盟への補助金見直しを認められませんでしたが、先ほど申しましたように、18年度、19年度と補助金の減額を認められたわけであります。その理由は何でしょうか。ご説明いただきたいと思います。

２回目終わります。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午前10時57分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前11時07分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

一般質問の２回目の吹上稲田線と御宇田山鹿線の幹線道路の改良工事の見通しについて、お答えいたします。

両事業につきましては、旧市町間を連絡する緊急性の高い新市の重要幹線道路として位置づけて取り組んでおります道路改良でございます。また、この路線は国道325号の一部バイパス機能を持つとともに、市東部地区と市街地の連絡時間を短縮することで、経済的効果が期待される社会基盤の整備でもございます。

まず、吹上稲田線につきましては、平成17年度より合併特例債を使って進めている路線でございますが、福原長坂線の東部工業団地横から老人保健施設の太陽までの全体延長が約２キロメートルの道路改良でございます。今後の予定としましては、地元との十分な合意形成を図った上で、平成19年度に約８割の用地買収、平成20年度に残りの用地買収と工事を行い、平成21年度には全線の整備を完了する予定でございます。

次に、御宇田山鹿線についてご説明いたします。この事業は、鹿本地区の県道津留鹿本線から山鹿地区のニコニコドー東山鹿店横までの、同じく全体延長が約２キロメートルの道路改良でございます。旧鹿本地区側につきましては、既に平成16年度から国の地方道路整備臨時交付金事業の採択を受けまして、平成20年度までの５カ年計画で、延長約800メートルの改良工事を進めております。

なお、この区間につきましては、国の予算配当の関係もございますが、できれば平成19年度での早期完成を目指して、関係機関へも要望したいと考えております。

一方、旧山鹿地区側につきましては、平成17年度から着手している事業で、合併特例債を使って延長約1.2キロメートルを整備するものでございます。今後の事業予定としましては、平成19年度に用地買収、全体の約80％、平成20年度に残りの用地買収と工事を行い、平成21年度に全延長の整備を完了したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

原議員の２回目のご質問、医師・看護師の患者様への対応指導ということでございますが、まずは厳しい医療現場にご理解をいただきまして、ありがとうございます。先般、全員協議会の中で、病院機能評価認定を受けましたことをご報告いたしましたが、その評価項目の中にも、接遇について審査の対象として重く捉えられているところでございます。病院機能評価事業の目的は、医療に対する信頼の確保、医療の質を向上させることが重点項目でございます。信頼の確保、質の向上は接遇を欠かせない条件の一つであります。認定証は受診した病院が積極的に業務改善に取り組み、成果が上がっていると認められれば交付されるものでございます。ご質問の第１回審査で指摘された事項は４点ございました。

１点目は、薬剤管理の徹底と病棟での薬剤師の関与を深めること。２点目はカルテの合理的な管理、保管方法を検討すること。３点目に診療計画の見直しを行うこと。４点目に、行動制限の解除基準を明確にすることというような業務的な内容で、いずれも日常の業務の中で行っておりますが、さらに改善するよう指摘があったところでございます。接遇については含まれておりませんでした。この指摘に対して各担当部所で検討を重ね、新たな診療計画書やマニュアルの見直し、将来に向けての改善を明確にし、再受審した結果、認定を得たところでございます。接遇の改善につきましては、受診以後も引き続き、看護部におきまして、患者様の権利、尊厳を尊重した看護サービスが提供できるよう部会を設置し、研修を重ねております。

また、院内全体としましては、患者サービス委員会を設置しておりまして、患者様からのご意見をいただき、速やかに改善を図っておるところでございます。また、講師による接遇研修も定期的に開催しているところでございます。今後とも接遇の改善には院内挙げて取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上、終わります。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の一般質問、３番目の２回目のご質問にお答えをいたします。

特別立法は、議員ご案内のとおり失効いたしましたが、同和問題の解決には至っていないと理解しておるところでございます。合併協議会においても、この補助金につきましては、現行のとおり存続するとなっております。しかしながら、本市の財政状況等を考えますと、活動補助金の在り方等については今後も検討し、さらにその使途においても是正すべきところは是正していくべきであるというふうに考え

ておるおところでございます。

先ほどの原議員の質問の中で、平成17年３月定例会において、補助金の問題について是正する考えはないというふうに答弁しながら、是正をしているじゃないかというお話しがあったわけでございますけども、先ほど記憶をよみがえさせるために、議事録等を開きながら拝見したところでございますけども、平成17年３月定例会、原議員の質問に、補助金につきましては是正すべきところはすべきと考えていますというふうに、森部長をして答えさせておるところでございます。私の直接な答弁は行っていないというふうに確認をいたしたところでございます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

３回目の質問です。１問目の四車線化についてであります。２月28日、鹿本町のひだまりにて、この件に関する説明会が開かれました。地権者の方が約100名ぐらいおられるそうですが、そのうち60名ぐらいが参加されました。県土木課の方から、振興局ですけども、１時間以上の説明があり、最後にこの計画で実施したいと。そして、全体を対象とした説明会はこれで終わる、打ち切りにすると、一方的な話に住民から疑問や怒りの意見が続出したわけです。わずか数回の説明会で、やっと手に入れた土地や家が、また先祖代々引き継がれてきた土地が買収されるわけです。このような住民軽視の手法では四車線化計画はスムーズに進行できない。私はこのように痛感したわけであります。現時点での住民の主張は、次の３点に絞られると思います。まず１点目は1.8キロメートルに30億円の予算がつくわけです。計算してみますと、１メートルにつき約167万円です。これだけの予算がかかります。国も県も財政難といって、福祉予算を削っています。こんな時期に、四車線化が果たして必要なのかと。また熊日新聞によりますと、九州７県の人口は20年後には200万人以上減少すると。熊本県内でも30万人が減少する。これは九州経済白書からとってあります。さらに、人口減と運転しなくなる高齢者の増加で、乗用車台数が10年後の2017年をピークに大幅に減少していく。こういう調査結果が三菱総合研究所と日本自動車販売協会の調査で出ております。将来、渋滞化は自然と解消されると

いうことになると思います。したがって、膨大な予算を使ってまで四車線化する必要はない。

二つ目は、即四車線化を施工するのではなく、先ほど出ました御宇田線、あるいは吹上稲田線の拡幅補修工事の完成後、国道325号の渋滞状況を見て判断すべきではないかと。二つの幹線道路の工事は建設部長が答弁されましたように、３年後には完成するわけです。それまで四車線化計画を凍結することにしてはどうかと。

そして三つ目は、もっと住民の声に耳を傾けてくれ、住民の理解を得るようにしてくれと。そのためには、今後も説明会を打ち切るのではなく継続してくれ。こういう三つの要求があるわけであります。

質問します。冒頭に述べたとおり、関係住民にとっては、国道四車線化は死活問題です。山鹿市としましても、住民の声を受けとめ、住民の要求を県に上げていくべきだと思いますがいかがでしょうか、お答えください。

２問目の市立病院の運営についてです。今度は風評３であります。「市立病院では治療費は払わんでよかよ。お金の持ち合わせがないと言うと、後で結構ですと言われる。」と言われたそうであります。これを聞いた人が市立病院で診察。7000円の医療費請求に対して5000円しか持ち合わせがない、こういうふうに意識的に言ったわけです。それならまた後で納めてくださいと言って5000円も返された。こういうことがあったというわけです。これは噂ですから、私は事実かどうかわかりませんけれど、市民にはこのような医療費徴収の仕方では未収金も多額となって、病院改築に影響が出るのではないかと心配しているわけです。このような風評は事実なのかどうかお尋ねします。

３問目の解放同盟の補助金についてです。市長がそういう答弁をしたことがないと言われますが、私も議事録を見て確かめて言っているわけです。「部落差別は現存し、差別事象は後を絶たない。」と言われましたので、私が、「じゃあ、山鹿では部落差別の事象は最近どういうのが出ていますか。」と聞いたら、市民福祉部長が「いや。近年発生していません。」議員の皆さんも覚えておられると思います。こういうふうに答弁されたわけです。後でまた確認したいと思います。減額したことは、私は先ほど言いましたように評価しているわけです。ただこの減額したけれども、減額した内容が非常に問題であります。先ほど市民福祉部長から補助金減額案が説明されました。しかし補助金の使途内容、使っている内容については以前と全く同じわけです。単に異常に高かった旅費や宿泊費、これを市の職員並みに減額したに過ぎないわけです。日当は市職員がどこに出張しても１日2200円です。市長と議員は2300円です。それなのに、解放同盟の場合は、日当が7000円、運動団体ですよ。出張でも何でもないですよ。一番高いのが7000円、そして5000円、3000円と

いう案です。昨年までは１万円、7000円、5000円だったわけですね。それを減らすというぐらいのことです。依然として特別扱いとなっています。また補助金は解放同盟という社会運動団体の諸会合に参加するための費用にも使われています。平成17年度では解放同盟の全国大会、県大会、支部長会議等に参加するために、山鹿市民の税金300万円が使われているわけです。社会運動団体である解放同盟の大会や諸会合に市民の税金が使われる。これは実におかしいことだと、私は考えるわけです。なぜ解放同盟の諸会合に、市民の税金を使わなければならないのか、市民は納得しないと思います。運動団体とは、同じ要求で一致した人たちが要求を実現させるために、自主的に任意につくる組織です。例えば、それぞれの労働組合、これが一番わかりやすいです。それから、ほかにもあります。北朝鮮の拉致被害者の会、原水爆禁止協議会、消費税をなくす会、憲法９条を守る会、このようにさまざまな運動団体が要求実現のために組織され、それらは会費を出し合って、あるいは組合費を出し合って運営しているわけです。市長はこのような運動団体に激励のための募金やカンパはすることがあっても、補助金を認めることはないと思います。解放同盟はこれらの組織と同じ性格を持つ団体なのです。社会教育として、行政が育て、教育委員会が支援するＰＴＡ、婦人会、文化協会とは質的に異なる団体であることをしっかりと認識しなければなりません。ちなみに、教育委員会が社会教育として支援する団体、平成19年度の補助金交付を見てみますと、婦人会が180万円、文化協会が132万円、ＰＴＡが40万円、このように提案されているわけです。

市長に質問します。一社会運動団体であります解放同盟の大会や総会、諸会合の参加費用に、市民の税金が使われるということは間違いではありませんか。おまけに日当まで市民の税金から支払われているわけであります。明確にお答えください。旧同和地区の特別扱いを一刻も早く中止することで、同和問題の早期終結につながっていくと指摘して質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

３回目の質問に、お答えいたします。この国道325号の四車線化計画に対します地元住民の方のご意見、ご要望につきましては、事業を進める上では大変重要なことであると思います。また、地元との合意形成といいますか。それは不可欠であろうと思います。そういうことで、事業主体は熊本県でございますので、県の方にしっかり伝えまして、山鹿市としましても、そういった問題あるいは課題の解決に向けて、しっかり協力してまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

３回目のご質問、医療費徴収方法についてでございますが、そのようなことをお試しになられたということは、まことに残念な思いがございます。市立病院に限らず、いかなる診療施設でも治療費を払わなくていいということは、まずこれはあり得ないし、またそういった風評をされているということは、反社会的な行為だろうと思います。全くそういった払わなくていいというような事実はございません。ただ、後段で述べられたように、後日の徴収ということについてでございますが、基本的に一般の受診であれ、救急の受診であれ、治療費のいわゆる自己負担相当分につきましては、保険証を提示していただければ必ず徴収をすると。それから、保険証がなければ10割負担全額をご請求申し上げるということでございます。ただ、特例といいますか、例外的な応用をしておりますのが、休日とか夜間の救急外来にお見えになった場合、救急であります。ご本人もご家族も取るも取りあえずというようなことでお見えになりますので、そういったことにつきましては、後日徴収をさせていただいております。中にはですね、もう手元不用意という方もございますので、そういった場合には対応をいたしておるところでございますが、決してそのまま放置しておくのではなくて、未収金発生となりますと、必ず毎月集計いたしまして、翌月には催告を行い、問題がある部分については、私どもの方から自宅の方へ徴収に伺って、それぞれのご事情にあわせて徴収をさせていただいておるというところでございます。本日の質問の趣旨の方に戻りますと、市民に信頼される病院運営という点からちょっとお答えさせていただきます。市民に信頼される、いわゆる患者様に信頼していただくということは、私は日ごろ職員を指導するに当たり、まずは市民に対して職員自体が患者様に信頼を持って接するということを日ごろ指導いたしております。そういった点から、今回のようなお試しになったときに、スタッフの対応としては、まずは患者さんを信頼するという点から、そういう対応をしたのではないかと思います。ルールを守って損をするというようなことは一切私どもの方では許しておりません。しっかりと徴収させていただきますとともに、私どもの理念でございます。地域住民の生命と健康への貢献という理念のもとに丁重に対応させていただいておるということでございます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の３回目のご質問にお答えいたします。補助金の使途につきましては、先ほど担当部長から答弁、また私の市長としての考えを述べましたとおり、大会や会議等の参加につきましても、同様に日当等の見直しをしておるところでございます。ただ、同和問題は地区の人たちだけの問題ではなく、山鹿市全体として取り組む課題であります。これまで長年にわたる不当な差別を受けられた歴史、その苦しみ等を考えたときに、一刻も早い解決を目指すことは行政の責務であると思います。以上のような見解から、その補助金のあり方等を十分検証しながら取り組んでいくべきものであると考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。諸会合に税金を使うことは、少額でも、税金の使い方がおかしくないかというふうなご質問だったと思いますが、その辺をお答えください。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの答弁の最後の部分で申し上げたというふうに思っております。

十分、補助金のあり方等については、検証しながら、取り組んでいくべきであるというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、この問題は、大きな歴史的な流れがございますし、経緯がございます。そして、その苦しみ、それは非常に大きなものがあると、私は認識いたしております。かつまたその問題は、精神的な差別も含めてまだ残っているというふうに私は認識いたしております。その解決は行政の責務であるという中で、そういった補助金のあり方等については検証しながらも、そういった活動を支援していく、そのことは必要であるというふうに認識をいたしております。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

皆さん、こんにちは。16番議員の島田でございます。今回通告しておきました質疑２点、一般質問２点をそれぞれ一括質疑、質問でお伺いしたいと思います。

山鹿市が合併しまして３年目を迎え、最近は私も手紙やはがきを書くときに、鹿本郡鹿本町と書かないで、山鹿市鹿本町と書くように、すらっといくようになったものでございます。少しずつでありますけれども、新しい山鹿市として形も気持ちの面でも一体化ができつつあるように思っております。この山鹿市において、地方

分権の流れの中、三位一体という大きな改革の時に、行政と住民と協働で特色のある町を目指し、発展していくための大事なときであることを認識しております。そこでまず、議案第23号平成19年度山鹿市一般会計予算の中から二つの質疑をしたいと思います。

まず第１に、予算書110ページでございます。（目）観光費の受入態勢充実事業の中で福岡・山鹿直行高速バス運行キャンペーンとあります。予算が157万5000円と計上してあります。このキャンペーンの経緯、または運行形態について、まずはお伺いしたいと思います。そして、この予算の使い方としまして、開始のＰＲ、利用促進だけのものであるのか、予算の使い方を伺いしておきたいと思います。また、今回はキャンペーンということでございますが、結果を見て、継続的なことを考えてらっしゃるか、あわせてお伺いしたいと思います。

次に、質疑の二つ目といたしまして、予算書116ページでございます。都市、計画マスタープラン策定事業についてお伺いをいたしたいと思います。過去、合併協議会におきましては、都市計画マスタープランの取り扱いにつきましては、合併後の新市において新たに策定する。ただし、新市の都市計画マスタープランにつきましては、旧山鹿市のプランを引き継ぐものとするという取り決めがなされておるわけでございます。そのために、今回、マスタープランの策定にかかる予算1032万3000円でございますけども、出されたものと思います。現行の都市計画マスタープランは平成10年９月に策定してあると聞いております。平成12年、2000年度に制定されました地方分権一括法、そしてまた三位一体の改革という大きな改革の中で、都市計画法も改正になり、市民参加に基づいてまちづくり決定されることになりました。そのため、地域に住む市民が自治体を通し、今まで以上に参画し関わり合っていくことになってきていると思います。その中でのプラン策定事業であると考えております。そこで、建設部長にお伺いいたします。今度の新しい都市計画マスタープランの策定にあたり、その役割、内容、策定の手順についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

島田議員の質疑の１点目、平成19年度山鹿市一般会計予算中、（目）観光費、福岡山鹿菊池直行高速バス運行キャンペーンについて、お答えいたします。高速バスの運行につきましては、昨年６月に熊本電鉄バスとＪＲバスの２社から運行計画の話が熊本県の鹿本・菊池の両振興局にあり、両振興局と山鹿・菊池の両市、商工会

議所、観光協会などの民間団体、バス事業者間で協議を重ねてまいりました。

その後、ＪＲバスが撤退され、新たに九州産交バスと西鉄バスが参入し、熊本電鉄バスとの３社で運行に係る認可を申請している状況でございます。現在予定されております運行計画は、まず運航日とその期間につきましては、６カ月間の試験運行でございまして、４月１日から９月30日までの金曜・土曜・日曜・祝日の１日３往復でございます。ただし、ゴールデンウィーク期間中の４月27日から５月６日までと、夏休み期間中の７月20日から８月31日までは毎日運行の予定でございます。

次に所要時間でございますが、福岡山鹿間が１時間53分、菊池間が２時間30分。運賃につきましては、山鹿までが2300円、菊池までが2500円の予定でございます。停留所につきましては、福岡県内が博多駅・天神バスセンター・福岡空港国際線ターミナルの３カ所で、熊本県内につきましては山鹿市が山鹿バスセンター・山鹿温泉プラザ・鹿本総合支所の３カ所。菊池市がメロンドーム・市民広場・菊池プラザでございまして、菊水インターチェンジを利用する路線でございます。座席につきましては、完全予約制になる見込でございます。今回の運行につきましては、６カ月間の試験運転期間に採算性を判断し、採算性が見込めない場合は９月末で終了ということになります。両市とも福岡直行バスは願いでございましたので、本格運行に移行できるよう、民間経済団体とも連携し利用促進活動を図ってまいりたいと考えております。具体的には、まず路線の周知活動が重要であると考えますので、バス事業者自身も当然行いますが、バス運行情報と両市の観光スポットを掲載したポスター・チラシを作成し、福岡市民への広報活動を展開するとともに、新聞・雑誌等マスメディアを活用し、観光ＰＲを含めたバス路線のＰＲ、バスを利用したモニターツアーを実施してまいります。さらに市内の観光協会や商店街など各団体では高速バス利用者に対するもてなし商品の提供等を計画され、利用促進活動を行うことといたしております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

質疑の２点目、都市計画マスタープランについてお答えいたします。

まず、都市計画マスタープランの役割についてでございますが、都市計画というのは、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、一体の都市として整備・開発・保全する必要がある区域を指定して、その目指すべき都市像を実現するための計画でございます。しかし、その目的の実現にはどうしても長期的な期間を要することになります。また、ほかの行政分野のさまざまなまちづくり施策と整合を図り

ながら事業を展開していくことになりますので、あらかじめ長期的な見通しを定める必要がございます。特に、市民と行政が協働でまちづくりを進めることが重要視されております今日におきましては、市民に理解されやすい形で、将来の都市像を明らかにして、その実現に向けての大きな道筋を示しておくことが極めて重要な行政の立場であると思います。これが都市計画マスタープランの役割でございます。

次に、その内容でございますが、都市計画マスタープランでは、土地利用や産業構造をはじめとしまして、都市交通、都市防災、バリアフリー、緑化景観など広範な課題について検討、分析を行うことになります。

さらに、議員ご意見のような少子高齢化や地方分権、三位一体の改革や都市計画の流れなどの社会的、時代的要因を考慮しながら、まちづくりの理念や都市計画の目標、目指すべき将来の都市像などを柱とした全体構想、それと、さらに市内の各地域別の将来像や整備方針を示した地域別構想をまとめることにしております。

次に、策定の手順につきましては、まずマスタープランを四つの分野に分けまして、それぞれに関係行政機関の職員や市民の代表などで構成します土地利用部会、都市施設部会、都市景観部会、地域別構想部会に分担しまして、具体的な調査・検討を行うことにしております。

そして、この素案を行政内部の策定推進委員会で最終調整をした後に、学識経験者や各種団体の代表、市民の代表などで構成します庁外組織の策定協議会に諮りまして、総合的かつ多角的な検討を経て、マスタープランを構築していくこととしております。なお、この都市計画マスタープランは平成19年度から20年度の２カ年にわたって策定いたしますが、策定に当たりましては市民の声を十分反映させたものにしてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

質疑でございますので、ただいまの説明を受けて、またいろんなことを考えていきたいと思います。

次に、一般質問に移りたいと思います。

まず一つ目といたしまして、今回３月議会の冒頭に市長が述べられました市長説

明要旨の中から質問をいたします。先ほども申しましたように、合併して３年目を迎えまして、市長としても市政発展の正念場ではないかと思っております。市長は新たなる時代に対する挑戦の４年としてこれを位置づけられてまして、その言葉の端々に市長の意欲を強く感じております。ぜひとも職員一人一人が思いを同じくして知恵を出し合い、市民とともに人輝く温もりのある山鹿をつくり上げていくことを期待したいものでございます。

さて、質問でございますけれども、この説明要旨の中に、山鹿市地域サポーター制度の創設がうたってあります。私はかねてより行政を執行する職員と市民が何らかの形でもっと近づく方策はないものかと考えておったわけでございます。今回の制度はこの考え方に一歩近づく制度かなと期待をするものでございます。

そこで、市長にお伺いいたします。まずどのような組織を持って、この制度を活用していかれるのか。また、この制度の狙いとどんなことを期待されているのかお伺いしたいと思います。

次に、質問の二つ目でございます。地域づくり事業について伺います。私は合併して間もない議会の中で、このことについてお伺いをいたしました。合併後地域が衰退してはいけないという思いからでございました。今回、この事業が２年目を終了しようとしているこの機会に、地域活動補助金、そして地域審議会等についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、この補助金はご案内のように、特色ある地域づくり、地域振興を行うための補助金として旧山鹿市2000万円、その他の旧４町に1000万円ずつ補助をされているわけでございます。今まで、私ども地域といたしましては、交付金のような形で受け取っていました活動費が補助金という形になり、区長、公民館長、その他の団体の方々も大変なご苦労をされたと聞いております。活動においても地域を構成する人々の高齢化、少子化とリーダー不足といういろんな問題を抱えての地域づくりに相当のご苦労があるかと思っておるわけでございます。

そこで、これまでの地域活動補助金の状況と成果、また今後の課題についてお伺いしたいと思います。また同事業における地域審議会の活動状況はどんなふうになっているのかあわせてお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

島田議員の山鹿市地域サポーター制度についてのお尋ねにお答えいたします。

私は、本定例会における市長説明要旨の中で、ふるさと山鹿のすばらしい資源や

大きな可能性を生かすのは人であると述べました。また地域の活力を維持・発展させていくために、最も根幹となるのは、自主・自立と連携・協働の精神であると考えます。この地域サポーター制度もその精神を基礎として地域と行政が課題や悩みを共有し、ともに対処していくことにより、地域発展を支援する目的で創設するものでございます。制度の概要としましては、市全域を山鹿・鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央の５地区に分け、総括責任者としての助役の指揮のもと、各地区に統括責任者を配置し、各小学校区単位で編成されたサポーターチームがチームリーダーの主導により、それぞれの地域の嘱託員の方々を支援していくというものでございます。支援の内容といたしましては、嘱託員の方々からの相談や意見の受け付け、行政情報の発信、地域情報の収集と伝達、各種施策の地元推進などが主なものでございますが、地域に課題や悩みが生じた場合に、地元に身近な職員が嘱託員の方々のサポーターとして、ともに解決していこうというものでございます。制度の開始時期につきましては、職員の配置を済ませ、嘱託員連合会でご意見をお聞きした上でと考えておりますので、７月ごろを予定しております。

また、この制度はゼロからのスタートであり、未知数の部分もありますので、地域サポーターの役割としては、まずは地域と行政のパイプ役、地域の身近な相談役、行政施策の推進役として地域に根ざした活動を地道に行うことから始めたいと考えております。職員にとりましても、これまで以上に地域の実情に入り込み、地域の課題を自らの課題とすることによって、少なからず地域の発展に貢献できますし、自己の成長にもつながるものと確信をいたしております。なお、地域の課題も多種多様であります。大きな懸案事項につきましては、各部長などにより構成します地域サポーター制度運営会議に諮りまして、調整を行い、できる限り速やかに解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

島田議員の一般質問の地域づくり事業について、お答えをいたします。

地域活動補助金による各地区の地域づくりにつきましては、２年目が終了しようとしており、今年度の全体的な取りまとめはまだいたしておりませんが、個々の実績などを見てみますと、ある程度、事業の趣旨が理解されているように思っております。初年度はどのような事業がいいのか、また事務的にもわからないことも多く、従前の活動、そのままというような事業が多かったようでございます。２年目には食糧費等の経費関係、事業内容などいろいろと使い方の指導もさせていただきまし

た。少しずつ統一を進めてまいっております。趣旨といたしましては、特定の人たちだけでなく、できるだけ多くの住民が一緒になって活動をして、楽しい元気な地域をつくってもらうような活動をと説明いたしております。その成果といたしましては、広がりのある新しい内容の事業が少しずつ育ってまいっております。

例えば地域での子育てイベント、登下校安全見守り、子ども遊び場づくりなど、子育て関係事業、わき水の整備、自然環境学習を組み合わせた環境事業、都市住民を募集しての農業体験交流などほかにもございますが、元気のある新しい自主的・主体的な活動が出てきております。ただ、そのような事業については、全体的にはまだまだ少なく、行政区などの事業については従前からの集落活動やハードのみの事業などが多くを占めているのが現状でございます。もっと地域の広がりや連帯感が生まれるもの、住民が元気になれるような活動が将来の少子化を考えますと、もっと必要であり、今後の課題であると考えております。

ご質問の２点目でございますが、地域審議会につきましては、各地域での違いもございますが、平均して５回ほど開催されている現状でございます。主な議題内容につきましては、行政からの重要計画の説明を受けての審議や、各地域の事業予算や地域課題に関する行政への意見や要望、地域活動補助金を使った地域づくりについての調整などでございます。

また、自主的な開催として、勉強会や研修、それから市長への意見具申を提出された地域審議会もございます。今後とも活発な審議・議論を期待しておりますので、行政といたしましても、多くの情報を地域審議会にお知らせをしていきたいと考えておりますし、また特定の地域課題や市政についての検討・提言など自主的な審議も大いに期待しているところでございます。以上で、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

２回目の質問に移らせていただきます。ただいま、市長の方より答弁をいただきましたけれども、確かに市長の思い、非常にわかります。しかし、私はこの制度により地域が、市長が今申されましたようなことが職員のいろいろな職務規程とかいろんな範囲があると思いますけれども、その範囲の中で、できるのかなという疑問

を持っております。やっぱり行政施策地域の十分な浸透とか、地域と行政のパイプ役、これくらいはできると思いますけれども、地域の身近な相談窓口、そしてまた地域に根ざした活動を行うということがですね、職員の方々の理解を得て、本当にできるのかなという疑問を持っております。私もこの制度により、地域課題の掘り起こしをして、職員の方々が地域の現状、課題を見つめ直して、自分たちの施策に反映してもらうように期待しているものでございますけれども、この点、市長に再度、お考えをお聞きしたいと思います。

また、地域づくり事業につきまして、２回目の質問をいたします。ただいま答弁をいただきましたけれども、地域づくりの現状については、少しずつでも自主的な芽が出てきているようでございます。リーダーの方々に本当に応援を申し上げたいと思います。

私は基本的に、集落や地域において、前々から引き継がれている活動の継続が基本であると考えております。先ほどのお話しによりますと、その活動も引き継がれているということで、本当にそういうことが地域づくりの次のステップになるかと、私は期待しているわけでございます。課題としてリーダーの育成ということが答弁にありませんでしたけれども、今後とも研修会等を通じまして、その育成に努めていただきたいと思います。そこで、この２年間を通して見えてきた地域づくりの課題に対しての対応は、どのようにされていくのかということが問題になるわけでございます。その辺、今回新たに予算措置をされております地域応援事業500万円ということで出ておりますので、それが対応の一つかなと感じておりますので、その辺の説明をお願いいたしたいと思います。

また、地域審議会をもっとしっかりと位置づけていかなければならないと思います。特に合併協議会では、各地域と行政を結ぶ重要な審議会であると説明があっていたわけでございます。活発なところもあると思いますけれども、活発な議論が出るよう、また自主的な検討や論議ができるように、行政からも情報公開と申しますか、いろいろな行政情報を地域審議会に提供していただきたいと思いますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

地域サポーター制度についての２回目のご質問に、お答えいたします。

この制度を将来的には地域づくり活動などにまで発展させていただきたいというご意見でございますが、私も将来的にはそのような活動にまで発展させたいと思っ

ておるところでございます。現に、地域の懸案事項の内容次第では十分に調査し、研究することも必要になってまいりますし、さまざまな調整や対応が求められてくるものと思われます。地域の声に真摯に耳を傾け、改善すべき点は改善し、よりよい制度に育てていかねばならないと考えております。

総じて、この制度は予算をかけずに、地域と職員が連携し、知恵と力を出し合うことにより、市民の幸せに結びつけていきたいという思いから生まれたものでございます。この制度が成果を上げ、地域に根ざした施策になりますよう、職員の奮起はもとより嘱託員をはじめ、地域の方々、そして議員各位のご指導・ご協力をお願いいたすところでございます。先ほども申し上げましたように、ゼロからのスタートでございます。あまり大きく構えず、地道にできることから確実に進めてまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

２回目の質問に、お答えいたします。

１点目の地域づくり事業の中の地域応援事業500万円でございますが、いわゆる地域版の総合計画を策定する支援経費補助でございます。内容は、多くの住民の方が参加していただいて、ワークショップ形式などで地域の現状調査、資源の調査などを行い、地域での活動目標や計画を住民みずからが議論し、策定していくものでございます。その支援として、アドバイスやコーディネートしてもらうコンサル費用等の補助でございます。対象地域につきましては、各地域ごとに１カ所、計の５カ所ほどを予定いたしております。事業費補助でございますので、行政区単位でするのか、大字区単位でするのか、小学校区単位など意欲のある地域で手を挙げていただきたいと思っておりますし、その策定議論の過程で住民の一体感や自主的な地域活動への意欲が醸成され、地域活動のモデル地域となり、地域活動補助金の有効的な活用が促進されることを期待しているところでございます。また、今年度の成果状況を見ながら、３カ年ほどの継続事業として考えているところでございます。

２点目の地域審議会への情報提供についてでございますが、庁内会議で地域審議会の運営方針として重要計画や施策などの報告・説明などを行うよう基準等も設けて周知をいたしております。これまでも全市に渡る計画など、総合計画や行革、財政改革、地域情報化、合併協定項目関係、地域事業などいろいろご説明をしてご意見を聞いているところでございます。また、意見具申に対しましても、各担当課からその対応について説明を実施いたしております。

それから今年度は、各地域審議会の代表者によります合同会議も実施いたしまして活性化を図っているところでございます。議員ご指摘のように各地域と行政を結ぶ重要な審議会であると認識をいたしております。審議会の活性化のためにも、また行政の説明責任からも行政情報・施策の積極的な提供を今後も進めてまいりたいと考えております。以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ありがとうございました。そのサポーター制度がますます発展して行くことを、私も期待をしているわけでございます。

それと通告はしておりませんでしたけど、総務部長に気持ちをお聞きしたいと思います。今回、出されております行政組織の変更の議案が出されておりますけれども、この地域づくり事業が企画振興部から結局移るわけでございます。やはり、この地域づくりというのは、私ども中心が遠のいて、地域が非常に不安なところもありますし、活性化するために、ずっと継続していかなければならない事業でございます。これが総務部に移るというお話しを聞いておりますので、ぜひともですね、力を入れてやっていただきたいと感じておりますけども、部長のお考えをお聞きしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

今回の組織改編で、企画振興部を総務部へ統合することとしております。その中で、特に島田議員におかれましては、地域づくりに関しまして、毎回議会で熱心なご意見をいただいておるところですけれども、ご期待に沿うように総務部内でも全力を投入して事に当たってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

以上で、島田議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後０時08分　散会

～～～

３月９日（金曜日）

平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成19年３月９日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．丸山寛治

一般質問

（１）市長の市政運営の基本方針について（市長）

①先日２日の本会議において、本定例会の開会に当たり、市長の市政運営の基本方針を述べられましたが、その中で大切にしたい基本的な事項の１つとして、「自分たちの地域は、自分たちで創るという自主・自立の精神」ということがありました。これは、具体的にはどのようなことなのか。どのような施策があるのか。

②平成19年度の予算編成におきましては、「あらゆる分野において成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みを強力に推進してまいります。」ということでありましたが、成長力強化に向けた改革とは、具体的にはどのような改革なのか。また、地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みを強力に推進するとは、これも具体的にはどのような取り組みがなされるのか。

２．池田誠一

一般質問

（１）山鹿市立病院の改築に向けた今後のスケジュールとそれに伴う医療スタッフ充実への対応について

（２）市長説明要旨の中での学校再編及び保育所等公共施設の再編整備を進めるとは具体的にはどのようなことを指すのか

（３）学校教育における部活動に対する考え方について

（４）市の組織再整備の意義と役割について

３．北原昭三

質　　疑

（１）議案第23号 平成19年度山鹿市一般会計予算

Ｐ109　（目）観光費

一般質問

（１）環境保全について

①不法投棄車両、ごみ、資源ごみについて

（２）妊産婦無料健診の拡大について

（３）乳幼児医療費申請の簡略化について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君

25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森和芳君
経済部長	藏原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
鹿北総合支所長	早野正光君
市民福祉部次長	角野恵子君
教育部長	八木田達博君
職員課長	黒田賢二君
財政課長	戸次由夫君
行政改革推進課長	小川啓司君
健康増進課長	黒田睦男君
子育て支援課長	牛嶋達夫君
農林振興課長	富安豪君
観光振興課長	三森兄臣君
住宅課長	有働郁夫君
環境課長	古家明敏君
監査事務局長兼選管事務局長	有働博君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、昨日に引き続き質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。丸山寛治議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

おはようございます。議席番号25番丸山寛治です。

市長の市政運営基本方針について質問します。

先日２日の本会議において、市長が市政運営の基本方針について述べられましたが、このことについて質問いたします。

まず１点目、市政運営の基本方針の中で、大切にしたい基本的な事項の一つとして自分たちの地域は自分たちでつくるという自主・自立の精神ということがありましたが、これは具体的にどのようなことか。また、どのような施策があるのか。

２点目に、平成19年度の予算編成におきましては、あらゆる分野において成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みを強力に推進してまいりますということがありましたが、成長力強化に向けた改革とは具体的にどのような改革なのか、また地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みを強力に推進するとは、これも具体的にどのような取り組みがなされるのか、以上、お尋ねします。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。丸山議員の一般質問についてご答弁申し上げます。

ご質問の第１点目、市政運営の基本方針、地域の自主・自立の精神に関することであります。

地方分権改革推進法の成立を機に、地方分権が議論の段階から実行の段階に入った今日、地方分権改革推進法を見ますと、その基本理念として地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体がみずからの判断と責任におい

て行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが定められております。

地方公共団体は、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有しております。同時に、行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有しております。

これらのことから、私はみずからの市政運営の基本方針として、地方自治の基本である住民自治、団体自治の本旨にかんがみ、自分たちの地域は自分たちでつくるという自主・自立の精神を定めるものでございます。これらのことを推進していく上での具体的な施策につきましては、自治会、ＮＰＯ、産学官等のさまざまな人々が参加、協同して地域の発展や課題解決に取り組む、新たなネットワークの構築、地方自治・新時代における人材の育成、簡素で効率的な行政を実現するための行財政改革の推進、企業誘致をはじめとする地域経済活性化戦略の展開、地域再生を図るための中心市街地活性化、都市再生などへの取り組みなどを考えております。これらのことを基本として、公共サービスの革新を図ってまいります。

ご質問の第２点目、予算編成方針、成長力強化に向けた改革及び地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みに関することでございます。成長力強化に向けた改革につきましては、次の二つのことが考えられます。

一つは、国・地方を通じて財政状況が極めて厳しい状況にあって、人口減少や少子高齢化が進めば、現在の世代よりも将来の世代に一層重い負担がかかることは明かであります。行政のより一層のスリム化、効率化を推進することなく市民に負担増を求めることはできないことから、改革を加速・深化させ、地方分権時代にふさわしい行政機構の整理・合理化、民間活動の領域の拡大などを進めていくことであります。

二つ目は、経済がグローバル化された今日にあっては、成長なくして財政健全化なしとの理念のもと、地域の経済成長を財政健全化、さらには市民負担を可能な限り小さくすることにつなげていくという観点から、地域経済の成長基盤の整備、底上げに向けての改革を行うものであります。成長力強化に向けて、発想の転換、手法の見直し、予算配分の重点化、効率化を進め、生産性の向上、技術革新、新産品開発などに取り組んでまいります。ヒト・モノ・カネ・文化・情報の流れにおいて、みずからの地域へ、その流れを引き寄せ、本市経済の潜在成長力を高めるための改革に取り組むものであります。

続きまして、地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みにつきましては、知恵と工夫にあふれた魅力ある地域に生まれ変わることができるよう、都市再生、中心市街地活性化、地域再生をはじめとする取り組みをさらに発展・継続させるとと

もに、他の意欲ある自治体との情報やノウハウの交換、地域活性化を支えるさまざまな担い手への育成・支援、地場産品の活用や地域ブランドの育成等に取り組むものであります。具体的な施策として人材の育成・支援、人事交流、企業立地促進、地場産品の発掘、産地ブランド化、新産品・特産品開発、自然、文化、歴史、景観等の地域固有の資源の発掘・活用、さらには地域ブランドの情報発信、観光情報の発信、グリーンツーリズム、食や伝統芸能等を生かした観光誘致、山鹿マーケットの開催などに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○25番（丸山寛治君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

もう少し市民の皆様にわかるような、より具体的な答弁が欲しいところでしたが、続けて２回目の質問を行います。１点目の自分たちの地域は、自分たちでつくるという、自主・自立の精神を推進していく上での具体的な施策を５点ほど上げられましたが、ポイントを絞ってより具体的にお尋ねします。

今、答弁された一つに行財政改革の推進がありました。昨年３月につくられた、山鹿市行政改革大綱の実施計画の基本項目に、市民の行政参加と協働とがあります。その改善項目の中に、ボランティア活動支援体制の整備と自主防災組織の結成促進と育成強化がありますが、これを実現するためには、市民の皆様の理解と協力が必要不可欠であると考えます。

特に、ボランティア活動支援体制の整備には、ボランティア団体や山鹿市社会福祉協議会との連携、また自主防災組織の結成においては、組織結成がなぜ必要なのか、市民の皆様が十分理解することが必要と考えます。

そこで、ボランティア活動に対する支援体制の整備について、平成18年度はどのような手法で進めてこられたのか、今後の推進はどのようにされていくのか、また山鹿市としては、どのような支援を考えておられるのか。

それから、自主防災組織の結成促進と育成強化については、福岡や新潟など近年に例があります。いつ、何時、大地震や集中豪雨による大災害がこの山鹿市にも発生するかわかりません。このような場合に備えて、また老人家庭が増加する中で、自主防災組織の結成とその育成は急務であると考えます。これらを推進する上では、

先に言いましたように、市民の皆様一人一人が自主防災組織の必要性を理解することが大変重要であります。

また、市民が組織に参加し、大災害を想定した訓練等を実施するなど、非常時に備えた体制づくりが大事であると考えます。そこで、市民の皆様が自主防災組織の必要性を理解するために、18年度はどのような取り組みがなされたのか。

また、今後具体的な推進の手法としてどのようなことを考えておられるのか。

それから、２点目の地域経済の活性化や地域再生に向けた取り組みについては、その具体的な施策を１０数点ほど上げられました。

今日の農業情勢の厳しい中において、産地間競争に打ち勝つためには、特産品等の開発、また観光戦略には地域の観光資源や特産品の売り込みなど、積極的な情報発信が必要不可欠なことであります。そこで、特産品等の開発及びグリーンツーリズムの取り組みと食や伝統芸能を生かした観光誘致及び山鹿マーケットの取り組みの概要はどのようなものか、以上、お尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

丸山議員の２回目の質問にお答えいたします。

ボランティア活動支援体制の整備につきましては、本年度、社会福祉協議会を主体としたボランティアセンター運営委員会を立ち上げております。その中で、関係団体及び関係所管を交え、今後の活動支援に対する協議を行っております。

平成19年度の取り組みといたしましては、引き続き社会福祉協議会や関係団体等との連携を密にし、ボランティア活動に関する啓発、プログラム開発、ボランティア体験活動を実施してまいります。あわせて、当センターにおいて情報提供並びに相談業務の充実に努めてまいります。今後の取り組みといたしましては、組織の育成等に取り組んでまいります。あわせて地域の生活課題に対し、行政、地域やボランティア団体等が緊密な連携のもと、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。具体的には市民一人一人が他人を思いやる心を醸成し、気軽に声を掛け合ったり、何かあるときは、いつでも助け合ったりできるような地域づくり、体制整備を山鹿市全体の取り組みとして実施してまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災組織の育成強化等につきましては、その必要性にかんがみ、本年度は組織育成に係る補助制度の創設に努めつつ、組織立ち上げに向けて支援を賜りたく、嘱託員の皆様に対して、自主防災組織の必要性等をご説明申し上げているところであります。今後の取り組みといたしましては、当組織の必要性や補助制

度の浸透を図るため、各地区の嘱託員会議等において説明会を継続して行い、組織設立を推進してまいります。特に、菊鹿地区では自主防災組織のモデル的な活動として福祉分野と連携した自主防災組織の結成もあると聞いておりますので、それらの情報を広報紙などを通じて市民の皆様に広くお知らせし、市民の理解に努めてまいりたいと考えております。

また、大規模災害を想定した訓練も大変重要なことでありますので、自主防災組織と防災関係機関との連携をとりながら、訓練の実施に向けて検討を進めたいと思います。今後、少子高齢化社会を迎えるに当たって、福祉・防災・教育などあらゆる分野において、ボランティア制度や地域組織などの果たす役割が大変重要になってくるものと考えております。市民の皆様の力、協力を得てこそ、地方分権時代に即応した社会、まちづくりが形成されるものと強く認識をいたしております。行政、地域、市民、企業等がともに手を携え、一体となった地域づくりを目指し、市民が安心して暮らせる山鹿の実現を目指してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○25番（丸山寛治君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

市長に答弁いただきましたが、市民の皆様のボランティア活動に対する意識の向上とともに、ボランティア活動は年々増加するものと考えます。ボランティア活動に対する支援は、現在、山鹿市社会福祉協議会が中心となって行っていますが、山鹿市としての支援体制は不十分であると考えます。山鹿市のボランティア活動の充実のためには、この活動に対する支援体制を整備、またその活動に支援は急務であると考えます。

それから、自主防災組織等の結成の組織への参加及び育成支援は、住民、市町村のそれぞれの責務でもあります。この自主防災組織の活動は地域コミュニティー活動の核となるかもしれません。この二つの活動ともまさに市長が言われる市民の皆様と協働による山鹿市の創造、まちづくりであると思います。山鹿市民の子どもからお年寄りまですべての人が安心して暮らせるまちづくりのためにも、ボランティア活動に対する山鹿市としての支援と自主防災組織の結成促進と育成強化には山鹿市として具他的な手法を持ってしっかり推進していただくようお願いいたすところ

であります。

２点目の地域経済の活性化や地域再生の施策について、数ある中の一部について概要をお尋ねしましたが、産学官が連携した高収益作物の開発やグリーンツーリズムの取り組み、また地元の農産物や特産品を売り込むための山鹿マーケットの開発など新たな取り組みが計画されています。大変魅力ある計画だと思いますが、これらの取り組みの成果を上げるためには、市長の思いのみならず、関係機関や関係団体または関係者等の十分な連携、協同、さらなる協力のもとに実施することが大変重要であると考えます。

市民の皆様の創意と工夫による魅力ある地域づくりの成功を願って、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で丸山寛治議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により池田誠一議員の発言を許します。池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

おはようございます。10番議員の池田誠一でございます。暑かったり、寒かったり、三寒四温といいますか、そういう気候状態が続いておりますけども、職員の皆様、そしてまた議員の皆様も体調には十分気をつけられまして、新年度へ向かった活動のほどをよろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは通告に従いまして、４点ほど一般質問を通告しております。それにあわせまして、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず１点目でございますけども、山鹿市立病院の改築に向けた今後のスケジュールと、それに伴う医療スタッフ充実への対応ということで質問をいたしたいと存じます。この件につきましては、先般、原議員の方からも質問があったかと思いますけども、重複しない範囲の中で質問をさせていただきたいと存じます。平成19年度から病院改築がいよいよ本格化をするわけでございますけども、それにあわせまして予算措置もなされておるわけでございます。そういった中において、今後のスケジュールといいますか、３年間ということも聞いております。どのような形の中で、これから先、その病院改築に向かって最後のグランドオープンまで成し遂げられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点でございます。これも先般、原議員の方から出ましたが、いろんな意味の中で、市立病院風評と言いますか、噂が立っているのも事実であろうと存じます。そういう中において最も危惧する部分の中で、医療スタッフの確保というのが今市民の巷間の中で噂をされております。端的に言えば、一番子どもたち

のことを思う小児科医の先生が、もう勇退をされたと。「じゃあ、どうなるの。」という話でございますし、また内科医の先生、消化器系の先生もいらっしゃらなくなった。まして耳鼻科の先生もどこかに転出されたと。そういう中において、新しい病院をつくったときに、小児科等々の子どもたちが例えば入院したとするときに、その先生方のスタッフをどうやって確保し、そしてまた、安心できる市民サービスとしての医療体制を確立できるのかということをあわせて二つの質問をさせていただきたいと存じます。

続きまして、２番目でございますけども、市長説明要旨の中での学校再編及び保育所等公共設備の再編整備を進めるとは具体的にはどういうことかということで、通告しておりますけども、この件につきましては、先般、２日の市長説明要旨、市長がご発言いただきました中に書いてありました。その中で、学校の再編ということで、前段に書いてありましたし、公共施設等保育所の件もあわせて後段の方にも載せてありました再編整備ということですね。それで、具体的にどういうことなのかということで質問をさせていただきたいと思います。学校再編につきましては、先般の私の質問の中でも少子化対策の中で、質問した記憶もございますけども、どのような形の中で、学校の子どもたちがこれだけ少なくなった教育間の中での運営、また子どもたちが安心して、平等に、いろんな形の教育現場として受けられるかということを危惧したときに、これから先の学校再編ということを危惧するわけでございます。この件につきましては、３番目の項目における部活動の考え方もリンクしますので、教育部門につきましては、あわせて統一した形でのご答弁をお願いしたいと存じます。

続きまして、３番目でございますけども、今申し上げました学校教育における部活動の考え方ということでございますが、今私が思っておりますときに、この部活動そのものがあまりにも加熱し過ぎてはいないかという気がいたすわけでございます。

私たちの世代とは随分その開きがございますけども、私たちの子どものときには部活動というものが、もちろんありましたけども、当時の部活動等における活動といいますと、同じ地区の小学校等があるならば、その中での対外試合というのが中心であったかなというように存じます。しかしながら、現実を今見てみますと、県内外といいますか、もう県内を中心とした総合的な部活動の対外試合等のあってる中で、保護者の皆さんたちも相当なそれに対するしわ寄せといいますか、そういった苦悩といいますか、そういうものが出てきてはしないかなという気がしてなりません。土曜、日曜、本当に数多くの部活動のための子どもたちももちろん大変な思いをしているわけでございますけども、保護者にとっても相当な労力を使ってるよ

うな気がします。子どもの安全を第一に考えたときに、保護者がどうしても送迎という形の中で、山鹿市内はおろか、県内の例えば南の方であります、そういった地区まで対外試合に行かなくてはならない。そういうときに、保護者の人たちももちろん一生懸命応援するために、子どものために行かれるんでしょうけども、それも一つの苦痛になっている部分もありはしないかなという気がします。

そしてまた、毎日の部活動、大会のために、夕方遅くまで練習等を行っております。小学生でありながら、７時、７時半までもう特に冬場の時間ですと、照明を付けなくては練習できないような時間まで練習をされております。

そしてまた、その子どもたちの安全のためには、保護者が当然、迎えに来られてます。そういったことを思ったときに、子どもたちの本当の趣旨は何だろう。学業ではないかな。そしてまた、部活動そのものがいけないとは申しません。その中におけるコミュニケーション、そしてまた、自分たちのやり遂げた意義を表す一つの場かもしれませんけども、あまりにも行き過ぎた部分が目につくかなという気がしてなりませんので、その辺のところをご答弁いただければと、学校教育における部活動のウェートをどの辺に置かれているのかお尋ねをいたしたいと思います。

それとはまた別な形の中で、先ほど申し上げました学校再編という形の中で、今、特に子どもたちが少なくなっている学校等もございます。特に、中学校等におきましては、子どもたちが少ないが上に自分たちがやりたい部活動というのもなかなか思うような選択肢の中に入れないということが間々あっております。山鹿中学校みたいな結構大きな学校ですと、自分がやりたい部活動もそれぞれの項目の中で選ぶことができますけれども、小さい学校になりますと、自分は野球をやりたいけども、学校には野球部がないんだと。柔道やりたいけれども柔道部がない。テニスをやりたいけれども、テニス部がない。そういった形の中で、本当に自分たちがやりたい部活動をやれないような状況をどのようにとらえ、そしてまた子どもたちの思いをどのようにとらえられて、この部活動の対策をこれから先取られようとしているのか、学校再編とあわせてご答弁いただければと存じます。

続きまして４番目の市の組織の再編ということで、意義と役割についてお尋ねを申し上げます。このことは今回の議案の中にも当然提出されておりますけども、まず今企画振興部ということで、部としての体制が取られております。それが一応案でございますけども、次年度から総務部という形の中で、多分、課として残るんではあるんでしょうけども、企画振興課として内部の方に入られる。その辺の経緯といいますか、どういった形で部が課の方に総合的な形の中で、総務部に加入されるのかということ。そしてまた新たに今経済部でございますけども、経済部の中に農林部と商工観光部という二つの部制を新たに取られる。これは本当に産業を振興す

る上において、それだけの部を併設していただくということはまことにありがたいことだなという感じもいたします。これだけ、皆さんのそれぞれのなりわいといいますか、産業が疲弊している中において、もちろん農林業の今厳しい現状を見ますときに、それだけの部を併設していただきまして、それに重点的な行政施策を与えていただくということはありがたいことでもありますし、またこの商店街の冷え切った中で、商工業の発展のためにその部を特設していただいて、振興にあたっていただくということは、これまたありがたいことでございます。そういった中において、これから先、二つの部という形をどのような形の中で、正式に山鹿市政の中で反映させていただけるものか、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

おはようございます。池田議員の１点目の病院改築に向けた今後のスケジュール、それから医療スタッフの充実への対応についてお答えいたします。

まず、改築スケジュールでございますが、３カ年の継続事業でございます。本年８月ごろに工事に着手する予定でおります。新たな病棟建設の前段としまして、現在の中央病棟裏にございます木造平屋の管理棟を解体撤去し、免震構造の基礎工事１階部分の立ち上がり程度までを平成19年度中に行いたい。翌平成20年度はおおむね新病棟５階までの本体建設が主なものとなると思います。翌平成21年の１月ころには新病棟の完成予定でございます。完成検査終了後、入院患者様の移動を行いまして、現在の中央病棟、それからリハビリ病棟の解体撤去を行うこととなります。その上に、直ちに新たな外来棟の建設に取り掛かり、完成を平成21年の12月ごろまでに見込んでおります。翌平成22年の１月より現在正面玄関の右手にあります外来棟、それから上部病棟の改修工事を行いまして、あわせて外構工事を３月までに完了し、平成22年４月にグランドオープンする予定でスケジュールを組んでおります。

次に、医療スタッフの充実への対応に向けてでございますが、昨日、原議員のご質問にもございましたように、医師、看護師、それからコメディカルスタッフ、都市への集中偏在と申しますか、非常に苦戦を強いられているのは現状であります。しかしながら、医師の養成システムであります新病床医研修制度の影響はここ１、２年で落ち着くのではないかと言われております。楽観視はできませんが、平成22年の４月を目標に、しっかりとした診療体制が取れるよう、熊本医大はもとより九州管内のみならず全国の各大学、それから連携をしております公的医療機関、また

法人病院に市長、それから病院長自らアプローチしをしていただき、医師確保に努力をいただているところでございます。詳細はちょっと申し上げられませんが、十分な手ごたえを感じております。グランドオープンのときまでに駆けつけていただけるという具合に確信を持っております。

なお、市立病院の目指す部分と申しますか、地域医療の中核病院として急性期医療に対処できる診療体制がぜひとも必要でございます。現在、昭和１けたから昭和20年生まれの方々が高齢者の中心になっておられます。しかしながら、全国で800万人と言われる団塊の世代がこれに５年後には高齢期に入ってくるわけであります。そういった中でも、山鹿、鹿本医療圏で急性期医療を取り組む中核病院として市立病院がぜひとも必要ではないかと思っているところでございます。

また、ご質問にもございました小児科の問題でございますが、現在は常勤１名、それから非常勤を２名で、平成19年度から何とか確保していこうという体制でまいりたいということでございます。いわゆる次世代を担う子どもたちへの二次救急医療、熊本県で行っております小児拠点病院として行政と郡市の医師会のご支援を受けながら、整備する必要性があるという具合に考えております。

また、建設プランの中にも医師確保の条件であります小児病棟の充実を行うように取り組んでおります。さらにガンの治療と緩和ケア、一般的にはホスピスとかいうような形でお聞きになってると思いますが、これを何とか地元でできないかというご要望がございます。そういった点も先行して現在外来化学療法室３ベッド、それから緩和ケアを一部もう既に取り組んでおるところでございます。当然のことでございますが、日常の救急体制についても充実いたしてまいりたいと考えております。

以上、申しましたのは、改築に当たります最も重点を置く診療方針でございます。いずれにしましても、ご指摘のとおりスタッフの確保が最優先事項であろうと思います。あわせて特に勤務医の処遇についても見直しをすべき時期に来ていると考えております。

最後になりますが、ご質問に対し、厚かましく、また場をわきまぬ発言でございますが、議員各位様にお知り合いの、特に山鹿出身の医師、または医学生がございましたら、ご勧誘にご助力を賜りますようにお願い申し上げまして、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

おはようございます。池田議員の一般質問の２番と３番について一括してお答え申し上げます。まず最初に一般質問の２番、市長説明要旨の中での学校再編についてお答え申し上げます。

昨年の12月議会でご答弁を申し上げておりましたが、全国的な少子化の中で本市においても複式学級を有する学校が平成18年度２校存在しております。平成19年度は３校になるのではないかと見込んでおるところでございます。

このような中で、本市の将来を見据え、子どもたちにとって望ましい教育環境を構築していく必要があるということで、昨年の６月に教育委員会内部に検討委員会を設置し、検討してまいりました。

また、さらには先日、市民代表による小・中学校規模適正化等協議会を設立し、検討を始めたところでございます。具体的には、豊かな心・健やかな体・確かな学力などバランスよく培う教育を推進するために、最も望ましい学校の規模、適正配置、また効率的な教育環境のあり方について協議を進め、平成19年度内にこの協議会として適正規模等の方向性を出すことができればと考えているところでございます。

次に、質問の３点目、学校教育における部活動に対する考え方についてお答えいたします。

まず議員ご指摘の部活動、特に運動部の対外的な試合や練習が土曜日あるいは日曜日に行われることが多く、子どもたちの身体面や保護者の送迎面においてそれぞれに負担になっているというご指摘でございます。本来、小中学校における部活動は、学校において計画する教育活動でございまして、スポーツや文化面など共通の興味や関心を持つ児童生徒が体育や音楽、美術など学校の授業で学習した内容を発展させたり、あるいは異なる年齢集団の中で、どう生きるかを考え、学び、交流を深めるというような貴重な体験の場でございます。

また、ともに活動する喜びや楽しさ、そして互いに助け合うという大変有意義な面を持っていると考えているところでございます。ただ、現状が子どもたちの身体的・精神的な負担や保護者への負担につながっているということに対しましては市内校長会の会議等において、今後とも健全な部活動となるように指導してまいりたいと考えております。

さらにもう１点部活動に関して、少子化が進んでいる中で、小規模校が多く、特に中学校においては少人数のためにチーム編成ができず、希望する部活動に参加できないのは問題ではないかというご指摘でございます。このことは少子化という現状の中では、大変難しい問題ではございますが、まさに学校再編整備を検討する中で、適正規模を確保することにより、また生涯学習あるいは生涯スポーツと、そう

いう基礎を培うということも視野に入れながら、できる限り多くの子どもたちが部活動にも参加できるという視点からも検討してまいりたいと考えているところでございます。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

組織改編についてお答えいたします。これまで平成18年度に山鹿総合支所の機能の一部の見直しをしてまいりましたけれども、平成19年度は以下の組織機構の改変を予定しております。

まず、総合支所の業務分担につきまして、どうしても本庁との重複する部分がある。二重構造というような点がございますので、その業務の見直しを行います。その一つ目に、山鹿総合支所を廃止し、支所で行っていた業務を本庁でとり行う。

二つ目に、各総合支所の建設部関係の業務につきまして、本庁に統括をいたします。業務の集約、統一、簡素化を図ります。

三つ目には、企画振興部を総務部と統合いたします。企画振興部におきましては、ご承知のとおり、地域振興の総括、あるいは地域審議会、地域活動補助金等の業務を行っておりますが、この内、本年度までに新市の基本方針であります総合計画、それから山鹿市行政改革大綱、そして実施計画の策定を終了いたしまして、今後はそれぞれの実施段階に入ってまいりました。今後はこの進捗状況を見極めてまいるということでございますので、管理部門として総務部で取りまとめをするということであります。

次に４点目は、経済部を農林部と商工観光部という新たな部を設けます。これはご意見のように主要な産業であります農林業、商工観光業の業務について、今後の需要に対して組織を充実させるというものであります。農林関係につきましては、農業活性化の基本計画の策定、品目横断的経営安定対策、それから農地・水・環境保全事業等新たな取り組みもございます。平成19年度には新たな課も設けたいと考えております。

また商工観光関係につきましても、積極的な企業誘致、中心市街地活性化対策、さらに継続した観光振興対策など諸業務の充実を行っていきたいと考えております。今後も行政改革の実施計画にのっとりまして、新たな行政需要に対し、迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備を引き続き図っていきたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

２回目の質問をさせていただきます。それぞれご答弁をいただき、ありがとうございました。市立病院につきましては、今ご説明を受けまして、本当にそういった形の中で、すばらしい市立病院ができ上がって、そしてまた市民に安心できるような地域完結型とは申しませんけども、それに近い形の中で、これから先の医療体制を組んでいただければというふうに存じます。

そういった中で、一つだけ再度質問させていただきたいと存じます。今、グランドオープンに向けてやっと始まったと、８月から着工の予定だということでございますけども、それに対する財源、それはどういった形の中で補てんされるのか。幾らぐらいかかって、40億円とか、先般、原議員の質問でもお答えがあったように、40億円ぐらいかと思いますけども、財源の確保はどこからきているのか。そしてまた、返済計画はどのようになっているのか、あわせてお伺いをさせていただきます。と言いますのは、今ちまたによく報道されております北海道のある市におけるそういったのも危惧されるという部分もありますので、その辺のところをお伺いさせていただきます。

続きまして、２点目の学校再編と部活動のことでございますけども、今部長の方からもご答弁いただきました。本当にそういった形の中で行われれば、ありがたいことだなあというふうに存じます。

ただ、私が部活動そのものを否定するわけでもございませんし、それをなくそうという部分でもございません。それはそれなりに本当に子どもたちが一生懸命練習をし、研鑽を重ねながらこの部活動に対して学校の代表としていろんな試合に出るわけでございますので、その辺のところは十二分にわかりますが、あまりにも県の遠い所まで行った練習試合とか、そういったのに対する保護者の負担、そして子どもたちの、本当にそこまでして大丈夫なのっと、本当に大切な部分の学業にいろんな弊害が出はしないかという気がしましたものですから、質問したわけでございます。そういった中で一点だけ思いますのは、子どもたちがもっと学業もそうなんですけども、精神的な面、これだけいろんな学校に対する諸問題等がマスコミで取り上げられている中において、子どもたちの本当に人間として生き得るための勉学といいますか、教えといいますか、そういったのももっと必要になりはしないかなと

いう気がしてなりません。

確かに、週休２日制となりまして、学業に割く時間というのが限られているというのも事実であろうと思います。しかしながら、もっと人間としてあらなければならない点、精神教育という部分をもう少し充実していただければというふうに思います。

その思いを、もしよければ教育長の方からお答えいただけばというふうに存じます。中学校の部活については、今考慮中ということでございますので、ありがたく受け止めておきたいと存じます。

それから市の再編でございますけども、本当に部長の方から今ご答弁いただきました。本当に考慮していただきまして、感謝申し上げたいと存じます。その経済部分につきましては、所管でもございますけども、その振興策につける予算等は、必ずやその山鹿市の財政として繁栄するのは間違いないというふうに存じますので、これから先、一層の職員の皆様のご努力とあわせまして、私たちも微力ではございますけども、全力で支えていきたいというふうに存じます。

以上、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

２回目のご質問の改築の財源計画と申しますか、返済計画についてお答えします。今回の改築に要します工事費、ご指摘のとおり40億9117万5000円でございます。今回ご審議賜ります議案第35号の平成19年度の病院事業会計の予算書の４ページに継続費として掲載しておりますが、３年間の継続事業ということでございます。財源としましては、病院事業債で行いたいと。なお、返済期間は３０年という長期債でございます。先ほどからご指摘があっておりますように、医療環境を取り巻く現状は非常に厳しいものがございます。しかしながら、地域の先生方と地域連携の協力をしっかり行って、お互いに支え合いながら市民の健康と命に貢献していくという点がしっかりとした目標を持っております。いかにしましても、まずは医療スタッフの確保、それから安定財源運営を全職員一丸となって努力してまいりますので、ご理解とご支援を賜りますようにお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

池田議員の２回目のご質問にお答えします。

まずは二つ視点を上げたいと思います。

一つは部活動の過熱のことにつきまして、ちょっと補足的に今後の展望等を申し上げたいと思います。今、県の教育委員会の方で運動部活動指導の手引きというのを作成しております。その中には、運動部活動の意義とか指針及び基本計画等についてのいわゆる項目を用意してあるところでございます。

例えば、その趣旨等につきましては、先ほど部長答弁のとおりでございますけれども、日程につきましては、小学校においては４日以内とか、中学校においては５日以内、あるいは練習時間も小中学校とも普通は２時間と、通常日は２時間と。土曜、日曜、あるいは休日等にする場合は３時間程度という形で子どもたちの健康状況への配慮等もあります。ただ、このことにつきましては、平成14年だったと思いますけど、その頃も一度そういう方向で出ておるわけでございます。しかし問題は、いろいろそういうのが、手引きが出てもそれが徹底されていないのではないかというところから、議員さんの思いが出てきてるかと思います。

まずそのあたり、思いにいく前に一つだけ申し上げておきたいのは、やりたいけどやれないような種目、そのことにつきましては、今複数校での、正確には複数校合同部活動という言葉を使っておりますけど、そういう動きが既に始まっておると。種目ですとバスケット、ハンドボール、バレーボール、あるいはラグビー、女子の軟式野球、そういう子どもたちの願いがかなうような形での取り組みが全国的に動いておるというふうに考えます。

もう一点は、山鹿市で目を向けますなら、山鹿には幸い山鹿総合スポーツクラブの立ち上げがなされております。これを広げますと、その中にもかなりの種目がありますので、その中でやりたいけど、やれないという子どもたちの思いはかなりかなっていくのではなかろうかということでございます。

それから２点目の、人間としての生きるための勉学こそと、そのとおりでございまして。その関連で述べますと、今私どもの方では、「早寝・あいさつ・朝ごはん運動」を展開しております。やはり子どもたちの生活リズムづくり、これが基本にあると思います。その生活リズムづくりに部活動がどうなっておるかというと、過熱的でリズムが壊れておるんじゃなかろうかということはあります。もちろん、これは部活動だけじゃなくて家庭教育の問題も絡んできますので、そういうところにつきまして、私ども教育委員会、それから各学校、そしてまたＰＴＡの皆さん方、あるいはいろんな地域の関係の方々のお力添えもいただきながら、子どもたちの生活リズムをつくることによって、脳の活性化を図り、心にゆとりができれば、私たちの目指すところのいわゆる限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材が

育成されるのではなかろうかという思いでございます。そういう思いで今後部活動の問題と絡めて取り組んでいきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、池田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時59分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時11分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆様、こんにちは。２番議員の北原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、発言通告に従いまして、今回質疑１件と一般質問３件を一括質問にてさせていただきます。

一般質問の２件目、妊産婦無料健診の拡大と、３件目、乳幼児医療費支払いの簡略化につきましては、所管の事項でございますので、１回の質問で終わります。

それでは質疑の１回目ですが、議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算で、（款）商工費、（目）観光費の予算についてお尋ねをいたします。総額で１億355万7000円となっております。単純に昨年度と比較した場合、約7500万円の減であります。

またその中で、誘客宣伝事業1788万5000円、こちらも昨年と比較した場合、179万5000円減となっております。誘客宣伝事業につきましては、予算に対する説明書、施策の目的、現状、山鹿市の６地域で湧出する良質な温泉六湯や各地域に伝わる伝統行事、伝統芸能といった歴史・文化的遺産や祭りなど豊富な観光資源を活用した効果的なＰＲの展開を図り、観光振興に携わる団体と連携し、観光客の増加を目指すとともに、活性化を図ると記載されておりました。山鹿市をもっとＰＲするためには、昨年並みの予算が必要ではないかと思いましてお聞きいたします。観光費総

額と誘客事業宣伝費が減額されています要因についてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、一般質問１件目、環境保全についてお聞きしたいと思います。自然保護が人間の住環境を保全することになるという見地から、環境破壊を防止し、自然保護を図るのも環境保全かと思います。

１点目としまして、今般社会問題化しております不法投棄車両については、各市町村において大変苦慮されているようですが、本市におきまして、不法投棄車両台数並びに不法投棄場所についてお伺いをいたします。

２点目としまして、ごみの不法投棄につきましてお尋ねをいたします。道路際などに空き缶、たばこの吸い殻、またいろんなごみが捨ててある光景をよく見受けます。ごみの不法投棄は処罰されます。またごみを捨てると法律により処罰されますという看板を見受けますが、山鹿市全体で統一された看板でしょうか、また山鹿市全体で何カ所ぐらいに不法投棄禁止の看板は設置してありますでしょうか。お知らせいただきたいと思います。

続きまして、一般質問の２件目、妊産婦無料健診の拡大について質問をさせていただきます。皆様、ご存じのとおり国の予算における妊産婦無料健診費用の助成が平成19年度に大幅拡充されます。これは公明党が主張してきた少子化対策に対する財政措置の拡充に伴うものです。公費による妊婦の無料健診、市町村が実施主体でございますけども、回数は現在、全国平均で2.14回、これは平成16年度の実績でございます。費用は地方交付税措置ですが、これまで国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成はおおむね２回分としまして、130億円が財政措置されてきました。これが平成19年度には、子育て支援事業、これまで200億円とあわせて約700億円になります。今回の地方財政措置の拡充は妊産婦無料健診費用の助成に限った金額ではありません。地方自治体が地域の実情に応じて少子化対策を拡充することができるように枠が拡大されるものでありまして、妊産婦健診費用助成の拡充のほか、例えば１番目といたしまして、児童虐待防止対策の推進。２番目としまして、地域における子育て力の強化。３番目といたしまして、ファミリーフレンドリー企業の普及促進などにも充てることが想定されております。山鹿市の現状の妊婦の無料健診の回数は何回でしょうか。ご答弁をお願いいたします。

妊婦健康診査は厚生労働省の通知によりますと、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数として示されておりますけども、公費による無料健診はおおむね２回程度。14回程度とは、妊娠初期から23週、４週間に１回。妊娠24週期から35週、２週間に１回。妊娠36週期から分娩まで１週間に１回であり、平均的な健診費用は１人当たり、日本産婦人科医会調べで、約12万円かかるそうでございます。

かねてから、助成回数の引き上げが望まれておりまして、少子社会トータルプランにも公費助成の拡大を盛り込みました。事例としまして、平成16年度の調査では、秋田県で県内自治体の平均回数が8.16回、香川県では4.11回、富山県では４回など、国の助成を上回って実施している市町村も少なくはございません。今回の見直しは、妊娠や出産に伴う高額な負担が出生率の低下を招く一因と判断されます。現行無料となる２回分を除いても、先ほど申し上げましたが、自己負担の総額は平均すると約12万円で、若い夫婦世帯の負担感は大きいと１月29日の産経新聞に記載されておりました。厚生労働省は健康で安全なお産をするためには、５回以上の健診が必要だとしており、妊娠のごく初期から36週程度までの間最低５回分を無料化にするよう自治体に通告するという記事がございました。健診５回無料を全国基準とする方針のようでございますけども、本市としましては、何回まで無料健診にされるのか、お考えがあるのかお尋ねいたします。

３件目でございます。乳幼児医療費支払の簡略化についてお尋ねをいたします。平成17年６月の一般質問で、乳幼児医療費の償還払いより現物給付への変更依頼をいたしました。原議員からも何回となく同内容の質問がありました。私も昨年９月本会議におきましても、再質問をさせていただきましたが、答弁内容は、山鹿市としては、国が制度化するまで現在の償還払い方式で実施したいと考えております。全国市長会等を通じ、強く働きかけているとの答弁でございました。国の制度化に依存されており、先が見えないなら改善策としまして、病院または市役所へ何回も足を運ばなくていいようにワンステップとしまして、申請方法の簡略化導入をお願いいたしておりました。市民福祉部長が昨年９月定例会時の答弁で、今後申請方法の簡略化を図る方向で検討してまいりますとおっしゃっています。私としては大変嬉しく思いました。ワンステップ、申請方法の簡略化の件、その後の経過等について答弁をお願いいたします。

ちょっと話は変わりますけども、前回の市民福祉部長の答弁で、現在の県下14市の状況の報告がありまして、現物給付が今７市ですね、それと償還払い７市でしたが、皆様ご存じのとおり近々の情報では昨年12月定例会におきまして、宇城市平成18年12月13日の新聞に、乳幼児医療費助成来年度めどに改正と熊日新聞に掲載されておりました。新聞の内容をちょっと紹介させていただきます。乳幼児医療費の助成について市は、保護者が医療機関等に支払った後に、市役所に助成額の支給申請を申請する方式から医療機関が市に対して直接請求する方法に改めたい。来年４月の改正を目標に医師会と協議しているとありましたので、宇城市の同僚議員に尋ねましたところ、本年４月より改正されるそうです。これで県下14市中８市が現物給付になったわけであります。

また、乳幼児医療費助成拡充の件ですが、本年３月３日、最近の情報でございますけども、菊池市が医療費助成を拡充、就学前より小学校３年生までとありました。

平成19年３月定例会における市長説明要旨の中で、特に次世代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境の整備、子育て家庭の負担の軽減とありました。他市の状況を踏まえた少子高齢化対策、また安心して生み育てることができる環境の整備へのご尽力をよろしくお願いいたします。

以上で、１回目の質疑・一般質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

北原議員の質疑、平成19年度山鹿市一般会計予算の観光費についてお答えいたします。観光費の総額が減額となっている要因は何かというお尋ねでございますが、それぞれの施策の内容によって多少の増減はございますが、大きな要因といたしまして、平成18年度奥矢谷渓谷きらりのキャンプ施設といたしまして、大型ケビン２棟、普通ケビン２棟の建築6190万円を行っておりますが、平成19年度におきましては、そのような大きなハード事業がないための減額となっております。

次に、誘客宣伝費が減額となった要因は何かということでございますが、平成18年度におきまして、新しい山鹿市総合パンフレットの製作約200万円を行っておりますけれども、総合パンフレットにつきましては、２年に１度の製作をいたしております。平成19年度は、そのために予算計上しておりませんので、その分が減額となっているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

おはようございます。北原議員の一般質問の１点目、環境保全についてお答えいたします。市が管理いたしております道路、公園、河川、公営住宅、その他公共の場所にあります不法投棄車両につきましては、山鹿市放置自動車発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき各種の手続を行っており、条例施行前には10数台ありました放置自動車も、現在文化課の所管であります博物館に１台、オブサン古墳に１台、そして環境課の所管であります市営墓地に１台の合計３台でございます。

また、ごみ不法投棄啓発看板につきましては、合併前より各市町独自で作成いた

しておりましたが、新たに合併後統一をいたしまして、180枚を作成いたしまして、嘱託員さんを通して各地域で設置していただいているところでございます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

一般質問の２点目、妊産婦無料健診の拡大についてお答えいたします。

近年、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっております。ご質問の妊婦無料健診につきましては、平成８年度までは県の事業でありましたけども、母子保健法の一部改正によりまして、平成９年度より市町村に事業が移譲されまして、現在、市町村が行っているわけですが、熊本県下各自治体におきましては、２回の無料健診が行われているかと思います。本市におきましても、現在２回の無料健診でございます。出産までの受診される妊婦健診回数としまして通常14回程度受けられるということで、１人当たりの健診費用は８万5000円程度になるかと思います。山鹿市といたしましても、少子化対策の一環といたしまして、妊娠・出産にかかる経済的な不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するため、また妊婦の受診率を上げるためにも、無料健診の回数を国の方針に沿って、他市の動向を見ながら、平成20年度から回数をふやす方向で検討いたします。

また公費負担の有無にかかわらず、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦及び一般市民に対する周知、広報に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの北原議員の乳幼児医療費申請の簡略化についてのご質問にお答えいたします。

申請方法の簡略化につきましては、北原議員ご発言のとおり、昨年９月定例会において市民福祉部長が財源的にも制度の持続性を確保できることを前提に、今後簡略化を図る方向で検討してまいりたいと答えておるところでございます。市といたしましては、平成19年度からの導入を目指し、医師会・歯科医師会・薬剤師会に対し、ご協力いただくようお願い申し上げましたが、新たな事務が発生することなどの理由から無理にお願いすることができなかったところでございます。しかしながら、市役所の開庁時間内に申請に来ることができない方もいらっしゃいますので、

乳幼児医療費助成はもちろんのこと、母子家庭等医療費・重度心身障害者医療費助成につきましても４月から郵送による申請も受け付けるようにいたします。

なお受給者の皆様に対する周知につきましては、広報やまがや受付窓口でのチラシ配布等により行います。ご理解を賜りますよう、お願い申し上げまして答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。２回目の質疑と質問をさせていただきます。

私は、昨年６月定例会で、観光促進についてお尋ねをいたしました。答弁では、会場は主として福岡県を中心とした地域で、ここ数年出かけております。大野市の会場ではキャンペーンを楽しみにしている方も見受けられ、山鹿のファンができていることを感じておりますとのご紹介がございました。

また、当市の観光振興対策としましては、レジャー白書２００５によると、観光行楽部門で女性の参加率が男性の参加率を大きく上回り、産品等の購買の主役は女性と思われ、この団塊の世代の主婦を主なターゲットとして認識しておりますとの答弁でございました。やはり女性を意識した施策等も必要だと感じられます。先般の広報やまが３月号に、「幻想的な灯り、身も心もほっかほか」という表題で冬の九州灯りの祭典の一環として、今年で５回目を迎える山鹿灯籠浪漫・百華百彩、今年も趣向を凝らしたさまざまな灯りが街を照らし、多くの人で賑わいました。佐賀県から訪れた女性４人は、「夏の灯籠まつりは有名だけど、冬もこのような祭りがあっているとは知りませんでした。幻想的な灯りに鳥肌が立ちました。温泉もよかったし、身も心も温まります。」と話されておりましたと、広報に書いてございました。先ほど申し上げましたように、主役は女性だと思われます。女性を主体にしたイベントなどの施策はありますでしょうか。お尋ねいたします。

さるく博というのがですね、この前新聞に載っておりましたので、ちょっと紹介させていただきたいと思います。これは長崎の事例でございますけども、さるく博で観光客増、経済波及効果は865億円という記事が掲載されておりました。内容的

には同博覧会は長崎の新たな観光スタイルを確立にしようと、官民一体となって取り組まれた。「さるく」とは、長崎弁でまちをぶらぶら歩くの意味。同博覧会では出島などの観光資源や原爆遺構を持つ長崎のまち、そのものを会場に見立て、市民や観光客がまち歩きやイベントを満喫。観光客が355万人と前年同期と比べて約22万人増加、率で6.7％増、観光施設利用者や交通機関利用者なども軒並みにふえたそうでございます。山鹿といたしましても、この山鹿灯籠浪漫・百華百彩も同じような取り組みと思いましたが、紹介させていただきました。

ここで質問いたします。１月26日から２月24日まで、山鹿灯籠浪漫・百華百彩に何名の観光客が見えられたのでしょうか。お伺いいたします。

一般質問の２回目、先ほど不法投棄車両の台数をお聞きいたしましたが、その中で、放置車両の事例といたしまして、先ほど部長がおっしゃいましたけども、博物館駐車場とオブサン公園ですか、その上に１台、不法投棄車両といいますか、放置車両といいますか、ナンバー付きの車両が１１月初旬より放置してあると思います。市から撤去警告書の張り紙がしてありますが、所有者より何か連絡はあったのでしょうか。ここでですね、張り紙がしてある撤去計画書の文言を読んでみますと、「山鹿市放置自動車発生の防止及び適正な処理に関する条例の規定に基づき、市において移動、保管、処分を行う場合があります。」と記載されております。平成18年11月８日、教育部文化課という貼り紙がございました。この車両につきましては、いつごろ処分されるのでしょうか。放置自動車は景観も悪くなり、観光客の方にもいいイメージには映らないと思います。それとともに、地域の生活環境悪化や駐車場不足を招くだけではなく、燃料タンクやエンジンに残っている燃料やオイルが発火して火災が発生する恐れもあり、大変危険だと思います。また１台でも放置されていれば、次々に放置自動車がふえていく原因にもなり、早急な撤去が必要ではないかと思います。続きまして、ごみの不法投棄について２回目の質問をさせていただきます。ごみがごみを呼ぶということで、清潔に保たれた土地にはごみは捨てられにくいようですが、草が茂っていたり、ものが不規則に野積されていたり、あるいはごみが散乱している所にはごみを捨てられる傾向にあります。廃棄物処理法にもありますが、管理者は清潔の保持ということで管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならないことになっております。放置しておけば、見た目もよくないだけではなく不法投棄をされたり、防災の面でもよくありません。

また自分の土地であってもごみを捨てたり、埋めたりすることは違法と書いてございました。ポイ捨ても含めまして、不法投棄は立派な犯罪です。家庭ごみを不法投棄した場合は、懲役５年以下で罰金1000万円以下の罪に処され、それが産業廃棄物であれば、懲役５年以下で罰金１億円以下の罪に処されます。それだけではなく、

社会的地位や人間関係にも影響する行為であり、環境面でも後々まで影響してきます。単に美観を損ねるだけではなく、環境汚染を招くことから廃棄物処理法で厳しく禁止されております。我々の世代だけではなく、子ども、孫、ひ孫へと後世に住みよい環境を残すためにも地域ぐるみで不法投棄をされないよう監視していく必要があると思います。まちが不法投棄で住みづらくなることは悲しいことです。ごみの不法投棄について、現状どのような対策をされているかお尋ねをいたします。以上で２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

２回目の質疑にお答えいたします。

まず女性客をターゲットとした施策はあるのかというお尋ねでございますが、特に、女性客に特化とした施策は行っておりませんが、当市の灯籠まつりは全国でも珍しい女性が主役の祭りでございます。また、灯りを中心とした冬の山鹿灯籠浪漫・百華百彩も女性に人気の催しであると考えております。

次に、５回目を迎えました山鹿灯籠浪漫・百華百彩でございますが、今年は観光協会のほか、地元の商店街や各団体等で組織した実行委員会による開催ができました。灯りもそれぞれが工夫して製作されたものが多くなり、当初3000個だった灯りも終盤では5000個とふえ、観光客だけではなく、多くの市民の方々にも楽しんでいただけたものだと思っております。開催期間10日間の観光客数につきましては、八千代座で開催いたしました山鹿風情物語への入場者数は4000人でございましたが、観光客、市民合わせての総人出は推計でございますが、約３万人ぐらいあったのではないかと考えております。今後もこのように歴史・文化を大切にした施策を展開してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

２回目のご質問についてお答えいたします。

山鹿市では放置された自動車により生ずる障害及び危険を除去することにより、市民の安全で快適な生活環境の維持向上を図ることを目的として、先ほど申し上げました山鹿市放置自動車発生の防止及び適正な処理に関する条例を、平成18年７月１日から施行いたしております。この条例に基づき、放置自動車の発見・通報があ

った場合、当該自動車が放置自動車と認められるときには、警告書を貼付いたしております。

次に、放置自動車の所有者が判明したときには、撤去勧告を行います。撤去勧告後20日間を経過したときは、改めて撤去命令を行います。また、警告書を貼付し、放置自動車の所有者が判明しなかった場合や撤去命令後、なお車両の移動がない場合は、放置自動車対策審議会で審議を行い、廃物と認定された場合は、処分を予定いたしております。ご指摘のありました文化課が管理している土地の放置車両の対策の経過につきましては、２台とも軽乗用車でありましたので、撤去勧告書を貼付し、また同勧告書を所有者に内容証明付郵便で送付をいたしましたが、数日後、あて先不明で返ってきております。放置自動車の取り扱いにつきましては、他人の財産を処分することになりますので、今後とも慎重に手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄ごみ対策につきましては、菊鹿・鹿本地域では日本郵政公社に依頼し、不法投棄監視報告がなされ、またその他の地域につきましても嘱託員さんや水援隊員さんなどから随時、連絡をいただいております。不法投棄につきましては、通報があれば、山鹿保健所や山鹿警察署と連携し、不法投棄の摘発等を行うとともに、地権者や地域の方と協力して早急な撤去に努めております。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁、ありがとうございました

３回目でございますけども、誘客宣伝事業について、これは質疑ではございませんが、お願いをしたいと思います。

今後さらに、ターゲットの観光ニーズを的確につかみ、新しい観光商品の開発など、地域の持つ魅力や歴史を活性化につなげていただきたいと思います。また、私の地元の平山温泉もむら起こしの一環としまして、平山温泉たっぷり体験ツアー参加者を募集したり、いろんなことで観光についても頑張っております。平山温泉のＰＲも、重ねてよろしくお願いいたします。

一般質問の３回目、資源ごみについてお尋ねをいたします。

市民の皆様がリサイクルを考えて、ごみステーションに適正に排出された古紙やアルミ缶などを市が収集する前に、トラックで持ち去るなど、他市では資源ごみの持ち帰りの情報等を最近よく聞きます。大事な市の資源です。本市ではそのような資源ごみの持ち帰り行為はないでしょうか。お尋ねいたしまして、以上で、私の質疑・一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

３回目のご質問にお答えいたします。

資源ごみの引き抜き等については、議員ご指摘のとおり県内でもさまざまな問題が生じていることは承知いたしております。しかしながら、本市におきましては、資源ごみ収集のときの立ち合い等で、各地域で資源ごみ収集所を良好に管理していただいておりますので、今のところ引き抜き等の報告はあっておりません。

○議長（高野誠二君）

以上で、北原議員の質疑、一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時47分　散会

～～～

３月１２日(月曜日)

平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成19年3月12日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

発言通告

１．吉本政幸

質　　疑

（１）議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

一般質問

（１）自主防災組織の整備について

①現在の状況（県内、山鹿市）

②組織整備へ向けた動き（本予算の自主防災組織育成事業730万円も含めて）

③組織整備の目標

２．太田黒鐵郎

質　　疑

（１）議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ73　（目）企画費　管理経費

②Ｐ75　（目）地域振興費　生活交通調査事業

③Ｐ76　（目）賦課徴収費　収納向上対策事業

④Ｐ110　（目）観光費　各町のまつり予算

一般質問

（１）新型交付税導入による山鹿市への影響について

３．川野　功

一般質問

（１）教育関係

①教育養成塾について

②教育センターについて

③教育委員会の設置場所について

④19年度教育関係予算について

（２）上水道今後の計画について

①高橋・津袋地区に簡易水道事業が計画されているが、他の鹿本地区についての今後の事業計画

（３）文化財登録制度について

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平	井	光	臣	君
２番	北	原	昭	三	君
３番	芹	川	正	美	君
４番	藤	原		豊	君
５番	立	山	秀	木	君
６番	立	山		隆	君
７番	原			徹	君
８番	平	井	邦	廣	君
９番	吉	本	政	幸	君
10番	池	田	誠	一	君
11番	堀		茂	幸	君
12番	永	田	紘	二	君
13番	森	川	昭	彦	君
14番	川	野		功	君
15番	古	荘	克	郎	君
16番	島	田	節	男	君
17番	森		芳	顕	君
18番	家	入	憲	隆	君
19番	横	手	啓	介	君
20番	高	野	誠	二	君
21番	藤	原		弘	君
22番	森		久	雄	君
23番	西牟田			長	君

24番　太田黒　鐵　郎　君
25番　丸　山　寛　治　君
26番　寺　崎　勇　児　君
27番　高　口　功二郎　君
28番　山　口　晋　正　君
29番　古　田　信　助　君
30番　丸　山　康　昭　君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
経済部長	藏原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
菊鹿総合支所長	藏原賢一君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	有尾隆俊君
教育部長	八木田達博君
総務課長	幸村英星君
財政課長	戸次由夫君
企画振興課長	寺崎泰和君
福祉課審議員	中山俊治君
観光振興課長	三森兄臣君
建設課長	緒方淳一君
環境課長	古家明敏君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、３月９日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。吉本政幸議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

おはようございます。９番議員の吉本です。

それでは通告にしたがいまして、質疑・一般質問を１点ずつ行います。

まず質疑でありますが、議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、この中の第２条中、2654人を2400人に改めるとなっている部分についてでありますが、この定員数に関しましては、合併前に当時１市４町の団幹部の協議会において議論した経緯がございます。自分も消防団に在籍しており、その中の一人として参加していたわけでありますが、団の実情、その時の現状等を考えたとき、削減をという団も実際ありました。ただ、地域の地理的状況、環境等を考えて、最終的に団員定数の確保を決定し、お願いしたと記憶しております。

また団員の条例定数の確保に関しては、合併前の平成15年10月30日付けで、当時の消防庁より各都道府県に対し、市町村合併により地域で必要とされる防災力に変化はないのであって、効率化の観点から合併時に人員・組織等が見直される一般行政組織とは異なるものであり、消防団員の条例定数が削減されるのは適切でないと通知されたと聞いております。

以上、団員数2400人はどのように考えられての結果なのか。また消防庁の通知と逆行する点、伺います。

次に一般質問に挙げております自主防災組織の整備につきましては、３月９日の丸山議員の質問の中に自主防災組織の必要性、取り組み等はと出てまいりました。ちょっと予期しておりませんでしたので、重複すると思いますが、よろしくお願いいたします。必要性については、答弁にあったとおりであり、市の防災計画に具体的にしっかり掲げてあります。この組織整備の必要性が強く言われ出したのは、12

年前の平成７年、死者約6000人、負傷者約４万4000人、全半壊建物27万4181戸の被害を出した阪神・淡路大震災の教訓によるものと聞いております。このとき、家屋倒壊等により生き埋めになられた数、約15万人のうち、11万5000人の方は自力で脱出し、残りの閉じ込められた約３万5000人のうち、77％に当たる人々が近隣住民により救助されたとのことです。

このように自分の町と隣人を自分たちで守る組織、自主防災組織の組織率はと全国の状況を調べてみました。古い資料しか見つかりませんでしたので、高いところでは静岡県の97.9％を筆頭に、山梨県96.6％、愛知県94.9％、兵庫県91.2％と続き、我が熊本県は下から４番目の19.9％となっており、全国で10万9013組織ができているとのことであります。ちょっと古い資料ですので、だいぶん変わってきていると思いますが、この点、現在の県内の状況、我が市の状況等をお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。吉本議員の１回目の質疑・一般質問にお答えいたします。ご承知のとおり、合併前の平成16年４月１日、17年４月１日等におきまして、消防団の定数と実数の差がそれぞれ200人、あるいは250人とございました。18年の４月１日時点で、定員数が2654人に対しまして、実員数が2372人、その差が282人となっております。消防団の懸命な実員確保対策にもかかわりませず、減少が続いている状況でございます。

また、消防団員の対象人口で考えますと、通常男性20歳から45歳と仮定いたしましたときに、現在の対象人口が7800人ほどであるのに対しまして、20年後のことを考えますと、少子化の影響等を受け、7500人と４％の減少が見込まれます。これらのことなどを考慮し、消防団でも議論もいただきまして、従来の確保策に加え、任用資格の拡大や女性消防団員の加入促進など、引き続き実団員数の確保を図ることを念頭に置きまして、定員数2400人と定めたところであります。

なお、この定員数2400人で人口1000人当たりの団員数を計算しますと、41.6人でありまして、県内14市の平均22.9人を大きく上回り、14市中ではトップの数値ということでございます。平成15年の消防庁からの通知に関しましては、その趣旨に沿うよう合併時の定員数の削減を組織体制の整理に伴う減少のみに抑え、団員の確保についても努力を続けているところであります。

次に、自主防災組織の現状についてでございます。阪神・淡路大震災や新潟県中越大震災等の大規模災害時にも大きな力を発揮しました自主防災組織の育成は消防

庁、熊本県など行政の重要な取り組みとして推進されているところでございます。

組織率につきましては、世帯数を対象として平成18年４月時点で、国の組織率が59.7％、熊本県41％、県内の市の組織率が35.2％となっておりまして、本市におきましては、その組織率が12.8％ということになっております。終わります。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

質疑の点につきましては、平成16年当時の状況より年々団員確保に対し、厳しさが増しているとの答弁であり、理解すべきものであるのかなと感じた次第です。

団員数についていただいた資料によれば、確かに全国でここ10年間で約７万人の減少、県下においても条例定数約３万8000人に対し、マイナス1772人とあり、県下48消防団のうち、団員定数の充足率100％は７消防団のみとのことで、非常に厳しい状況にあると考えます。

また消防庁の通知については、その趣旨に沿うように団員確保についても努力しているとのことで、期待しております。ある書に地域の消防防災力を維持し、充実させていくことの重要性はますます高まっている。住民の安全を守ることは地方行政の骨格・基盤をなすものであるという気持ちを持って、ぜひとも事に当たっていただきたいと記してありました。このような意味で、今後とも団の方々と十二分に協議され判断していただくことを願い、質疑については終わります。

次に、一般質問の防災組織の組織率については、県下で41％と、ふえているとのことですが、我が山鹿市においては12.8％と低い数字で整備の遅れを強く感じます。昨年８月、熊本市で開かれた防災・減災フォーラム2006イン熊本の中で、組織整備に向けただけのことではありませんけれども、水俣市の助役の方が土石流災害以前はなかなか理解してもらえなかったが、各地区で説明会を開き、必要性を訴え、補助金を設けるなどした結果、98％の組織率を達成。今年、これは平成18年のことですけれども、豪雨災害では全市に自主防災組織ができて初めての災害で、各組織がうまく機能したか心配したが、山間部を中心に円滑に避難が行われた。行政の力だけでは的確な対応はできません。住民同士の助け合いが功を奏したと話されています。このように他の地域では環境等も違いますけれども、積極的な整備へ向けての

動きがなされ、行政側にとってもよい結果として出ていることであり、我が市の早目の整備に向けた動きは必要だと考える次第です。

９日の丸山議員の質問に対して、市長より答弁が行われており、重複しますが、現在の整備に向けた動きについてお答えを願います。

また同じく質問、答弁の中に出ておりました平成19年度予算の自主防災組織育成事業については、組織整備へ向けて力強い後押しになると考えますが、この育成事業の具体的な内容はどのようなものかあわせてお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

自主防災組織の整備に向けた動きと予算についてお答えいたします。現時点では嘱託員の会議等を通じまして、自主防災組織の結成促進をお願いしております。担当部署で把握しているものとしまして、菊鹿地区での社会福祉と連携した自主防災組織の設立をはじめ、10組織ほどで設立準備が進んでおります。鹿北地区におきましては、発足に向けた検討が進められている行政区もございます。また嘱託員の研修先を、自主防災組織の活動が活発な市を計画されているなどの状況がございます。新年度予算としまして、自主防災組織育成事業730万円を計上しておりますが、これは結成された団体が情報用具としてメガホンやラジオ、消火用具としての消火器やバケツ、救命用具としてのボート、担架などを装備器具の購入や消火訓練、救命救急訓練、避難訓練等を実施される場合の経費を補助することを目的として措置しております。終わります。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

動きについては、嘱託員さんへの働きかけをしているとのことでしたが、実は本年の１月だったと思いますけれども、隣の集落の中堅的な方が防災組織を立ち上げたいがどうしていいのかわからないというような話がございました。この方は本年３月いっぱいで息子さんとの交替という形で消防団を退団される方で、地域の世代

の状況、消防団員の仕事の状況、それと少しずつ薄れる連帯感、支え合う地域づくりなどを考えたとき、このような組織がぜひ必要と思われたそうです。担当に尋ねてみればと勧めておいた次第ですが、嘱託員さんだけでなく、このような方々への対応、情報提供をもっと考えるべきと感じます。

防災計画の自主防災組織の整備の中に、育成強化に関して必要な助言・指導を行うとあります。まさにこの部分と考えます。我が山鹿市においては近年集中豪雨の災害が続いており、幸いテレビで放映されるような人的に大きな被害には至っていない状況でありますが、ただ、いつ土石流などが集落を襲うかもしれません。県内においては、布田川・日奈久活断層が日奈久付近より県を縦断する形で大分県へ続いております。山鹿市の間近を走っているものではありませんけれども、これもどのような形で影響を受けるかわかりません。全国各地での自主防災組織の活動が紹介されておりますけれども、多くの方々が老若男女を問わず自分たちで有事を想定し、仕事の分担を検討され、持ち場、持ち場での訓練がなされている状況が映し出されております。本年、菊鹿、鹿北地区で動き出しているとの答弁がありました。心強く感じる次第です。育成事業を通し、強固な支援をお願いするものであります。みずからを守る自助、お互いを助け合う共助、行政による公助、この三つのバランスがよく機能することで初めて災害に強い地域ができるとのことであります。

最後に、組織整備の目標をどの程度に考えておられるのか。もちろん、100％が一番いいのかもしれませんけれども、現在どのように設定を考えておられるのかお尋ねし、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

自主防災組織の整備の目標でございますが、１回目の答弁で申し上げましたとおり、本市の組織率はかなり低い状況でございます。最低でも県の組織率程度、目標としましては、国の組織率の60％程度を目標としたいと考えております。

近年の異常気象による大きな災害の発生や高齢化等に伴う災害時の要援護者の増加、ひいては武力攻撃事態が発生した場合の市民の保護など、自主防災組織の必要性は非常に高いものがございます。議員各位におかれましても、十分ご理解を賜り、ご協力いただきますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、吉本議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

おはようございます。議席番号24番、太田黒鐵郎でございます。

私は質疑４件、一般質問１件について、一問一答方式でお伺いいたします。

まず質疑の第１点目でございますけれども、議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算、73ページ、（目）企画費の管理経費についてお伺いいたします。予算額531万円の内容を見ますと、鹿北地域公共施設整備計画等策定業務200万円が計上されております。この施策の目的といたしまして、これまで鹿北地域における公民館、図書館、健康福祉センター及び総合支所の各種機能を備えた複合施設のあり方を検討してきた。今後、さらに市民ニーズに対応したまちづくりを進めていくため、これらの施設はもちろんのこと、その他の施設や施策を含めた鹿北地域の長期的展望に立った施設の再編等を図るための、計画を策定するというようなことがありますけれども、この件につきましては、鹿北町では10年前からの懸案でありましたが、合併時になりまして、駆け込み事業などといって先送りになっております。平成17年度には建設ができますよということを、当時合併協議会の会長でありました鹿北の町長が町民に約束をしておったわけですが、先送り、先送りでいまだに進展がないのであります。この件につきまして、内容と今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

皆さん、おはようございます。太田黒議員の質疑の１点目、議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算73ページ、531万円についてご説明申し上げます。この管理経費の主なものは、鹿北複合施設関係の200万円、また先日設置されました鞠智城跡の国営公園化関係が200万円でございます。ここで改めて、鹿北町の複合施設についての検討経過をご説明したいと思います。

この施設整備につきましては、合併前の平成８年から検討に着手され、合併時の事務協議でも整備計画を進めることで了承済みでございました。その後、新市になりましてからは、まず教育委員会、市民福祉部及び鹿北総合支所による検討会議を経て、各部局にわたります内部検討委員会を設け、新市全体における鹿北町の利用状況を考慮しながら、建設規模や施設の内容の見直しを進めてまいりました。その過程におきまして、それまで検討してまいりました公民館、図書室、健康福祉センターなどに加えまして、総合支所の機能もあわせ持つ施設として、再検討すること

となりました。その観点から庁内検討委員会による類似の先進施設の視察や各担当課による施設内容の検討を進め、図書室や会議室などの用途別の施設内容や面積などにつきましては、庁内検討委員会での確認がほぼ整ったところでございます。しかしながら、現在の総合支所を活用して不足部分をどう増設した方がよいのか、また新たな複合施設として建設をした方がよいのかにつきましては、18年度中には最終的には結論を出すまでには至りませんでした。この点につきまして、今後改修や建設及び将来にわたる維持管理の経費の試算については、今回の予算によりまして、専門家に委託するとともに、住民にとっての利便性や効率性、合併特例債などの財源の適否、さらには鹿北の中心地域における公共施設のあり方などにつきまして、庁内検討委員会で検討を進めてまいりたいと考えております。これらをもとに、できるだけ早く方向性を決定いたしまして、平成20年度には基本設計に着手できるようにしたいと考えております。以上で、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

太田黒鐵郎議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいま答弁いただきましたけれども、鹿北町の公共施設を総合的に見直すというようなことならば、複合施設、いわゆる公民館、図書館、健康センター、それから総合支所、それに体育館、武道館もございますけれども、このことにつきましては、空調の問題とか、また修理の問題、町民グラウンドの排水の問題というようなことまでひっくるめてご検討をいただきたいと思います。先ほど、庁内検討委員会で類似の先進地を視察したとか、そういうことで大体検討委員会での確認はほぼ整いましたというような答弁でありました。そしてまた、今回は専門家に委託するとともに、住民にとって利便性と効率性、合併特例債などの財源の適否というようなことを今申されましたけれど、いつまで検討、検討というようなことで検討するのか。専門家にお願いするならば、平成19年度には基本計画まで終わって、平成20年度には着工できるようにお願いしたいと、私は思うわけでございます。その点について、さらにご答弁をお願いします。

議案第23号につきましては、３回ということでございますので、まだ３点ありますので、一括して質疑いたします。75ページの地域振興費の生活交通調査費609万

2000円、一般財源でございますが、このことにつきまして、お伺いいたします。

新市建設計画の五つの構想の一つとして循環バス構想でありますが、平成18年度に500万円の予算で菊鹿、鹿本地域にコミュニティーバスの試行運転が行われ、これは４カ月間でございますけれども、今年度は同じ地域で予約制乗合タクシーの試行運転ということですが、私どもはまだ平成18年度のコミュニティーバス試行運行の結果は聞いていないわけでございます。この結果はどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

また今年度予算の609万2000円、予約制乗合タクシー及び市街地循環バス試行運行ということですが、その内容について、また実施地域の選定でございますけれども、なぜ菊鹿、鹿本地区なのかということをお尋ねします。

それから試行運行はいつまで行うのか。いわゆる山鹿市全体地域に本格的な運行が始まるのは、いつごろになるのかお尋ねいたします。

次に、同じく一般会計予算の76ページでございますが、賦課徴収費、収納向上対策事業1095万3000円、一般財源でございますが、これは税金を払わないので、またさらに税金を使って取り立てをしなくてはならない。全く理不尽な話であると、私は思うわけでございます。

現在、山鹿市の滞納状況は国民健康保険税の滞納が約５億4600万円、市税の滞納が４億4000万円、住宅家賃の滞納が約5700万円、介護保険料の滞納が約2300万円、保育料滞納が2900万円、水道料滞納が600万円と聞いております。まだほかにもあるようでございますが、これだけで11億円の滞納があります。これをどのようにして回収するのかお伺いいたします。

次に、同じく一般会計予算の110ページでございますけれども、観光費の各町の予算についてお伺いいたしますけれども、この中に山鹿がやまが温泉祭470万円。鹿央町がかおうまつり450万円、蓮まつり380万円、鹿央町の合計が830万円。鹿本町がふるさとじまんまつり、これは鹿本祭りだろうと思いますが500万円、それに招魂祭・七夕まつりが520万円、鹿本町の計が1020万円。菊鹿町がきくか夏まつりで600万円。鹿北町がかほくまつりで400万円。このような予算になっておりますけれども、この祭りの補助金に大きな格差があるわけでございます。この補助金の算出基礎はどこにあるのか、どういう物差しを当ててやられたのかお尋ねします。

２点目に祭りの意義ですが、だれのために祭りをやるのか、この２点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

１点目の鹿北町複合施設関係につきまして、お答えを申し上げます。先ほどもお答え申し上げましたように、平成19年度におきましては、その問題関係のある部分につきまして業者に委託をいたしまして、さらに検討をし、できるだけ早い機会に決定していきたいと考えおります。また、平成20年度着工にということでございますが、平成20年度基本設計・実施設計までぐらいは、どうにか頑張ってまいりたいと思いますが、着工というところまではまだご答弁できないところでございます。よろしくお願いしたいと思います。

次に２点目の75ページ、地域振興費、生活交通調査事業の609万2000円につきましてご説明申し上げます。

まず昨年の11月から本年の２月末まで４カ月間にわたりまして、菊鹿地域から鹿本の中心地まで試験運行を行いましたコミュニティーバスの乗車状況につきまして、概要のご報告をさせていただきます。４カ月間、98日の運行でございました。延べ乗車人数が1979人でございまして、１日平均20.2人の利用でございました。Ａ・Ｂコース合わせまして１日往復10便の運行で、１便当たり平均２人の乗車率でございました。ほとんど乗られなかった便がございました。その便が４便ございましたので、その便を除きますと１便当たり3.4人の乗車率でございまして、当該の地域の既存路線バスよりもかなり多く乗られております。

なお、乗車された方の約90％が70歳以上の高齢者でございました。また、利用者のほとんどの方が女性でございました。利用の目的関係につきましては、病院や買物が大多数でございました。

次に、平成19年度の事業内容でございますが、予約制乗合タクシーと中心市街地近郊での循環バスの二つの試験運行を予定いたしております。

まず予約制乗合タクシーの運行概要でございますが、対象地域内の自宅と市街地を結ぶ運行で、事前に予約をしていただくこととなります。予約状況に応じまして、乗客を自宅で乗せまして、市街地で降ろしていく。また帰りは、市街地の指定された複数の乗り場で乗っていただきまして、各自宅で降ろすという乗合運行でございまして、効率的な運行ができると言われております。

なお、対象地域につきましては、今後の交通施策の検討のため、運行比較が必要でございますので、今年度の菊鹿地区のコミュニティーバスと同一地域での試験運行を行いたいと考えております。

時期関係につきましては、本年の６月から４カ月間を予定をいたしております。

次に、市街地の循環バスでございますが、市街地に来ても路線バスが網羅していないところもございますし、ちょっとの利用には使いづらい面もございますので、

高齢者等の病院や買物への便利な移動手段、市街地での回遊性を持たせたバスの検討といたしまして、中心市街地での試験運行を平成19年度の後半４カ月ぐらいを予定しております。

いずれにいたしましても、どのような運行形態が住民の皆様が利用しやすいのか。また、経費面や行政負担面はどうなのか。路線バスの廃止や統合が必要ではないのかなど、今回の試験運行の結果を比較検証しながら、また運行許可上の法的問題点なども検討しながら、市内の全域を対象といたしまして、平成19年度中に基本的な方針の検討を終えたいと考えております。

その後、全域を一遍にはいかないでしょうが、平成20年度からは順次本格運行へと進めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

太田黒議員の収納向上対策についてのお尋ねにお答えいたします。

ご意見のように、税のみならず他の債権もいっぱい滞納がございまして、それぞれの担当でその措置を取っているところであります。

特に、昨年は公営住宅につきましては、訴訟をいたしまして、その一部についての解決を見ようとしております。私の方からの答弁は税を中心とした滞納についてのお答えをさせていただきます。

現在の滞納対策といたしましては、特別徴収月間における臨戸訪問、それから毎月末の夜間窓口の開設、電話催促、納税相談員によります訪問相談、国保税におきましては、短期保険証を交付して納税相談を受ける。あるいは、高額医療費支給時における納税相談等を実施しております。

また収納事務指導員によるアドバイスを受けまして、再三の催告に応じない方や、納付約束不履行者などにつきましては、財産調査を実施いたしまして滞納処分、不動産、預金差し押さえ等を実施してきております。毎年、特段の努力を傾注しているところでございます。

お尋ねの予算額1095万3000円の内容は、収納事務指導員１人、それから納税相談員３人に対する報酬、共済費等が主なものでございまして、その他夜間徴収に関する経費等を計上いたしております。平成19年度は三位一体の改革に伴います税源移譲によりまして、新たな滞納者がふえるのではないかということが危惧されております。初期滞納者に対しての徴収強化として、納税相談員の増員１人ですけれども、それから長期・高額滞納者に対しましては、県庁税務課に新たに設置されました特

別対策担当へ職員を１人派遣し、県職員との併任徴収に関する協定を締結し、より厳正な滞納処分を実施することとしております。

なお、今年度まで、国民健康保険事業特別会計予算におきまして、収納率向上特別対策事業として国庫補助金を受けて事業実施してまいりましたが、三位一体の改革によりまして、本年度より補助金が廃止されましたので、平成19年度より一般会計予算に計上し、実施するものであります。税負担の公平と適正課税に向けて、なお一層収納率の向上に努めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

おはようございます。質疑の４点目、各町の祭りについてお答えいたします。各町の祭りにつきましては、合併協議会の協定項目で観光イベント、祭り関係については、地域の歴史、伝統及び特色を生かすために、現行のとおり実施するとなっております。この協定により、現在各総合支所単位でさまざまな祭りが実行委員会などを組織し、合併前と同様に実施されているところでございます。祭りの予算につきましては、補助金の性質である公益上の必要性、公平性を基本としまして、事業計画、収支予算、収支決算を参考に、予算計上が行われているところですが、開催日数、実施内容、実施体制などで補助金額に差異が生じているのが現状でございます。祭りには地域の歴史、伝統による伝統行事的なもの、地域住民の融和や観光客の誘客を目的としたイベント的なもの等々がございます。今後、祭りイベントの実施につきましては、趣旨目的、実施内容等を十分検討しつつ、市民が楽しく参加し、地域活性化につながり、さらに充実したものになるようにしなければならないと考えております。

次に、祭りの意義についてでございますが、祭りと一口に言われておりますが、さまざまな祭りがあると考えられます。例えば、伝統や長い歴史がある伝統行事的要素が強い祭りから、歴史が浅く、後年になって始めたいわゆるイベント的なもの、またその意義、目的も地域の農業、商業、観光などの産業の活性化を目的にしたものから、文化振興を目的にしたもの、地域住民のコミュニティーや一体感を図るためのもの等々、さまざまなものがあると考えられます。しかしながら、その共通するものはする側が義務的ではなく、みずからが楽しんで行うことが大事だというふうに考えております。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

１点目の鹿北町の複合施設の問題でございますけれども、なるべく早くということですけれども、平成19年度には基本設計を終わり、平成20年度には着工というようなことは不可能のような今話でございますが、机上行動という言葉があります。やはりもう少しスピーディーにこういう事業はやってもらわないと、いつできるかわからないようなことでは困りますので、なるべく早くということですから、一応平成20年度には着工の手前までぐらいいくように、よろしくお願いします。

次に、循環バスのことでございますけれども、私たちもこの循環バスにつきましては、何回も視察研修を行っておるわけでございますが、まずやっぱり住民の方々が利用しやすいこと。地域の特性や地理条件を考慮しながら、この地域には乗合タクシーがよかろうとか、この地域には循環バスがよくはないかとかいうようなそういう考え方が必要ではなかろうかと思います。それから、あわせて検討される中で、スクールバス並びに高齢者の移送サービスというようなことも計画の中で十分検討されることを要望いたしまして、この件につきましては終わります。

次に、収納向上対策事業の1095万円で、ただいま答弁いただきました。租税のことにつきまして、皆さん方既にご承知と思いますけれども、少し申し上げますと、租税には国税、地方税を問わず、国民負担の公正等を期するため、諸原則がありますということで、まず公平の原則。税負担が公平でなくてはならないと、これは最も大切なことでございますけれども、一般的に公平とは各人の能力に応じた税を負担することとあります。所得や資産のある人にはそれに応じた累進税率を採用して負担の均衡を期するということでございます。

次に、適法の原則。税は法律によって課税しなければならないという、租税法律上主義に基づきまして、地方公共団体はすべて条例によらなければ賦課徴収することができないということです。

それから利便性の原則、税は納税者の利便を考慮し、納期、納税の場所、納税のための支払手段、納税手続等についてできる限り納税者の便宜を図って徴収しなければならないということです。

それから、経費最小の原則。税を徴収する場合、できるだけ徴税費を少なくするという原則で、これは課税する側のみならず、納税者側の費用も含まれておるわけ

でございます。

それから、程度の原則。税は個人の家計なり、会社なりが負担できる程度のものでなければなりません。その程度をどのくらいにするかは容易ではないというようなことですが、例えば社会保険制度が充実していれば、ある程度の税負担が重くなるのはやむを得ないというようなことでございます。

そのほかにも、財政上の収入から見た原則。十分の原則とか、普遍性の原則、安定性の原則、慎重性の原則、伸縮性の原則、それから住民負担から見た原則の中には応益性の原則、平等の原則、負担分身の原則。地方自治から見た原則の中には自主性の原則。このような原理・原則に基づいて課税されておるわけでございます。私は、この納税は国民の義務であると考えるわけでございます。住民一人一人のモラルの問題であると思うわけであります。地域でいろいろ話を聞きますと、山間部の方では非常に収納率がよくて、平坦になるほど悪くなるとも聞いておるわけでございます。1095万3000円の投資をして、最大の効果が現れますようにご尽力願いますとともに、正直者が損をするようなことがないように、心から要望いたしましてこの問題も終わります。

次に、祭りのことでございます。今、説明がございましたけれども、一番盛大でにぎわうと評判になっているところが補助金が一番少ない。これはかほくまつりです。ほかの町の半分もない。公平性を基本にして、事業計画、収支予算、決算などを参考にして予算を計上しているという答弁がございましたが、内容の分析が全然できていない。市長の市政運営の基本方針の中に、大切にしたい基本的なこととあります。それには、自分たちの地域は自分たちでつくるという、自主・自立の精神、武者よかですな、これは。市民、地域、企業等があらゆる分野において、それぞれの持つ特性、力を出し合い、目的を達成する連携と協働とありますが、この点については非常に予算との整合性がないと私は思いますので、これは、市長がどういうふうなこの考え方で予算を立てられたのか、この解説をお願いしたいと思います。やはり市長がおる町とか、助役さんがおる町とかというと、非常に予算が多くいくようでございますので、その辺をお願いしたい。

部長には、今後の方向性についてお伺いします。私は予算が少ないとか多いとか言っているばかりではございませんけれど、やはり奉仕的な精神、いわゆるボランティアで今市長が申されます自主・自立の精神でなければならないと思います。そういうことでやるならば立派な祭りができるというようなことで、こういう予算も公平性を欠かないように、それを基本として考えていかなくてはならないと思いますので、その２点をご答弁いただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。ただいまの太田黒議員の質疑、祭りのあり方等についてお答えいたしたいと思います。

ただいまお話しがありましたそれぞれの地域の祭りのあり方等々は、これまでの合併以前のいろんな経緯を踏まえながら、さらにまた、先ほど部長言いましたように、それぞれの内容等々を考慮しながら予算の編成をしてきたところでございます。しかしながら、今お話しございましたように、やはりこれからの地方自治のあり方、また行政のあり方といたしまして、先般施政方針でも言いましたように、自主・自立の精神、みずからの地域はみずからつくっていく、またみずからのそういった祭りや取り組み等もみずからつくっていくという、そういった基本的なことが必要であろうと、大事であるというふうに認識をいたしております。また、お互いの持つ力を出し合い、協働・連携、そういったことも非常に大きな要素になってくるだろうと思っております。

先ほどお話しございましたように、かほくまつりにつきましては、合併以前から非常に祭りの取り組みの姿勢としては、地域の住民の方々がともにお互いの持つ力を出し合いながら、そしてまたよりコンパクトな形で、それをアピールしていく、非常にすばらしい取り組みがあっておるというふうに認識をいたしております。今後につきましては、そういったそれぞれの祭りのあり方等につきましても、しっかりと検証しながら、また学ぶべきところはしっかりと学びながら、祭りのあるべき姿を求めていきたいと思っております。

なお、これには記載してございませんけども、鹿北地域におきましては、かほくまつりとともに、鹿北茶山唄全国大会等も、非常にすばらしい内容、全国にアピールする大会であろうと思っております。そういったことも含めてしっかりと大事にしていきたいと思っております。基本的にはそういったこれからのあるべき姿を大事にしながら、基本にし見直すところは見直していきたい、改めていきたいと、そんな思いをいたしております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

［経済部長　藏原栄一君　登壇］

○経済部長（藏原栄一君）

祭りの今後の方向性についてお答えいたします。これまで各地域で取り組んでおります祭りの開催につきましては、実施体制の違いでありますとか、その運営方法

がおのおのでございました。例えば、ある地域では企画から運営まで地域住民が手作りで実施をして、またある地域では一部を業者に委託しているといった、いろいろでございます。地域の祭りはその地域の持つ魅力であり、個性であるというふうに思っております。今後、さらに祭りが充実いたしますように、現状をしっかりと精査し、今後につなげていきたいと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午前11時02分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時13分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

質疑に引き続き、一般質問を行います。新型交付税の導入による山鹿市への影響についてお伺いいたします。

総務省は2007年度から新型交付税の導入を発表しております。この新型交付税は従来の交付税の配分額の計算方法が複雑なことから、人口と面積を基本に簡素化するための導入ということになっておりますけれども、もともと地方交付税法は昭和25年５月に、地方財政平衡交付金法として公布され、平成14年３月に改正されておりますけれども、この法律の目的としては地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とするということがあります。

地方交付税は、基準財政需要額から、基準財政収入額を差し引いて算定されるので、地方税の収入が大きく増加する団体ではそれだけ交付税が減少し、反対にその収入が減少する団体には増加する仕組みになっていると思います。つまり、財政力の強い団体と弱い団体の格差を小さくするために地方交付税があると、私たちは理解しているところでございますが、今回の新型交付税では、人口と面積を基本に計

算されるならば、小規模で過疎の団体はますます減額されてくるのではないかと考えます。山鹿市でも三位一体の改革、つまり一つに国庫支出金を減らす。二つに財源を地方に移譲する。三つに地方交付税を見直すということで、これを一遍にやって地方分権を進めていくという改革でございました。このことに山鹿市は約10億5000万円が三位一体の改革の影響を受けているということでございます。新型交付税の内容と今後の方向性についてお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

新型交付税導入に関するお尋ねにお答えいたします。交付税の仕組みについては、ご意見の通りでありまして、需要額から収入額を引いて交付額を決定するという仕組みになっております。ただ、その需要額の算定に当たりましては、非常に多くの算定項目があって、それぞれの算定の中には、単位費用であったり、測定単位であったり、補正係数であったり、そういったものを掛け合わせて、需要額を算定することになっております。しかしながら、ご意見のように三位一体改革の交付税改革の中で、かつては全国津々浦々同じような仕事ができるようにということで、財源保障機能を大きく有しておった交付税でありますけれども、自主自立さっきから出ておりますが、そういう自治体運営に向けては、この交付税を財源保障制度から財源調整機能へ、その機能を変えていこうという国の方向性が今度の第２期の交付税改革の中であらわれてまいりました。ご意見のように、人口と面積によって交付税を配分するというものでございます。この算定に関しましては、先ほど申し上げました算定項目が50数項目ございましたけれども、そのうちの30％程度をこの面積と人口によって算定をする。その他については、従来の算定方式でやるというようになったようでございます。今後もこの改革が進められると思いますが、今ご説明申し上げました19年度の新型交付税による本市への影響につきましては、仮算定でございますが、1800万円程度の減額の予定でございます。交付税総額にかかる議論につきましては、国の歳入歳出一体改革の中で、第３期の交付税改革としてさらに検討されることになっておるようでございます。私どもとしましては、地方団体の財政運営に支障が生じないように市長会等を通じて、その安定的な算定が保持されるように強く働きかけてまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

なかなかこの交付税の内容は難しいことでございますけれども、今我が国の日本は世界で２番目の借金国と聞いております。いわゆるＧＤＰに対する長期債務残高の割合と比較しますと、92％という最悪の水準でございます。

参考のために、イタリアが120％、日本が92％、ドイツが67％、アメリカが64％、イギリスが62％であるそうでございます。またご承知のとおり、日本は今778兆円というような借金というようなことでございます。このようなことから、今後の交付税の増額はほとんど見込まれず、減額されるのが大きいと、私は考えるところでございます。市長の主要施策の一つに行政改革、財政改革、意識改革の確実な実施とございます。非常に厳しい財政の中で、いかに無駄使いをしないで、生きた金を大きく使って、知恵と工夫により、健全財政を堅持していかなくてはならないと考えるわけでございます。

ことわざに「入るを量りて出ずるを制す」というようなことがございますけれども、このことを念頭に、山鹿市の健全財政が持続的に堅持されるようにご尽力をいただきますことを、心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で、太田黒議員の質疑、一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

おはようございます。14番、川野です。

先日通告しておりました３点、教育関係、上水道、文化財登録制度について質問いたします。よろしくお願いいたします。一問一答方式でお願いいたします。

（１）教育関係。教員養成塾について質問いたします。前回の12月ですが、一般質問で、杉並師範館についてお伺いしました。その続きでお尋ねいたします。小中学校の先生方は県の職員ですので、市の方からどうのこうのできるわけではないのでしょうが、少なくとも市の宝である子どもたちを預けて教育してもらっているわけです。とても大事な仕事をお願いしているので、県だけに先生の質や力量を任せてしまうわけにはいかないと思っております。市としても、教育の町をうたってい

るわけですので、積極的に先生の質を高めるようにしていかなければなりません。杉並のように大規模にはできないと思いますが、市内近郊にも技術的にすばらしいものを持ったＯＢの先生方がたくさんいらっしゃいます。その先生たちにお願いして、現在の先生たちのスキルを上げる講習会等を開けないかと思っております。例えばの話ですが、音楽の角田先生がいらっしゃいます。技術も実績もすばらしいものをお持ちです。その角田先生に、現役の音楽担当の先生たちを指導していただくというのはいかがでしょうか。おそらく、本市の小中学校の音楽レベルは格段に上がるのではないかと思っております。ついでに、その発表会も市全体で企画もできます。あまりお金をかけないでも、できることはいっぱいあると思いますので、ぜひ市の教育力のアップに努力していただきたいと思います。

次に、最近は指導力不足の先生の話をよく耳にします。きっと昔からあったのかもしれませんが、最近はニュースにもなっております。指導力不足の先生に対して、市としてどのような対応をしているのか、現状をお尋ねいたします。

次に、教育センターについてお尋ねいたします。山鹿市の教育ビジョンの中の主要施策に、「生きる力をはぐくむ人づくり」があります。それを受けて昨年の５月教育センターが設立されました。この教育センターの重点項目としては、教職員の資質、指導技術の向上と児童・生徒の基礎的、基本的な学力の充実、学習態度の育成などが揚げられております。

また、これら教育センターの事業をスムーズに展開するために、北部ブロック、南部ブロック、東部ブロックとする３ブロック制を導入されました。市の教育行政、ブロック制等にどのようにかかわってきて、どのような成果が上がっているのかお尋ねします。

また、昨年５月に教育センターができましたけども、いまだに市のホームページにはその組織も名前も載っておりません。ビジョンがあるなら、それをしっかり市民や教育関係に知らしめなければ、だれにも伝わりません。先日もある議員さんから「教育センターてあるとな。」と聞かれました。今後の広報対応についてもお尋ねします。

次に、教育委員会の設置場所についてお尋ねします。昨年６月の議会で教育委員会をひだまりの方へ移したらどうでしょうかという質問をいたしました。検討してみるという回答を得ましたけども、検討の結果が出たのでしょうか、お尋ねいたします。教育委員会が本庁と同じ場所になければならないという理由はないと思っております。

玉名市は岱明町に教育委員会を置いていますし、宇城市も本庁と違うところに置いていると聞きました。本庁と同じ場所にあった方が便利だという考えもあります

が、今の時代はどこにいても同じような仕事ができる環境がつくり出せますし、相互の連絡も取りやすくなっています。それより今のように狭い場所で各課ごとに分かれていては、それぞれのコミュニケーションがとりにくく、仕事の連携が取れていないのではないかと心配しております。また遊びに行くにも狭くて、ゆっくり話せない状況です。三つの課がワンフロアーで顔が直接見え、意志の疎通が図れて、すぐに連携できる施設に移るべきだと思います。その方が本庁から離れて仕事をこなす上でのデメリットとワンフロアーによるメリットを考えたたとき、ワンフロアーで仕事をするメリットの方が随分多いと思います。別にひだまりでなくても、空いている庁舎はいっぱいあるはずです。真剣にご検討願いたいと思います。そして、今は狭くて駐車場も少ない中央公民館ですが、教育委員会が抜けたら今より随分広く使えます。中央公民館を市民すべてに開放した方が、市民のためだと思っております。その点、ご検討いただきたいと思います。

次に、平成19年度の教育関係予算についてお尋ねいたします。平成19年度教育関係予算は3.7パーセント下がっていると聞きました。市長があれほど教育の町と言われているのに、残念なことだと思いました。市の教育行政はどのようになっているのでしょうか。平成19年度の目玉施策を２、３ご紹介いただきたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

おはようございます。明日は山鹿市内の中学校の卒業式、大変お世話になります。山鹿市では六つの中学校で612名の生徒たちが、９カ年の義務教育の過程を終了しまして、新しい飛躍のときを迎えるわけでございます。議員の皆様方にはご臨席を賜りまして、生徒たちへの励まし等いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、川野議員の一般質問にお答え申し上げます。前半の方、教員養成塾と教育センター関係、私の方で答弁申し上げ、後半の方は部長答弁とさせていただきます。

まず１点目、議員ご紹介の教員養成塾でございます。ここはいろいろ勉強させていただきました。採用権、人事権を持っている杉並区が独自で行っているもので、養成塾で学んだ後は、杉並区の教育委員会の選考を経て、杉並区立小学校の教員として採用されることになります。財政的な裏付けが必要でございますので、現在のところ、山鹿市としては大変厳しいところでございます。

なお、12月にお話しされました、県が推進するなら手を挙げるかというようなことが話の中で出てまいりましたけど、もし、そういう動きが出ましたら、積極的にこれは検討していきたいというように思います。ただ、杉並師範塾の理念といいますか、気高い精神と卓越した指導力を持った人間力豊かな教師の育成という点につきましては、山鹿市でも県教育委員会との連携のもと、初任者研修等の中で大事にしているところでございます。

また、ＯＢの先生方の活用ということで、具体的な形でのお話しがございました。紹介されました角田先生、私も早速電話でいろいろ事情をお聞きしたところでございますけども、既に音楽につきましては、もう10年以上も前からこの取り組みはなされております。私は月２回かと思っておりましたら、毎週土曜日には公民館に集まりまして、少年少女合唱団を中心に、市内の音楽の先生方、あるいは市外からも関心・意欲的な先生方が集まりまして、そこでの指導があっております。まさに、実践そのものの技術の向上というのは図られており、その成果が山鹿小学校、山鹿中学校での全国的な評価。さらには、旧鹿本町で行われておりました心ふれ合いコンサートもその成果の一つではなかろうかと受け止めております。また、そのほかの教科につきましても、私どもとしましては精一杯、今、その活用を図っているところでございます。

また、指導力不足の教員への山鹿市での対応についてはということでございましたが、指導力向上を目指すという観点から、教育センター事業の中に、指導法改善講座等を設けまして、そこで取り組んでいるところでございます。

次に教育関係の２点目、教育センターについて、市の教育行政、ブロック制等にどのようにかかわってきたか。その成果は上がっているのかということについてお答えいたします。まず、山鹿市教育センターの事業として教育講演会、学校経営研修会及び指導技術向上研修会等を実施しております。成果といたしましては、それぞれの教師が個人実践目標を立てて、実践的な取り組みを行いますので、中学校での英語科の学力も確実に伸び始め、小学校におきましても全国標準学力調査等での算数科の学力成果も見られております。当然のことながら、授業の方も充実した授業の展開がなされております。

次に、山鹿市教育センターのブロックごとの事業としましては、学力向上、体育的行事、文化的行事を３ブロックごとに連携をとりながら実施してまいりました。その成果としましては、12月のときもちょっと申し上げたところでございますが、小学校の水泳記録会や陸上記録会において、お互いの泳法や走法について、先生方が自校のよさ、あるいは課題等を確認し、体力の面から認識ができたこと。また、音楽会におきましても、子どもたちの合唱や合奏、和太鼓、オペレッタなど、それ

ぞれの学校が持ち味を生かし、子どもたちから多くの感動を得ることができました。山鹿市の基本テーマ、人・はぐくむを目指し、教育センターの設置目的に沿った教育実践の取り組みは始まったばかりでございます。当然、数多くの課題が出てきております。毎月15日の学校公開の日や、あるいは各種大会での子どもたちの姿で成長の評価をしていただけたらありがたいと思います。

最後に、広報の件についてお答えいたします。教育センターの設置目的は、山鹿市の実態から生じる教育課題をとらえ、政策を企画し、推進することを目的といたしております。

すなわち、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育てるために、家庭・地域・学校が連携をとりながら、研修と実践に努めることといたしております。議員ご案内のように、この１年間は学校教育部門に力を注いできたところでございますが、残念ながらホームページ等により幅広く周知するまでには至っておりませんでした。これは一つは場所も一緒、それから同じような、職員も一緒と、共有している関係からそういう教育センターというインパクトが弱かったなと反省しております。しかし各ブロックでは、ブロック誌を発行したりして関係各位への周知に努めているところもあります。

また平成19年度には教育委員会独自の広報誌の発行も計画しておりますので、そちらでの啓発も考えてまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

続きまして、教育関係の３番目の教育委員会の設置場所についてのご質問にお答え申し上げます。教育総務課、学校教育課、社会教育課の３課につきましては、議員のご指摘もございましたように、事務所としては少し手狭でございます。現施設の拡張や移転等の検討を行ったところでございますけれども、結論までには至っておりません。この３課につきましては、申請、報告、相談、企画など事務的な要素も大変多うございまして、市役所と同じ場所か、その近くに設置した方が市民の利便性や事務の執行、本庁や関係官庁との連携及び経費面でも適切ではないかと考えているところでございます。なお、ご質問の中にございました玉名市の教育委員会は旧岱明町に教育総務課、学校教育課、文化課の３課の事務所が設置されておりますけれども、今後行政機能をさらに向上させるため、市役所、教育委員会を含めた新庁舎の建設が計画されていると聞いております。

また、宇城市教育委員会は現在旧不知火町に教育委員会が設置されておりますが、

宇城市役所の議会棟を改築して本年８月に移転予定と聞いているところでございます。本市におきましても総合支所の活用など公共施設の再編整備計画が進められておりますので、市長部局とも協議しながら、将来的な方向性を探ってまいりたいと考えております。

続きまして教育関係の４番、平成19年度の教育関係予算についてお答え申し上げます。まず予算についてでございますけれども、平成19年度一般会計当初予算全体では確かにご指摘のとおり3.7％の減となっております。しかしながら、その中で教育費は対前年に比べまして、平成19年度は率で約4.1％の増となっております。厳しい財政状況の中で、大変ありがたく思っているところでございます。本年度、市長の市政運営の主要施策の第１番目に、次世代の育成、人間力の強化が挙げられております。豊かな人間性と実践力を持った人材を育成することが、山鹿市の将来を担うことになるというふうに考えております。教育委員会といたしましても、この人づくりを念頭にさまざまな施策を展開していくこととしております。特に、今年度は他市に先駆けまして、これからの山鹿市の教育方針を明らかにするために、市民の意見や子どもたちの意見をもとに、ヒアリングやワークショップにより聴取し、市民の参加による教育基本計画を策定しているところでございます。この教育基本計画の中では、全市民で取り組む子どもの教育として、家庭・地域・学校・行政そして市民それぞれが連携して行う、市民総がかりの施策が掲げられております。平成19年度の主な施策についてのお尋ねでございますけれども、まずはこの教育基本計画を着実に推進するために、市民を含めた推進委員会を設置し、計画の着実な実行を図ってまいることとしております。

また、昨日の答弁でも、ご答弁申し上げましたように、少子化の中で、望ましい教育環境を構築するため、小中学校規模適正化等を検討してまいります。

さらに、学校教育では、子ども輝きプラン事業として障害を持つ子ども及び不登校生の支援、社会教育関係では青少年健全育成事業として、小さなことの積み重ねを大切に、全市で「早寝・あいさつ・朝ごはん」運動の定着及び家庭教育の充実を図ります。

また文化振興では、郷土を愛する人づくり事業として伝統芸能の後継者育成、及び隈部館保存活用事業。それから社会体育関係では、カルチャー整備計画の策定、青少年アスリート育成事業などに取り組んでまいるというふうに考えております。詳細につきましては、予算に関する説明書をご参照いただければと思います。以上で、ご答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。教員養成塾に関してですけども、私は杉並教員塾と同じようにやってくれと言ってるわけではありません。お金がないのはわかっておりますから、ボランティアのようにしてお願いしてもらうということの話です。そして、算数などは成果が点数などに現れますけども、音楽は成果をあらわしにくいので、市全体として発表会をやったらどうかという提案です。合唱団については、既にやっておられるようですけども、それを市全体の音楽の先生に対してお願いしてはということを言っております。これに対しての答弁は、次の教育センターについての答弁と一緒にお願いしたいと思います。実際に、こういうことをするのが教育センターの役目だと思っております。

次に、その教育センターについてですけども、事業内容は少しはわかりましたが、それを実行していく組織はどのようになっているのでしょうか、その点詳しくお尋ねいたします。

それと、もう少し事業をわかりやすく、具体的にこういうことをやって、こういう成果が上がりましたということも含めてご紹介いただきたいと思います。

次に、設置場所についてでですけども、現在は教育総務課、学校教育課、社会教育課がそれぞれ別の狭い部屋で区切られて、意志の疎通が図りにくい状態だと思います。先日も社会教育委員会と学校適正規模協議会が重なった時間に開催され、数名の委員が社会教育委員会を途中で抜けなければならない状況にありました。同じ教育委員会内での会議ですので、相互の連絡が滞っているのではないでしょうか。その点も心配しております。やはり３課がワンフロアーでお互いの顔が直接見え、意志の疎通が図れて、すぐに連携できる施設に移るべきだと思います。その方が本庁から離れるデメリットより、ワンフロアーによるメリットの方が随分多いと思います。新庁舎がもしもできるなら、それまでの間でも構いませんけども、その点、検討いただきたいと思います。答弁の方は、今のところたぶん平行線だと思いますので、その点に関しては要りません。

次に、教育関係の予算についてですけども、厳しい財政の中で少ない予算で最大の結果が出せるように知恵と努力を惜しまないで頑張っていただきたいと思います。一つだけ再質問させていただきます。全市で「早寝・あいさつ・朝ごはん」の運動

の定着を図りますということでした。ＰＴＡ連絡協議会の方では役員が本年度26小中学校すべてに訪問いたしまして、朝のあいさつ運動を展開しました。この「早寝・あいさつ・朝ごはん」運動を広めようと子どもたちにですね、「これ知っとるね。」と聞きましたけども、たいていの子どもたちは「早寝・早起き・朝ごはん」なら知っているという答えしか返ってきませんでした。「早寝・早起き・朝ごはん」というのは県の方が進めている運動ですね。この運動が肝心の学校には伝わっていないような気がしておりますけども、実際、その運動の進め方はどのようになっているのか、この点お尋ねいたします。以上、２回目よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の２回目のご質問にお答えいたします。音楽会などについては、ご提言を私ども受け止めまして、できるだけ、今ブロックごとにやっておりますけど、折を見て、これは市全体に広げるというそういう思いも持っておりますので、今後検討していきたいと思います。

山鹿市教育センターの組織としましては、所長を私教育長が、副所長を教育部長、首席審議員、山鹿市校長会長で受け持っており、本部での事業、それから南部ブロック、北部ブロック、東部ブロック、三つのブロックでの事業の推進をしております。各ブロックでは、ブロック長を学校長から、ブロック事務局長・副事務局長を教頭から。また学校教育向上班長を教務主任から選出して取り組み、そういう会議を年合計しますと10回程度開きながら、共通理解を図り推進を図っております。ただ、先ほど触れましたように、全部兼務という形でございますので、なかなかそのあたりが見えにくかったなあという思いを今持っております。本部の検討課題でございます。

次に山鹿市教育センター事業の具体例といたしまして、これは本部の事業におきましては、教職員の資質向上と指導技術の向上という視点からお話し申し上げます。

まず山鹿市内小中学校の学力の実態把握と分析を行い、学力の実態の課題を見つけ出し、指導力向上研修会を実施しております。小学校におきましては、算数科の指導技術向上研修会を年３回、中学校におきましては、英語科の指導法改善講座を年に３回実施し、市内のリーダー的存在の教師や、先ほどお話しありましたＯＢの教職員、さらに外部からの講師ということで指導力向上の研修を行っております。これも例えば３回でおしまいではなく、１回目と２回目のつなぎは各学校にその課題を返して、学校長に授業を見てもらい、それが１回、２回、３回とつながり、着

実に向上していくような形での取り組みをしております。

また、各小中学校の校内研修への派遣事業を実施しております。そこで、教科等の学力向上の研修及び教職員の資質向上に関する研修の指導を行っております。さらに学校経営研修としまして、自主的な研修を月１回午後７時より行っております。大体年10回ぐらいの予定で続けております。これは各企業や団体から講師をお招きし、管理職・教諭等のリーダー性を発揮するためのさまざまな研修により資質の向上を図ろうということでございます。

それから、ブロックごとの事業の児童、生徒の学力向上・学習態度の育成につきましては、各ブロックごとに保幼小中連携による合同授業研究会を実施し、これまでの各地区ごとの取り組みを再構成し、発展的に進めることで、教職員同士がお互いに学び合い、授業づくりの視点から高め合うことができるようになっております。ブロックによりましては、保小中の発達段階を見通した学習態度の育成のためのカリキュラムを作成し、実践化を目指す取り組みもなされております。

以上、山鹿市教育センター事業の取り組み例として述べましたことは、すべて教職員の資質向上・指導力向上にかかわることでございます。これにより、山鹿市内小中学校児童、生徒の学力向上に資することができるものと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

まだ答弁がありますよ。「早寝・あいさつ・朝ごはん」の広報につきまして、田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

申し訳ありません。「早寝・あいさつ・朝ご飯」、全国的には、「早寝・早起き・朝ごはん」ということで、これは全国の文部科学省並びにその推進協議会が進めていることでございます。

また地域によっては、この前来民小学校中心にしまして、幼保小連携がありました。そこで「あ・は・は運動」というような形でしておりました。要するに思いは、子どもたちの生活リズムをつくりたいということでございます。それで、そういう思いで、生活リズムの再構築ということで取り組んでおりますので、多少文言は違いますけども、特別支障はないものと今のところ思っております。それぞれの学校で覚えやすいように、動きやすいようにして取り組んでいくならばと思っております。

以上でございます。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁ありがとうございました。多少文言は違うということだそうで、自分たちは「早寝・あいさつ・朝ごはん」ということで進めようと思って活動しておりますので、できるだけやっている方も混乱しないような形でしていただきたいと思っております。

教育センターに関して、３回目の質問をいたします。昨年度からの新しい取り組みとして始まったわけですけども、メンバーはそれまでの教育委員会の方々がなされております。ということは、教育委員会と教育センターとの違いはどこにあるのでしょうか。わざわざ教育センターという名称を付けて事業展開をする必要性があったのかどうか。ただ枠組みをつくっただけではないのかと疑問に思います。その点について、再度ご答弁いただきたいと思います。

次に、この組織には教育委員４名の先生方はどのようにかかわってきているのか、その点もちょっとお尋ねしたいと思います。いろいろ活動内容を言っていただきましたけども、教育センターの設立の目的に、山鹿市の実態から生ずる教育課題を十分にとらえ、政策を企画し、推進するとありますが、現状をいろいろ現場の先生あたりに聞いてみても、ブロック制に振り分けても、そのきめ細やかな指導をしていかなければ、なかなかそれはうまく伝わっていかないと思います。今の状態はその目的にあった企画や推進を教えているのでなくて、全体を丸投げしているような感じに私の方は見受けられますので、その点が何か外部から見て上手くいってないのかなと思います。実際、教育長は大変お忙しく過ぎるので、教育委員会と今の教育センター、両方取り仕切るのは大変じゃないかと思っております。トップは教育長がおられて、教育センターに関しては、例えば教育委員の方が誰かがするとかですね、そういう形でもうちょっと教育センターの特色が出るような組織にしたらどうかなと思いますけども、その点再度お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の３回目のご質問にお答えいたします。教育センターにつきまして、いろいろな思いを述べていただくこと、大変ありがたいと思っております。今、大きくは教育委員会と教育センター、極端に言うと教育センターはなくとも同じではないかということになろうかと思います。これは県とか熊本市をみますと、全然別にですね、担当しているわけでございます。本市の場合、それが現実的にちょっと難しいということでありまして、将来的にはですね、今話されたようなのが理想だと、私たちも考えております。現実に教育センターは別の場所にあって、そこに責任者もいて、そしてそこからいろいろな指導にあたられると、あるいは研修を打つというのが理想だと思います。それを目指して、今スタートを切ったばかりでございます。そういう方向に今後私たちも思いをつなげていきたいと思いますので、どうぞ温かくご支援をお願いしたいと思います。

それから２点目の教育委員のかかわりでございますけども、これにつきましては、一応計画ができた段階、段階で教育委員会に打診しまして、この後どうしていくかということでございます。一つは学校教育の中にこれを大体つくろうというのが最初でございました。学校教育の中で、いわゆる教育研究所という形で最初のビジョンで出させていただきました。しかし、学校だけでは子どもたちのこの現状や将来を展望した場合に、子どもたちの、地域に置かれた厳しい現状はどうしようもないのではなかろうかということで、家庭教育、地域教育、ＰＴＡの方々、あるいは公民館活動そのほか多くの方々のお力添えをいただきたいというような話になりまして、学校教育、家庭教育、地域教育とそういう部会が広がっていきつつあるところでございます。教育委員は、今のところそのどこにも入っておりませんけど、そういう、言うならば顧問的な存在といいますか、その折々の事業につきましては、その都度提示し意見を求めて、その中で私たちも入れるべきところは入れると。厳しいところはもう少し時間をいただきたいという形でかかわっておるところでございます。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午前11時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

午前中の議会、大変お疲れ様でした。暖房も効いてきたことですし、あと少し残っておりますので、よろしくお願いいたします。

上水道の今後の計画について、お尋ねいたします。高橋・津袋地区では、かねてから要望があった簡易上水道が計画されております。そこで、ほかの鹿本地区についての今後の事業計画をお尋ねいたします。

私は以前、10年ほど前ですけども、鹿本町の上水道について質問したことがありますが、当時、町の答弁では、たしか平成５年頃に、住民アンケートを行った結果、つくってほしい人が75％いましたが、利用するという人は25％しかいないということで、事業計画が立てられなかったという答弁だったと思います。上水道というのは、道路と並んで市民の生活になくてはならない根本的なライフラインです。それが住民アンケートの結果が悪かったからといって、簡単に止めるのはおかしいと思っておりました。その当時は、下水道との関係もあり、なかなか進めづらい点もあったとは思いますが、住民に上水道の重要性をちゃんと説明した上で納得してもらう努力も必要だったのではないかなと思っております。同じようなことにならないようにと願っております。今後の事業計画の方、お願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

２点目の水道事業の今後の計画についてお答えいたします。水道は国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであると、水道法で定められております。本市におきましても、安心・安全で良質な水道水の安定供給を図り、市民の皆様がおいしく飲める水道の普及に努めているところでございます。鹿本地域における水道事業につきましては、地元から要望がございました高橋・津袋地区を、平成19年度より平成23年度までの５カ年計画で、国の補助対象事業により簡易水道施設整備事業として進めてまいります。

また、高橋・津袋地区以外の鹿本地域における今後の事業計画につきましては、平成19年度において、水道行政としての本市全体の水道整備計画を策定し、効率的な事業統合を検討しながら財政計画を確立し、市民の水需要に対処できるよう進め

てまいります。その全体計画の中で、鹿本地域についても考えてまいります。しかしながら、本市の水道事業の場合、上水道事業を企業会計とし、簡易水道事業を特別会計として経営しております。いずれも独立採算性を基本としておりますので、新たに水道の整備を実施する上では財源の確保はもちろんですが、事業に対する地元の皆様の強い要望が必要となります。

さらに事業完了後の加入申し込みの確約がないと、水道事業における巨額の投資効果が望めなくなりますので、経営が非常に厳しくなることをご理解いただきたいと思います。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご回答、ありがとうございました。人が生きていくためには、水は欠かせないものです。上水道が完備されていない地区での水質検査というのは、必ずやっていかなければならないと思っております。本市の水質検査の現状と、もし不適格とか、要注意となったときの地下水等に関しての対策はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

川野議員の２回目のご質問にお答えいたします。毎年、県が水質汚濁防止法に基づく水質測定を県内各地で実施されております。これは本来地下水の広域的な水質状況を把握するための調査でございますが、山鹿市においてこれを井戸水の水質を把握するデータとして活用させていただいております。検査地点としましては、地域の代表的な地下水質を監視するための定点監視調査や、県内を３カ年で巡回し、地域の全体的な地下水の概況を把握するための概況調査等があり、今年度は市内全域77カ所で実施されました。さらに、今年度は飲用井戸の衛生対策として、行政検査も40カ所で実施され、合計117カ所での井戸水の水質検査が実施されました。この中で、何らかの項目で飲用基準を超えた井戸が26カ所報告されております。

また、こうした県が直接実施される検査以外に市といたしましても、個人で検査を実施される場合に、補助を行っているところでございます。補助対象は、健康10項目検査、フッ素検査、ヒ素検査の３種類で、１検査につき1000円の補助を行っております。昨年度は15件、26項目の検査補助を行っており、また今年度も現在13件、15項目の補助申請があっております。こうした検査で、飲用水の基準値を超えた結果が報告された場合、保健所と協力して井戸の所有者の方をお訪ねして指導を行っているところでございます。特にヒ素やフッ素、硝酸態窒素など煮沸等通常の家庭での対応が困難な物質については、それを除去するための浄水器の設置補助を市独自で行っております。補助額は購入価格の２分の１、10万円を限度としており、昨年度は２件、今年度は１件の補助を行ったところでございます。今後は地域全体での水質状況をより詳細に把握するとともに、上下水道担当課とも連携しながら、市民の皆様の安全で安心な飲用水の確保について長期的な方策を検討してまいりたいと考えております。以上で、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁ありがとうございました。高橋・津袋地区の上水道が立派に完成して、上水道はやっぱりよかばいとなり、ほかの地域の住民も賛成するような、そんな上水道にしていただきたいと思います。答弁は要りません。

次に、文化財登録制度についてお尋ねいたします。旧山鹿市の町並みや鹿本町、その他の地区でも歴史上価値のある建物が多く残っています。それらをこれからも変わらないように、個人で維持し続けていくことは、この厳しい時代になってますます難しくなってきております。このまま放っておくとどんどん山鹿市の資産が消えていくのではないかと心配しております。この残しておきたい風景や歴史ある建物を文化財資産として生かす考え方が文化財登録制度です。ヨーロッパなどでは早くから定着しており、文化財保存に大きな役割を果たしております。建造物の保護にあたっては、重要文化財指定制度というものがありますが、これは該当する基準が厳しく、維持管理に規制が大変であり、本市でほとんど利用できません。これを補完するものとして文化財登録制度があります。登録された物件を登録有形文化財

といいます。この文化財登録制度というのは、建造物を活用しつつ、次の時代に伝えていくということで、所有者の意思を尊重しつつ、自発的な保護を図ろうというもので、簡単に言うとエアコンを付けたり、内装を変えたりということは自由にできます。外観を変えなければよいというものです。そこで、質問いたします。本市に文化財として歴史的に価値のあるものは幾つぐらいあるのかお尋ねいたします。

次に、鹿本農高の正門近くに来民文庫というところがあります。資料によると、農高の正門から来民文庫の正門まで83歩の位置だそうですが、行かれた方も多くいらっしゃると思います。ここの建物も古く、ほかにかすりや農耕用民具、養蚕関連民具、それに古本が10万冊などきちっと整理されており、ここまで歴史を調べて整理して展示されているということで、大変感心する施設だと思っております。ご主人の吉岡先生のその熱意と努力には頭が下がる思いをしております。歴史的価値については、私はわかりませんけども、ご主人も望んでおりますので、文化財登録等ができないものかと思っております。その点、お尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

一般質問の３点目、文化財登録制度についてお答えを申し上げます。文化財としての歴史的価値のあるものは、市として幾つあるかというご質問でございますけれども、文化財としての建物、文化財では建造物と申しますけれども、国指定がご承知のように芝居小屋の八千代座と国の登録文化財が九日町にございます当初安田銀行として建てられました灯籠民芸館の２棟でございます。市全体といたしましては、歴史的価値という面での調査はいたしておりません。ただ、旧山鹿市の市街地の一部を平成７年と８年に伝統的な建造物の概要調査をいたしましたときには、江戸時代の建物が10棟、明治時代が123棟、大正から戦前までが450棟という報告がございます。10年以上たっておりますので、かなり変わっているかと思いますけれども、山鹿市全体といたしましてはまだ調査ができていないという状況でございます。

次に、鹿本町にあります来民文庫が登録文化財としての価値があるかどうかということにつきまして、お答え申し上げます。登録文化財に当てはまる要件は、まず建築後50年を経過していることというのが基本でございます。それに加えまして、一つ目が国土の歴史的景観に寄与しているもの。二つ目が造形の規範になっているもの。三つ目が再現するのが容易ではないものという、三つの条件のいずれかに当てはまる必要がございます。来民文庫にございます建物につきましては、明治13年

建築の母屋、それから明治期に移築されました江戸末期の蔵が二つあるとお聞きしております。ただいま申し上げました基準１の国土の歴史景観に寄与しているもののうちの中で、具体的な例がございまして、その土地を知るのに役立つ場合、当てはまるとすればこれではないかと思いますが、ほかの地域にも古い建物はたくさんございますので、今後研究をさせていただければと思います。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。来民文庫については、個人の資産を投げ打って運営されております。地域の歴史やまちづくりにも大変貢献してもらっておりますので、市として何らかの応援策等は考えられないのでしょうか。その点お尋ねいたします。

次に、これからそれぞれの地域で特色あるまちづくりをしていくためには、身近な歴史的建造物を活用することが非常に大事になってくると思っております。今後も大切な文化財を積極的に活用していきたいと思っておりますが、文化財登録制度は平成15年１月現在で、ちょっと古いデータですが、全国で3146件も指定されておるようです。先ほどの答弁では調べていないということでしたが、これからそれを調査する予定もないということなのかどうか、文化財指定登録制度も含めてどのような計画があるのかないのかも含めて、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

２回目のご質問にお答え申し上げます。大変頑張っていただいております来民文庫に何か応援ができないかということでございますけれども、現在の文化財という面では今のところ直接お役に立つような補助などの制度はございません。

しかしながら、民具とかかすりの収集、そして展示、あるいは図書の収集、先ほどご紹介がございましたけれども、幕末から明治期、あるいは菊池川流域の歩みを

見ることができる資料館としての活動は大変、本当にご努力のたまものだと評価を申し上げているところでございます。そのようなソフト面での宣伝も含めまして、何ができるかを今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。

また、今後の山鹿市の施策といたしましては、現在新たな山鹿市の文化財の統一した基準を策定中でございます。これで、今後の文化財行政に役立てていきたいと考えております。

また、現在の山鹿市に神社、仏閣、民家、農家、そのほかの建造物がどの時代の建物が何棟ぐらい残っているかということにつきましては、まだ調査されておりませんので、今後ぜひ調査する必要があると考えておるところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、議案第65号　稲田財産区管理委員の選任についてまでの18案件は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第65号までの18案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２　委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第65号までを除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後１時49分　散会

～～～

３月２２日（木曜日）

平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第５号）

平成19年３月22日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第７号））

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）

議案第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成18年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第７号　平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第８号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第９号　山鹿市副市長の定数を定める条例

議案第10号　市長等の退職手当の支給に関する条例及び山鹿市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号　行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第12号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第14号　公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例

議案第15号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第26号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第29号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第30号　平成19年度六郷財産区特別会計予算
議案第31号　平成19年度城北財産区特別会計予算
議案第32号　平成19年度稲田財産区特別会計予算
議案第33号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第34号　平成19年度山鹿市水道事業会計予算
議案第35号　平成19年度山鹿市病院事業会計予算
議案第36号　平成19年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第37号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第38号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について（黒蛭地区コミュニティーセンター）
議案第40号　公の施設の指定管理者の指定について（蒲生コミュニティーセンター）
議案第41号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間研修センター）
議案第42号　公の施設の指定管理者の指定について（椎持研修センター）
議案第43号　公の施設の指定管理者の指定について（幸ヶ丘研修センター）
議案第44号　公の施設の指定管理者の指定について（農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（幸の国有機センター）
議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について（薄尾斎場）
議案第47号　市道路線の認定について
議案第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第49号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第50号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第51号　公平委員会委員の選任について
議案第52号　六郷財産区管理委員の選任について

議案第53号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第54号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第55号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第56号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第57号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第58号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第59号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第60号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第61号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第62号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第63号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第64号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第65号　稲田財産区管理委員の選任について
陳情第13号　療養病床の廃止・削減の中止を求める陳情書
陳情第15号　「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出をを求める陳情書
陳情第16号　小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための陳情書
陳情第18号　障害者の利用料軽減のために、山鹿市独自の支援策を求める陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第２　議員提出議案第１号　農業委員会委員の推薦について
第３　所管事務調査の委員会付託

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第７号））
議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）
議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）
議案第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成18年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）
議案第７号　平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第８号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第９号　山鹿市副市長の定数を定める条例
議案第10号　市長等の退職手当の支給に関する条例及び山鹿市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号　行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第12号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第14号　公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例
議案第15号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第26号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第29号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第30号　平成19年度六郷財産区特別会計予算
議案第31号　平成19年度城北財産区特別会計予算
議案第32号　平成19年度稲田財産区特別会計予算
議案第33号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第34号　平成19年度山鹿市水道事業会計予算
議案第35号　平成19年度山鹿市病院事業会計予算

議案第36号　平成19年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第37号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第38号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について（黒蛭地区コミュニティーセンター）
議案第40号　公の施設の指定管理者の指定について（蒲生コミュニティーセンター）
議案第41号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間研修センター）
議案第42号　公の施設の指定管理者の指定について（椎持研修センター）
議案第43号　公の施設の指定管理者の指定について（幸ヶ丘研修センター）
議案第44号　公の施設の指定管理者の指定について（農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（幸の国有機センター）
議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について（薄尾斎場）
議案第47号　市道路線の認定について
議案第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第49号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第50号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第51号　公平委員会委員の選任について
議案第52号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第53号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第54号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第55号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第56号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第57号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第58号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第59号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第60号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第61号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第62号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第63号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第64号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第65号　稲田財産区管理委員の選任について

陳情第13号　療養病床の廃止・削減の中止を求める陳情書

陳情第15号　「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出をを求める陳情書

陳情第16号　小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための陳情書

陳情第18号　障害者の利用料軽減のために、山鹿市独自の支援策を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第１号　農業委員会委員の推薦について

第３　所管事務調査の委員会付託

日程追加

第４　議案第66号　教育委員会委員の任命について

議員提出議案第２号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

議員提出議案第３号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

意見書案第１号　小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書

○

出席議員（30名）

１番	平	井	光	臣	君
２番	北	原	昭	三	君
３番	芹	川	正	美	君
４番	藤	原		豊	君
５番	立	山	秀	木	君
６番	立	山		隆	君
７番	原			徹	君
８番	平	井	邦	廣	君
９番	吉	本	政	幸	君
10番	池	田	誠	一	君
11番	堀		茂	幸	君
12番	永	田	紘	二	君
13番	森	川	昭	彦	君
14番	川	野		功	君
15番	古	荘	克	郎	君

16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
経済部長	藏原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
鹿本総合支所長	芹川孝弘君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	北井孝範君
経済部次長	有尾隆俊君
教育部長	八木田達博君

総務課長	幸村英星君
財政課長	戸次由夫君
企画振興課長	寺崎泰和君
市民課長	加藤光一郎君
都市計画課長	宮本栄次郎君
監査事務局長兼選管事務局長	有働　博君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　議案第１号～議案第65号

陳情第13号・陳情第15号・陳情第16号・陳情第18号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、陳情及び議案第48号から議案第65号までの全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて
（平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第７号））

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）

議案第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成18年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）

議案第７号　平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第８号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第９号　山鹿市副市長の定数を定める条例

議案第10号　市長等の退職手当の支給に関する条例及び山鹿市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号　行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第12号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第14号　公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例

議案第15号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第26号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第29号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第30号　平成19年度六郷財産区特別会計予算
議案第31号　平成19年度城北財産区特別会計予算
議案第32号　平成19年度稲田財産区特別会計予算
議案第33号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第34号　平成19年度山鹿市水道事業会計予算
議案第35号　平成19年度山鹿市病院事業会計予算
議案第36号　平成19年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第37号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第38号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について（黒蛭地区コミュニティーセンター）
議案第40号　公の施設の指定管理者の指定について（蒲生コミュニティーセンター）
議案第41号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間研修センター）
議案第42号　公の施設の指定管理者の指定について（椎持研修センター）
議案第43号　公の施設の指定管理者の指定について（幸ヶ丘研修センター）
議案第44号　公の施設の指定管理者の指定について（農村集落多目的共同利用施設下分田センター）
議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（幸の国有機センター）
議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について（薄尾斎場）

議案第47号　市道路線の認定について
議案第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第49号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第50号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第51号　公平委員会委員の選任について
議案第52号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第53号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第54号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第55号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第56号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第57号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第58号　六郷財産区管理委員の選任について
議案第59号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第60号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第61号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第62号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第63号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第64号　稲田財産区管理委員の選任について
議案第65号　稲田財産区管理委員の選任について
陳情第13号　療養病床の廃止・削減の中止を求める陳情書
陳情第15号　「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出を求める陳情書
陳情第16号　小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための陳情書
陳情第18号　障害者の利用料軽減のために、山鹿市独自の支援策を求める陳情書

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の報告を行います。

まず当委員会は、閉会中の１月16日午後１時30分より、議員控室におきまして、委員全員出席のもと、関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。継続審査

中の陳情４件の審査と閉会中の所管事務調査と決定しておりました学童保育施設の現地調査を行いました。

陳情第13号、療養病床の廃止・削減の中止を求める陳情書、採択することに賛成と反対の討論があり、挙手による採決をした結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

陳情第15号、「障害者自立支援法の働く場への適応中止を求める意見書」提出を求める陳情書、採択することに賛成と反対の討論があり、挙手による採決をした結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

陳情第16号、小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための陳情書、なお、慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

陳情第18号、障害者の利用料軽減のために、山鹿市独自の支援策を求める陳情書、平成19年４月より国の施策により軽減措置が取られ、市独自の軽減策は必要ではないだろうということから不採択すべきものと決しました。

審査終了後、所管事務調査として学童保育施設の現状を見るため、現地調査４カ所、菊鹿地区の２施設、山鹿地区の２施設を行いました。

次に１月24日、午後２時30分より議員控室におきまして、委員全員出席のもと、関係職員の出席を求め委員会を開催し、先の委員会で継続審査となりました陳情１件の審査と所管事務調査として、学童保育施設の現地調査を行いました。

陳情第16号、小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

審査終了後、学童保育施設の現地調査７カ所、鹿本地区の１施設、山鹿地区の５施設、鹿央地区の１施設を行いました。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案15件及び継続審査中の陳情１件であります。その審査の結果につきまして、ご報告いたします。

当委員会は、３月14日、16日の両日、本庁舎３階会議室におきまして午前10時より委員会を開催いたしました。委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　山鹿市老人集会場条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決することに反対する討論があり、挙手による採決をした結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　平成19年度山鹿市老人保健事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成19年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

継続審査中の陳情第16号　小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

なお、当委員会は総合保健福祉計画及び教育基本計画について、閉会中の所管事務調査とする旨を委員会で決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

本定例会におきまして、経済観光常任委員会に付託された案件は議案16件であります。

去る３月15日午前10時より議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。なお、議案第30号から議案第33号までの平成19年度各財産区の特別会計予算４案件、及び議案第39号から議案第45号までの公の施設の指定管理者の指定についての７案件を、それぞれ一括議題として審査いたしました。その結果につきましてご報告申し上げます。

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　平成18年度稲田財産区特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　平成19年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　平成19年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　平成19年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号　平成19年度稲田六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　公の施設の指定管理者の指定について（黒蛭地区コミュニティーセンター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　公の施設の指定管理者の指定について（蒲生コミュニティーセンター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間研修センター）、原案

のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　公の施設の指定管理者の指定について（椎持研修センター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　公の施設の指定管理者の指定について（幸ヶ丘研修センター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号　公の施設の指定管理者の指定について（農村集落多目的共同利用施設下分田センター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　公の施設の指定管理者の指定について（幸の国有機センター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

本定例会におきまして建設環境常任委員会に付託をされました案件は、議案８件でございます。

３月16日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果について、ご報告を申し上げます。

議案審査に先立ちまして現地調査を行いました。

まず議案第47号　市道路線の認定、方保田の平の上線の現地に出向きまして、担当職員から説明を受けました。

次に、国営公園化に向けて既に期成会が発足をされております。鞠智城を視察いたしました。温故創生館の木﨑館長から、鞠智城の歴史と現在の状況について詳しい説明を受けました。既に40億円を投入された鞠智城でございます。この国営公園化に向けて、市民一丸となってしっかりと努力をしていかなければならない、そのような思いを強く持ちました。

午後１時30分より委員会を再開、議案の審査を行いました。

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可

決すべきものと決しました。

議案第29号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号　平成19年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　平成19年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　公の施設の指定管理者の指定について（薄尾斎場）原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号　市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務企画常任委員長。

［総務企画常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務企画常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。

本定例会におきまして、総務企画常任委員会に付託されました案件は、議案14件であります。

３月19日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第７号））原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて、（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第３号　平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第８号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　山鹿市副市長の定数を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　市長等の退職手当の支給に関する条例及び山鹿市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、原案

のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号　山鹿市消防団条例及び山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号　山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告があっておりますので発言を許します。原議員。

［７番　原　　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

７番議員、日本共産党の原です。

私は、議案第23号　平成19年度山鹿市一般会計予算に反対を表明します。本来なら予算組み替え提案をしたいわけですが、残念ながらその条件をつくり得ませんので、反対討論を行います。

私は一般会計予算案に全面的に反対というわけではございません。予算案には市民の立場に立った積極的な予算が多分に計上されております。文教厚生関係では鹿本中学校プール改造１億1130万円、子ども輝きプラン3926万円、新入学児童支援事業882万円などです。

しかしながら、私は次の３点から反対するものです。１点目は同和行政、すなわち解放同盟への補助金問題です。これは一般質問でも取り上げました。19年度は18年度より134万2000円減額して987万2000円計上してあります。18年度は124万5020円減額して1121万4000円でした。合併して２年間で、258万7020円を減額したことになります。減額したこと自体に対して一定の評価をするものですが、みずから組織した運動団体の諸会合の経費、17年度は300万円ですが、そのために市民の税金を充てることは誤りであり、削除すべきだと考えます。このような予算を長期にわたって組むことは同和問題の解決になるどころか、部落差別を固定化することになります。旧同和地区を特別扱いすることは、即中止しなければなりません。今、全国では解放同盟の利権あさりや腐敗に司法のメスが入り、解同タブーが崩れ、ＮＨＫをはじめ、マスコミがやっと同和問題を取り上げるようになりました。大阪では、飛鳥会事件が発覚、解放同盟飛鳥支部長が大阪市から駐車場の管理委託を受け、32年間にわたって収益金約６億円を私物化して逮捕されました。

また、同和地区にある民間病院芦原病院に大阪市が長期にわたって約320億円もの不正補助金を支給していたことも発覚しております。京都市では生活保護費の横領、覚せい剤、買春などで逮捕者13人、懲戒免職20名を出すなど市職員の同和行政絡みの犯罪、不祥事が続発しました。奈良市では解同幹部の職員が病気を理由に５年間で８日しか出勤していないにもかかわらず、給与のほぼ満額2475万円が支給されていました。このような理不尽な不祥事発生の要因は差別が現存する限り継続するとして、旧同和地区を特別扱いし、同和事業を続けてきた結果であります。このことは、人権の名に隠れて実質的に同和向け予算を継続し、逆に旧同和地区住民と周辺地区住民との差別を固定化する役割を果たしてきたにほかなりません。同時に、議会も不正や利権に対して見て見ぬ振りをし、不公平な予算を容認してきた結果生じているものであります。同和関係予算を廃止して、同和行政を終結する自治体がふえております。県段階では長野県、高知県、福岡県、奈良県などです。日本共産党はこれまでと同様、同和行政に対して毅然とした態度で臨み、公正・公平な予算を要請してまいります。

２点目は、乳幼児医療費助成事業費の問題です。19年度は助成事業に8500万円が計上してあります。熊本日日新聞には乳幼児・児童医療費助成事業費について、菊池市１億1400万円、昨年度比3000万円増、対象者を小学校３年生まで拡大、菊陽町

１億500万円、昨年度比3300万円増、対象者を小学校３年生まで拡大と報じております。もちろん病院での窓口払いなしであります。この制度に関して、山鹿市は近隣自治体に比べて大きく立ち遅れてしまいました。一般質問で市長は公明党の北原議員の質問に医療費補助の手続簡素化のために、郵送でも受け付ける旨を答弁されました。これは昨年12月議会での私の共稼ぎ家庭の場合、勤務を休んでまで手続をしないと医療費は補助されないとの指摘にもこたえたものであります。一定の評価をしなければなりませんが、しかしこのような措置、処置だけでは病院での窓口払いは依然として残っているわけであります。本制度のすぐれた点は、医療後の医療費の持ち合わせがない場合でも子どもが病気のときには気兼ねなく診察を受けられる。つまり、早期発見・早期治療で子どもの命・健康を守るということにあると思います。山鹿市総合計画にも掲げられていますように、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを実現するためにも、近隣自治体のように乳幼児医療費助成事業費の予算を増額し、市民の願いである窓口払いなしを実現すべきではないでしょうか。

３点目は、国保税の一般会計からの繰出金の問題です。市の国保税への一般会計からの繰り出しは、18年度の６億2856万円から、19年度は５億6893万円となり、約6000万円が減額となっています。安倍政権の構造改革路線継続は、規制緩和で中小零細業者の仕事が激減、また農産物輸入自由化、減反政策による農業切り捨て政策等で格差と貧困がますます進行しております。その影響で国保税を払いたくても払えない世帯が急増し、全国では18年６月時点で滞納は480万世帯、制裁措置で国保証を取り上げられて資格証明書発行は35万世帯を超えております、厚生労働省調べです。山鹿市の場合、担当課の調査報告では国保利用１万3307世帯のうち、滞納は3140世帯。納入率は全国平均よりも低い76.4％であります。その中で資格証明書発行が304世帯。短期被保険者証発行1237世帯となっています。資格証明書交付世帯は国民健康保険証が取り上げられ、病院での医療費は一度全額を支払わなければなりません。したがって、医療費を持たないために体調が悪くても病院に行けず命を落とす場合も生じているわけであります。市はこのような状況を放置して、一般会計からの繰り出しを減額するのではなく、減免制度を設け、払いたくても払えない滞納世帯を支援してやるべきではないでしょうか。そうすれば、国保納入率もペナルティー基準であります92％を上回り、交付金3000万円の減額も解消されるわけです。無慈悲な国民健康保険証の取り上げ中止を強く要請するものであります。

以上、反対理由を３点述べて討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、通告による討論は終わりました。ほかに、討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号及び議案第２号の２案件を一括採決いたします。

議案第１号及び議案第２号の２案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり承認されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第３号から議案第７号までの５案件を一括採決いたします。

議案第３号から議案第７号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第８号から議案第22号までの15案件を一括採決いたします。

議案第８号から議案第22号までの15案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、15案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第23号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第24号から議案第36号までの13案件を一括採決いたします。

議案第24号から議案第36号までの13案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、13案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第37号から議案第47号までの11案件を一括採決いたします。

議案第37号から議案第47号までの11案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、11案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第49号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第50号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第51号　公平委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第52号から議案第58号までの六郷財産区管理委員の選任についての７案件を一括採決いたします。

議案第52号から議案第58号までの７案件について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、７案件は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第59号から議案第65号までの稲田財産区管理委員の選任についての７案件を一括採決いたします。

議案第59号から議案第65号までの７案件について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、７案件は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第13号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第13号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立少数であります。

よって、陳情第13号は不採択することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第15号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第15号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立なしであります。

よって、陳情第15号は不採択することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第16号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第16号は採択することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第18号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第18号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立なしであります。

よって、陳情第18号は不採択することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

日程第２

議員提出議案第１号　農業委員会委員の推薦について

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

日程第２、議員提出議案第１号　農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

おはようございます。議員提出議案第１号について、提案理由の説明を申し上げます。農業委員会等に関する法律第12条第２号の規定により議会推薦の農業委員に議員提出議案第１号に記載のとおり、飯川　叶君を推薦するものであります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第１号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は原案のとおり推薦することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　所管事務調査の委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第３、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

地方自治法第109条第９項及び会議規則第98条第１項及び地方自治法第109条の

２第５項及び会議規則第98条第２項の規定により、常任委員会並びに議会運営委員会の所管事務審査資料収集並びに調査を平成19年度中にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査資料収集並びに調査を付託することに決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程追加

日程第４

議案第66号　教育委員会委員の任命について

議員提出議案第２号　山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

議員提出議案第３号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

意見書案第１号　小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま議案１件、議員提出議案２件、意見書案１件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。

この際、議案１件、議員提出議案２件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案１件、議員提出議案２件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第４、直ちに一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。杉焼助役。

［助役　杉焼義文君　登壇］

○助役（杉焼義文君）

おはようございます。審議をいただきます議案第66号を説明申し上げます。

議案第66号　教育委員会委員の任命について、平成19年３月22日提出。

次の者を山鹿市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第１項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所　山鹿市鹿北町岩野115番地、氏名　井上富夫、昭和22年６月26日生まれでございます。

提案理由といたしましては、教育委員会委員の欠員に伴い任命しようとするものでございます。次のページに略歴を記載いたしております。ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（高野誠二君）

提出者、太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

議員提出議案第２号。山鹿市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年６月７日に公布され、議会制度に関する事項が同年11月24日に施行されました。これに伴い、山鹿市議会会議規則の一部を改正する必要があり、提案するものです。

改正の主な内容でございますが、第14条第２項は、これまで12分の１以上の賛成者により認められていた議案提出権が、会議の実質的な審査を行う委員会に認められたものです。

第37条第２項は、委員会提出の議案は原則委員会に付託しないことを規定したものです。ただし、必要がある場合には、議会の議決により付託できる旨の規定であります。

第78条、第79条は会議録が電磁的記録、コンピュータ処理された記録により作成可能となったため、改正するものです。

附則といたしまして、この規則は平成19年４月１日から施行するものです。

続きまして、議員提出議案第３号。山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほどの地方自治法の一部改正及び今期定例会に提案されました議案第11号　行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例が先ほど可決されましたことに伴い、山鹿市議会委員会条例の一部を改正する必要があり、提案するものです。

改正の主な内容でございますが、第２条は、部設置条例の一部改正により組織が

改編されましたので、委員会の名称及び所管事項の改正を行うものです。

第８条第２項は閉会中においては、常任委員を議長が選任できる旨、規定したものです。

附則といたしまして、この条例は平成19年４月１日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

意見書案第１号を、職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意見書案第１号

平成19年３月22日提出

小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　永田　紘二

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

いま、若い親たちは、仕事と子育てを両腕に抱え懸命に家庭を育んでいます。

子育ての大きな不安の一つに子どもの病気があります。子どもは病気にかかりやすく抵抗力が弱いため重傷化することも多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切です。その一つとして子どもの医療費の心配をなくすことは、大きな子育ての支援になります。

乳幼児の医療費無料制度は、すでに多くの市町村で実施され、親たちへの大きな励ましになっていますが、市町村の独自制度として行われているために制度内容には財政困難などを理由に大きな格差があります。

どこに生まれても子どもが等しく大切に育てられるためには、国として制度を創設し市町村を支援していくことが求められています。すでに多くの自治体で国の制度創設を求める意見書が出されています。

以上の理由により、小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求めます。

記

1．小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月22日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長　河野　洋平　様
参議院議長　扇　　千景　様
内閣総理大臣　安倍　晋三　様
厚生労働大臣　柳澤　伯夫　様

○議長（高野誠二君）

意見書案第1号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、永田紘二議員。

○11番（永田紘二君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号、議員提出議案第2号、第3号及び意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号　教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議員提出議案第２号及び第３号の２案件を一括採決いたします。

議員提出議案第２号及び第３号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、意見書案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成19年（第１回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前10時55分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**丸　山　康　昭**

山鹿市議会議員　**古　田　信　助**